

会 議 記 録

会議名称	平成 23 年度第 5 回 杉並区外部評価委員会（入札監視委員会）
日 時	平成 23 年 11 月 7 日（月）午後 3 時～午後 5 時
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、奥、岩崎 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、行政改革担当副参事、経理課長、 総務課長
配布資料	資料 1 報告書 資料 2 回答書 資料 3 杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について 資料 4 入札参加除外措置一覧 資料 5 教師用指導書購入に係る事故について 資料 6～13 入札・契約制度の改革 資料 14 工事契約 審議案件 資料 15 委託・賃貸借契約 審議案件 資料 16 物品の購入契約 審議案件 追加資料 1～4
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 報告 ①再苦情申立てに係る報告書及び回答について ②契約における暴力団等排除措置について ③教師用指導書購入に係る事故について (2)平成 22 年度入札及び契約に関する外部評価について 3 今後のスケジュール等について 4 閉会

○会長 それでは、皆さん、きょう出席予定の委員の方々にご出席賜っておりますので、ただいまから平成23年度第5回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思います。

本日は、ちょっと別の会合に出なきゃいけないということで、〇〇委員がご欠席ということで、きょうは1名の欠席ということでもあります。しかし、5名のうち4名の出席がありますので、この会議は成立しております。

本日、主要な議題といたしましては、平成22年度の入札及び契約に関します入札監視の役割としての外部評価というのが主たるものであります。では、まず最初に、事務局の方から、配付資料等の確認並びに説明をあわせてよろしいですか。報告事項について、まずお願いでしょうか。

○経理課長 経理課長の森でございます。本日、よろしくお願いたします。

私のほかに、契約事務に携わる係長級の柴山、岡田、長畦の三係長も説明者として同席させていただいておりますので、よろしくお願したいと思います。

最初に、配付資料の確認でございますが、次第と資料1から5まで、それぞれ資料単位のもの、資料6から13までの一つづりのもの、それから、14の、少し、単体ですが、つづりが厚いもの、15、16という資料と、あわせて追加資料としまして、1から4を配付させていただいております。

1から16までは事前にメールでお送りしたものと同様のもので、追加が追加資料の1から4でございます。

よろしいでしょうか。

○会長 はい。不足等、ございませんですね。

それでは、説明、報告をお願いいたします。

○経理課長 ご報告に入る前に、1点お断りがございます。本委員会は公開とされておりますが、一方で、入札事務の関係で、公正、公平性を担保するために非公表とする情報も取り扱う形になっております。このため、傍聴者がいる場合において、そういった内容についてのお尋ねがあった場合は、一たん保留をさせていただく場合がありますので、ご了承くださいたいと思います。

主な非公開のものとしましては、入札予定価格のうち非公開とされているもの、最低制限価格、低入札調査基準価格などがございます。また、予定価格が非公開であれば、必然的に落札率も非公開という形になりますので、追加資料の1にお配りしていますが、その中で赤字にて表記されている部分の落札率だとか予定価格が非公開のものという形になり

ますので、ご了解いただきたいと存じます。

それでは、引き続き最初の報告事項の説明に入ってよろしいでしょうか。

○会長 はい。

○経理課長 それでは、報告の1でございますが、「再苦情申立てに係る報告書及び回答について」ということでございます。

こちらの方につきましては、先日来、皆様にご尽力いただきまして、指名停止に係る再苦情申立てに係る審議をいただいたわけですけれども、委員会から区への報告書が資料1でございます。区が事業者に対して回答したものが資料2でございます。委員会の報告書をもとに、基本的に考え方を同一としておりまして、指名停止は取り消さない旨の回答を行ったものでございます。

資料2の後ろの方の一番最後に書いてありますが、3の「2に対する回答」ということで、そのまた最後の方ですが、「委員会報告書を踏まえ、慎重に検討した結果、本件再苦情申立ての趣旨は認められず、よって、本件指名停止は取り消さないものと決定しましたので、その旨回答します」という形で、事業者の方には回答をしているところでございます。

その後、事業者からは、本件に関しての質問や異議の表明等、問い合わせ等は今のところ入っておりません。当委員会として初めての再苦情申立てに係るご審議であったわけですが、会長を初め皆様のご尽力をいただいたことを、改めてお礼を申し上げるものでございます。

報告の1に関しては以上でございます。

○会長 はい。

では、続けてお願いします。

○経理課長 はい。続けて、報告の2でございます。「契約における暴力団等排除措置について」ということで、資料3と4でございます。

杉並区では、このたび暴力団の排除措置を、資料4に書いてありますが、初めてとりまとめました。その関係の報告となります。

再び資料3に戻りますが、新たに暴力団の排除要綱を、杉並区では今年4月の契約から取り扱ってございます。区の要綱では、排除した場合には本委員会に報告することとなっております。本日報告しているものでございます。

この資料3のところにいろいろ書いてありますが、暴力団を排除するに当たっての排除対象者の範囲、排除の期間、暴力団員等による不当介入に対する通報・報告の義務を事業

者に課していたり、また警視庁との間で連絡協議体制を確立したりした形で、4月から取り組んでいるものでございます。

資料3の次の別表を見ていただきたいのですが、こちらの方に細かく、排除する場合の要件等を1号から6号まで示してございます。

資料4の方の今回の後藤解体工業株式会社でございますが、これは1号の暴力団員等の経営関与に該当するものでございます。ただ、これにつきましては、当区の契約案件ではなく、他自治体の契約案件で判明したものについて、警視庁を通じて情報提供を受け、その内容が当区の要綱の1号に該当するというので、当区においても入札参加除外期間を設定したものでございます。

以上でございます。

○会長 はい。

では、次をお願いします。

○経理課長 はい。続きまして、資料5になりますが、「教師用指導書購入に係る事故について」ということでございます。

最初に、ちょっと追加資料2をごらんいただきたいと存じます。こちらに地方自治法の96条と区の条例を抜粋してございますが、地方自治法では、一定の金額以上や一定の要件を伴う契約や財産の取得につきましては、条例で基準を定めて、議会の議決を受けることを課しております。にもかかわらず、議会の議決を経ないという案件が生じたということでございます。

最初に、今年の10月、中野区教育委員会で、教師用の指導書の購入契約において、本来議会の議決に付すべき案件であったにもかかわらず、議決を経ることなく契約を締結していたことが新聞報道等で流れ、発覚いたしました。このため、当教育委員会においても同様のものがないか調査を行ったところ、平成23年2月と平成21年3月、報告の資料5を見ていただきたいと思いますが、この2件、教師用指導書購入において、本来、議会の議決に付すべき案件であったにもかかわらず、議決を経ることなく契約を締結していたことが当区にもあったということが判明しました。

区といたしましては、法令に定められた契約締結と財産取得の重要な要件を欠く行為があったということで、資料5の裏面でございますが、裏面のとおり、再発防止策を大きく4つ定めて、再発の防止に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目は、「議決案件の一本化」ということで、今回、主にこういうことが生じた理由

といたしましては、区長が持っている契約締結権限を各所管の部課長に委ねているところなんですけれども、その場合において、単に委ねるだけではなく、契約の議決案件については、基本的には、もう各部課長に権限を委ねないで整理していくというのが最初の議決案件の一本化ということで、すべて経理課の契約としていくという形で、再発を防止していきたいということでございます。

2つ目は、「チェック機能の強化」としまして、一定額以上の主管課契約については、基本的には、主管課の中で完結していたものを、その決裁ルートに経理課長協議を加えて内容の確認を、経理課のスタッフがあわせて行っていくというものでございます。

3番目に、こちらの委員会のことでございますが、「第三者機関によるチェックと議会への報告」ということで、区の入札及び契約事務を第三者の立場から監視していただいています当委員会において、これまで物品購入契約は審議対象としてこなかったんですが、2,000万円以上の物品購入契約を審議対象としてご依頼申し上げ、高額案件の監視機能の向上を図っていくということでございます。この委員会は、法のもとで、主に公共工事の部分での談合や、そういった入札時の不正を防止するというチェック機能として発足した経過がございます、委員会との協議の中で、最初、工事、その後、委託という形で対象範囲を広げてきたわけでございますが、これまで物品契約について対象としてこなかった経過がございますので、改めてこの委員会に、物品についても審議をお願いをしたいということでございます。また、この委員会によるチェック・審議結果については、区議会の総務財政委員会に報告したいと考えてございます。

4番目は、「研修の強化」といたしまして、職員の契約事務に関する研修を強化して、再発防止を図っていくことであります。

以上、4点の再発防止策を、あわせてご報告するものでございます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。若干5分ぐらい、質疑があれば、お願いします。

最後のご報告の事項ですが、これはこれでいいと思うのですが、ちょっと不可解なのは、これ、小学校の教科書採択が云々と書いてあるのですが、中学校の冊数が異様に少ないのは、何が原因なんですか。ちょっと気になったのは、小学校の冊数に比べて中学校の冊数が余りにも少ないので、逆に言うと、中学校は、これは何のために指導書を購入なさっているのかというのがやや違和感があるのですが。これは本題とは関係ないですけども、わかれば教えていただきたい。

○経理課長 教科書の採択の関係で、中学校の部分については移行措置がとられておりまして、一部分のみが対象となっているということで、全部の教科書ではなかったということだと思います。

○会長 ええ。ただ、それにしても、やや不可解な。直接本論とは関係ないですがね。

○経理課長 それと、小学校の方が6学年あって、全体としての母数が大きいということがあると思います。

○会長 ええ。それはわかるのですが。そうですか。

どうぞ、○○委員。

○委員 これは初歩的質問で教えてほしいのですが。そもそも委任できなかったものが委任されていたということと理解しましたが、委任できないというのは、金額の要件ではなくて、教科書の図書だということと委任できないんだと、そういうものだったということなんですか。

○経理課長 すみません。私の説明がちょっとよくなかったかと思うのですが、委任は正当に教育委員会の庶務課長にされておりました。それに対して、図書類に対しては上限が定まっていなかったと、幾らでもいいという形になっていたということとでございます。

一方、議決につきましては、4,000万以上の——こちらの追加資料の方に書いてありますけれども、これは財産の購入という形になりますが、4,000万以上については議決が必要だったということです。4,000万以上の図書の購入を、所管課長が議決を経なければいけないのですが、基本的に所管課長に委任されているものについては、そういうものが生じないというふうに錯覚して見過ごしてしまったものです。従いまして、そういう錯覚が起きないようにするため、委任規則を改めて、もう4,000万以上のものについては、一切所管課長には委任をしないと、そういう形をとるのが再発防止の1でございます。

○委員 要するに金額の方がもともと委任できないという条件になっておったということなんですね。要するに、4,000万以上のものはできないと。

○会長 委任ではなくて、議決が必要だと。

○委員 議決が必要。

○経理課長 はい。委任されたものについて、議決が必要だという別の規定を思い至らなかったということです。

○委員 いや、委任をするということは議決をしないということとイコールでしょう。

○経理課長 いえ、それとはまた、別でございます。

○委員 違うのですか。

○経理課長 はい。議決は議決の要件を条例で定めておきまして、委任は委任規則でまた別に、区長の権限を委任するという形で、別に定まっていたということでございます。

○委員 そうかな。委任というのは、議決を経ないで執行部門に委任していて、それを再委任する格好で部課長さんに委任すると、そういう仕組みじゃないのですか。

○経理課長 失礼しました。契約権限は基本的に区長が持っているということで、区長の契約権限を委任するという、区長の権限の中での委任ということでありまして、先ほど私が申し上げている意味はそういう意味の委任でございます。

○委員 だから、区長にそもそも委任されていない事項があるということですか。

○経理課長 4,000万以上は議決を経る必要があるということで、区長に権限があっても、議決を経ることが、契約の、財産取得の要件となるということが自治法上課せられているということです。

○委員 それは委任ということの定義が、ちょっと僕の理解と違うんですけど。委任するということと議決するということはオーバーラップするということなのですね。議決を要件としていながら委任はされているということが、論理的にあり得るということですね。

○経理課長 はい。契約をするもので高額のものは、建物の工事だとかそういうものも、区長が契約権者ではあるのですが、仮契約までして、その後、議会の議決を経るという形をとります。

○会長 よろしいですか。あと、ご質問等ございますか。よろしいですね。

ちょっと、案件がきょうは多うございますので、また後ほどお時間があれば戻ることいたします。

きょうの本題の平成22年度入札及び契約に関します外部評価につきまして、まず入札・契約制度の改革状況の説明をしていただいて、引き続いて案件の——案件は、これは、工事、委託、物品というように分けて、これはやった方がいいでしょうかね、多分。案件が多うございますから。とりあえず、まず入札・契約制度の改革につきまして、資料6から13に基づきまして、説明をお願いいたします。

○経理課長 はい。それでは、資料6をご覧くださいと思います。まず、この部分が全体の目次的になっておりますので、資料6が入札・契約制度の改革ということで、区の基本的な方針やもろもろのデータが入っております。

資料7が、年度別入札・契約制度の変遷ということで、工事と委託についての年度別

に変化してきた内容を記しております。

資料8が落札率の推移、資料9が年度別の入札形態別平均の参加事業者数、入札にどのくらいの数の事業者が参加したかという一覧でございます。

資料10が業種別の競争入札登録事業者数、11、12、13が、ごらんとおり、指名停止業者一覧等でございます。

それでは、中身に入りまして、まず資料6をごらんいただきたいと思います。

1ページの入札・契約制度の基本的な方針ですが、区では、区民の信頼の確保、区内業者を中心とした事業者の健全な発展を主眼といたしまして、上の方に書いてありますが、一つ目に、入札・契約締結における透明性の確保、公平な競争の促進、適正な施行・履行の確保、不正行為の排除を掲げ、この間、事務執行に努めてきたところでございます。

なお、現在、入札・契約制度に起こるさまざまな課題が提起されており、他団体での公契約条例の制定などの動きもございます。こうしたことから、最後のところに書いてございますが、庁内に現在、契約検討の委員会を立ち上げて、杉並区における今後の公共調達のあるあり方等、方向性の検討を現在行っているところでございます。

次に、1ページの2以降でございますが、これは、この間、区が取り組んでまいりました入札・契約制度の改革の概要について、分野ごとに、2ページ、3ページ、4ページ、5ページとずっと続きまして、10ページまで記してございます。この部分については、昨年もご説明申し上げましたので、きょうは時間がないので割愛をさせていただきまして、少し飛んで11ページになりますが、横のところですが、11ページ、12ページには、杉並区で実施しております工事、委託、物品の契約方式について記しております。一般競争入札、指名競争入札、随意契約について、それぞれどういう基準でやっているかということを示したものでございます。こうした基準に沿って、それぞれの入札形態をとっているというものでございます。11ページが工事、12ページが委託、物品でございます。

次に、13ページでございますが、入札結果の一覧でございます。こちらにつきましては、それぞれの予定価格、契約金額、また平均の落札率を示しているところでございます。

それから、次は資料7と8に飛びまして、17ページでございますが、こちらの方は年度別の入札・契約制度の変遷として、入札方式、予定価格の公表の取り扱いがどうなっていたかということ、工事と委託別に記載したものでございます。いずれも年度別の統計資料、落札率などをグラフ等にして、わかりやすく表示しているところでございます。

なお、落札率につきましては、平成22年度は、区の緊急経済対策、区内事業者を優先と

した取り扱いのことですが、3年目を迎えた年次で、平均落札率がどうなるかなというところが少し関心があったわけですが、結果的には、工事の平均落札率については、14ページの下段、右下に書いてございますとおり、90.67%で、21年度の90.08%とさほど変わりがなかったということでございます。

また、委託・賃貸借の平均の落札率は、15ページ、16ページにそれぞれ記載しておりますが、こちらの方についてもほとんど変わりが無いという形ですので、去年から今年にかけては、落札率の変化は、平均としてはほとんど出ていない、変わっていないという形でございます。

それから、23ページに少し飛びまして、こちらの方は資料9でございますけれども、平成14年度以降の入札参加者の推移を、一般競争入札と指名競争入札別に整理したものでございます。1案件ごと、何社が入札に参加をしているかというところで、競争性を担保する上での一つの目安になろうかということで、工事案件は、指名競争入札については、おおむね5から6程度の間、一般競争入札については、10から11程度の間で推移してきているということでございます。

委託・賃貸借物件についても、それぞれここに記載したとおりでございますが、指名については7社ちょっと、一般競争入札についてはやはり10社から11社程度というところで推移してきているということでございます。

それから、24ページでございますが、こちらは10月1日現在の登録事業者の業種別の一覧で、こういった業者が区内、区外に存在しているという形で、これらがすべて入札の対象となるわけではないのですが、分母としてこういう数の業者が存在するという参考資料にしていればと思います。

それから、資料11の28ページでございますが、こちらの方は、過去3年間の指名停止措置の状況の一覧でございます。20年度から21、22ということで、最後の30ページに、23年度の参考としまして、先日ご審議いただいた再苦情申立ての案件について記しているところでございます。

それから、31ページの資料12ですが、こちらにつきましては、入札を行ったけれども落札に至らなかった不調案件の数と内容を示しているもので、トータルで7件、いずれも委託・賃貸借の分野での7件で、工事ではございませんでした。

最後になりますが、32ページ、資料13という形で、入札・契約制度の経済的な意味での臨時的緊急措置という形で、区内事業者限定の発注枠の拡大等、こうした形で現在取り組

んでいる内容を記しているところでございます。

資料のご説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

個別の案件に入る前に、改革の概要と、あと、今お話があったような指名停止の状況、これはこれから我々が行います22年度の個別審査にも関係がないわけではないのですが、この、例えば株式会社さらいというのは、これは直後にもう、契約は辞退しているんでしょうね。2月3日に指名停止があったということはそういうことですよね、多分。

○経理課長 そうです。

○会長 そうですか。それで間に合ったのですか、これは多分、制作委託は年度内ぐらいに完成予定だったんでしょうね、多分。新しく業者にかわって、年度を越えたのですか、結果的には。

○経理課A 委託担当係長です。辞退したものですから、2番手の業者の方に価格の交渉をさせていただいて、ご指摘のとおり、3月末までにつくらないといけないものですから、随意契約という形で契約をさせていただいて、無事、履行については完了したということでございます。

○会長 そうですか。そうすると、随契、大体この落札額とほぼ同じぐらいの金額で、多分交渉されたということですね。

○経理課A ええ。当然2番手のところよりもこのさらいの方が低かったから当初落札をしたわけですが、2番手の金額で契約をしたということになります。

○会長 ということですか。交渉されなかった。交渉はしたけど、やっぱり2番手の…

○経理課A 当然、話としては、自治法に基づいて落札した額という規定がありますので、その金額で交渉したわけですが、その金額ではできないということで、2番手の額という形で随契をしたところでございます。

○会長 はい。承知しました。

あと何か、個別に入る前に確認しておきたいこと等がございますか。

○○さん。

○委員 質問ですが。32にあります臨時的緊急措置の結果、どうなったということの、ご説明を先ほど少しされましたが、この効果として、入札率じゃなくて入札参加者が減ることが目的であったんだと、僕は思うのですが。それで、この23ページですと、それ

があらわれているというのはどこで見たらいいんでしょうか。むしろあらわれていないということなんじゃないかな。

○経理課長 全体としては、余りあらわれていないのかなという感じはします。23ページの平均の数ですと、やっぱり平均ですので、案件が多いものですから、ならされていくということだと思うんですが。ただ、工事の案件等言えば、やっぱり若干少ない、区外業者がなくなった……

○委員 19年度から見ると、これ。

○経理課長 そうですね。19年度の途中からでしたので、20年度。

○委員 20年度から見ても、あまり明確に影響は出ていないですね。

○経理課長 12が10に下がったというところをどう見るか。またその後11に上がってきていますので、余り変化はないかなと。ただ、確かに区外業者がなくなっているわけですから、減っているものはもちろんあると。ただ、契約全体ではなく、こちら32ページに見ていただくとおわかりのように、例えば工事であれば、金額によってそれぞれ扱いが違ってきますので、もともと金額の大きなものだけとかいうのは、そもそも案件の数が少ないですから、そういったものの関係ももちろんあるということでございます。

○委員 でも、目的からすれば、その500万未満というところを、1億5,000と、かなりのところまで上限を上げたわけですね、区内業者に限るというのを。一つ一つのことはわかりませんが、いわばハードルをぐっと下げたわけですから、それが出なければ、緊急対策としてやった意味が、ないんじゃないかというふうに思うわけですね。それがまさしく目的だったわけですからね。どうやってそれを総括したらいいのか、非常に難しいわけですね。落札率は、これはそのときそのときで変わりますが、業者数が変わることがむしろ目的だったんだと僕は思っているのですけどね。

○会長 でも、結果的に区内業者への発注がふえたかどうかということですが、最終的な内容は。参加業者数というよりも、受注額が。

○経理課長 それは32ページの下段のところに、受注比率が記してあります。

○会長 でも、受注額でしょうね、区内業者の。

○経理課長 ええ。額と件数の比率がそれぞれ入っていますが。

○会長 一応上がっているんですよ。

○経理課長 若干、19のところと21のところ。

○会長 金額で96から99だから、やっぱり効果あったと見ていいんじゃないですか、です

から。それがいいことかどうかはまた別にして。なかなか難しいところですけど。一応これからいうと、上がっているのです。

○経理課 A 3,000万未満について、この限定の上に区内優先指名というカテゴリーがありましたので、業者数が担保できる場合は、優先指名をそれまでもしていたという実情がありますので、それを優先ではなくて限定に変えたというのがこの緊急措置の内容ですので、そういった意味で、数字的には若干影響が出ているという形に、結果としてなっているということだろうというふうに思っております。

○経理課長 私どもは、区外を排除しても、なるべく入札としては競争性が担保できるように数は確保したいと思いますので、従来よりも基準を下げて区内業者が参加できるようにするとか、指名のところにおいては、区外が出ていった分、区外を指名しない分、区内の方を優先的に指名していくとか、そういう形で数は保とうと努めたということももちろんございます。

○会長 これは、明らかに工事の場合は、いずれにしてもかなり区内業者の拡大はもう既に図られているわけで、そういう意味では、効果はかなり限定的と言えれば限定的になるだろうと。

では、よろしいですか。個別に、これから、きょうの本題であります、工事、委託、物品に分けて、やりたいと思います。

個別に資料14の、まず工事が8件ですかね。これ、1件ずつやらなきゃいけないので、じゃあ、案件番号1番からご説明をお願いしますか。

○経理課長 はい。1番目の狭あい道路拡幅整備工事、その1からその6でございますが、1ページから12ページまでが、6件分の発注公告になっております。入札経過調書は13ページ以降になっております。13ページをちょっとお開きいただいた方がわかりやすいので、13ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、この6件とも、いずれも一般競争入札で、JVではなく単体の発注でございます。日程は2月17日に公告、3月8日に開札、予定価格は税込みで667万4,456円でございます。この予定価格は209の種類の種類と言っておりますが、いろんなものの単価を合計したもので設定されているものでございます。その1の場合、13ページに書いてありますが、17社が入札に参加して、13社が同額で入札であったため、1から13までの中央土建までが同じ金額であったため、くじ引きにより落札業者を選んで、くじ引きの結果、一番上の株式会社街路というところが落札者として決定されたということでございます。落札率

は78%でございます。

その次の14ページをお開きいただきたいんですが、こちらの方も、その2は17社参加で、1社が無効、15社が同額。15ページは、その3は18社が参加で、1社辞退、2社無効、12社同額ということで、以降、その4、その5、その6とも、10社程度の同額があつて、それぞれ辞退があつて、先にとつたところ、これ、二つはとれませんので、無効という形になっている会社数がふえていっているという形で、いずれもこの6件が一体となった道路補修工事であるために、そういう形になっております。当然、外形的にはいずれも落札率が78%で、それに多くの会社が78%で同額で入れているという形態がとられているところから、本件の議題の対象になったというふうに理解しているところでございます。

私からは以上でございます。

○会長 これは、かなり各委員の方、ご関心があると思うんですけど。まず、その1からその5までを、単価契約は単価契約にしても、工事の細かい内容については差があるんじゃないですか、通常思うには。その1からその6、全く同じものとは理解しがたいのですが。

○経理課長 これは区内を大きく……

○会長 多分延長で切っているんだと思うんですけど。

○経理課長 三つのエリアに、まず分けています。三つのエリアの中で、二つの業者がとるような形になっております。なぜかという、どこでどういう道路の拡幅が、これ、2項道路といひまして、市有地、区道も含めて、狭い道を広げるという工事ですので、その家が、建替えが起こったときとかに広げるんで、あらかじめ計画が立てられないものです。申し出があつてやるという形で、どこでどのくらい出てくるかがわからないものですから、単価で何メートル、どのくらいのことをやったらという形の工事になっています。

○会長 そうすると、一応形式的には標準系でやるから、内容も同じだというふうに理解してよろしいんですか、本当に。

○経理課長 5メートルのものを同じように5メートル広げると、同じ単価になる。ただ、その場所がどこでどのように広がるか、どのような形態のものが必要となってくるかがわからないものですから、単価契約でという形になります。

○会長 わかります。ただ、じゃあ、全く、実際に工事をやってから起こる事象については、設計変更か何か出てくるので、それは全く当初の単価の設定には、予定価格のところには一切影響して、実際、でも、少し値段が違うんだな、予定価格が、嫌らしいことに。そうすると、予定価格も理論的に同じでなけりゃいけないんですけど、6674——これ、言

ってもいいんですかな。

○経理課長 はい。

○会長 6,674,456というのがあったり、6,674,486というのがあったりしますので、論理的にちょっと理解できないところがあるんですが。

それともう一つ、非常に不思議なことに、十何社も何で同じ価格が出てくるのかということが、情報は漏れていないと思うんですが、情報の共有化は少なくともこの入札業者間においてあったとみなすことも可能なので、それがないということは、どういうふうにして、経理課としては対応、チェックをされているのかということですね、我々としての関心は。

○経理課長 申しわけありません。会長、今、その5の数値は、間違っていました。

○会長 間違い。じゃあ、直してください。

○経理課長 全部同じでございます。失礼いたしました。

○委員 全部同じですよ。

○会長 その5が、でも、6674486になっている。

○委員 19ページが間違っている。

○会長 19ページが間違っているんですね。

○経理課長 19ページが間違っています、失礼いたしました。

○会長 じゃあ、理解できないわけではない。

○経理課長 すみません。まず、その部分は。

○会長 じゃあ、直してください、まず。

○委員 これが正しいわけでしょ。この赤いやつね。これ、場所はいろいろ点在しているんですか、幾つかあるでしょ。これ、みんな、同じ場所を区切ったわけでは。場所が多分違うんですよ。

○経理課長 全体に大きく三つのブロックに分けているんですね。その中でどういうものが……

○経理課 B 工事担当係長です。よろしく願いいたします。

工種の内容が、例えば舗装を、50センチの舗装ですとか10センチの舗装ですとか、そういうものごとに、1メートルごとに単価を設定していただいて、その合計を入札ということで競争していただきます。発注案件ごとに指示書が出まして、本日はこの場所で50センチの舗装が10メートルあるとか、そういう指示書が出ますので、それごとに、指示

書によって工事が施工されるということになります。

例えば、単価については、50センチの舗装ですと、1メートルで1万円前後ですとか、10メートルですと1万5,000円前後ですとか、そういったような単価が積み上がっていきます。

○会長 これは、さっきの、ちょっと疑問をまだお答えいただけていないんですけど、各業者のこの三つの内訳書というのは当然出てくるんじゃないか。単価契約のそれぞれの入札の根拠資料的なものは。

○経理課長 内訳に関しては出てきません。

○会長 こないですよ。

○経理課長 はい。

○会長 後で出てくるわけですね。そうすると、多分僕も含めて皆さんの疑問は、何ゆえに十数社が同じ額を提示してきたのか。それで、区の情報は漏れていないにしても、業者間において何らかの情報の共有化なり結託があったのではないかという蓋然性があると思うのですが。それがなかったということは、でも、入札の透明化の過程で、経理課としてはチェックされる必要があるわけですね。それをどういうふうにしてなされたかという説明をお願いできますか。

○経理課長 はい。これ、〇〇%でそろっているのは、〇〇%が最低制限価格だから、これよりも金額が下がると失格になってしまうということで、〇〇%という形で皆さんそろってきたと考えます。

○会長 これは非公表ですよ。

○経理課長 非公表です。じゃあ、この〇〇%が、なぜ事業者が〇〇という形で把握できたかということになるんですが。

○会長 そうです、そうです。

○経理課長 この狭あい道路の整備工事、これ、今回、その1からその6までですが、年間20ございます。その20までであるということでございます。これは2010年の3月に入札を行ったわけですが、それより前に、半年前に、前年度分として、10回程度入札を繰り返してございます。その中で、昔はこの率は実は〇〇%だったんですが、〇〇に変えた関係で、大きく失格をしたり、とれたりしたことを繰り返すことによって、〇〇だろうなということを、業者が推測したと考えられます。

○会長 そこがちょっと不透明ですけどね。

○経理課長 それを、この入札経過調書というのは公表されていますので、その10回分を

見たときに、どのラインで失格をして、どのラインでとれているかということ、10回分を見ていくと、〇〇という数値を推測できる。

○会長 割り出せるんですか。

○経理課長 割り出せるということでございます。それ、割り出せたことで、区側がこれを変えればいいじゃないかということももちろんあり得るんですが、これ、単価を実際積み上げて、どの部分が採算ラインかということ、現場の所管課と十分詰めていますので、これを不用意に、そのためのゆえに、相手が知っているからというゆえに、〇〇に変えてみたり、〇〇に変えてみたりするというのは、今度はこの入札に、ばくち性といいますか、本来の積算とは違う要素で、それを推測することによって入札に及ぶということで、かえってよくない結果をもたらすということも考慮いたしまして、当初決めたラインをそのまま維持していったということでございます。

○会長 そうすると、でも、この問題は、23年度においても、今現在起こっているということですか。

○経理課B はい。多少景気の動向等が変わっておりますので、案件によっては、くじ引きを行わないケースも出ております。

○経理課長 要は、この〇〇というのはぎりぎりなんですね。自分たちに積算能力がないから、もう、そこで採算がとれるだろうと思って〇〇でやってみたら、実際一部は赤字が出たりするので、〇〇じゃやっぱやれないよという思いをした結果、別の要素も今生まれているという説明ということでございます。

○会長 なるほど。ということらしいですが、いかがでしょうか。

どうぞ、〇〇先生。

○委員 この〇〇がぎりぎりのラインだということは、過去の調書を見れば大体推測できるというのはわかりましたけれども、そうであるとしたら、この〇〇のラインを上回る入札額を入れているところは、幾つか上回る金額も同じ額なんですよね。違う会社なんですけれども、同額で、上回る額をわざわざ入れていると。それはどうして。

○経理課長 それは、先ほど申し上げた10回の中で、計算間違いをして、そのラインを〇〇だとか、〇〇だとか見込んだということにすぎないというふうに、あくまでも推測できます。

○委員 そうですか、違う会社は。

○経理課長 ほかの会社は、ここで、例えば13のところは、13社まで〇〇と見込んだんで

すが、その後の16と17は、別の比率で同じ額を掛けたということです。過去の10回の例を調べていなかったか調べ損ねたかということが、これはあくまでも推測ですが、ということではないかということです。

○会長 ただね——あ、そうかな。

○委員 そうですかね。だって、例えばマルト建設株式会社というのは、その2のところでは5,021,733円、その3の方ではちゃんと〇〇%。

○会長 そうそう。どんぴしゃりなのがあるんですね。

○委員 ぴたり入れているんですよ。何かおかしくないですか。

○会長 どんぴしゃりだったり、どんぴしゃりじゃないところがあるんですよ。だから、僕はやっぱり何か情報の共有があるのではないかと思うんですけどね。

○委員 あるのかなと思います。

○経理課長 先ほど申し上げたとおり……

○会長 1社は確かに、このうちのどれかは正しく推定して、その情報が流れているということが本当になかったんですかということの、やっぱり検証が必要じゃないかということなんですね。

○経理課長 〇〇だとわかっているけど、このエリアで、もしくはに至ってとった場合、自分の持っている資材置き場から遠い場合は不利益なので、そこのくじには参加したくないという思いが生じたりすると。この3カ所というのはエリアごと分かれていますので、自分が南部のところをやって、北部のところのエリアをとって、もし同じ率で入れてとって、落としてしまった場合には、そこまで資材を運んでいってやらないといけないというような、かなり大きなコストになってしまうんですね。そういったこともあるからということで、場合によっては、わざわざ外れるために、かといって、これにエントリーしておくということは、その後の指名競争だとかそういったときの、指名を受ける、受けないとかいうことにとって、業者にとっては入札に参加するということは実績につながりますので、そういう入れ方をするという場合もあるということです。

○会長 はい。ということらしいですが。

○委員 じゃあ、とった人が次にもう降りるというのは、これはどう理解するんですか。

○経理課長 これは、まず複数とれない形になっておりますので。

○委員 ああ。これでオープンするのは、この1、2、3、4というふうに順番にオープンにしているから、業者さんは1の方でとれればすぐにわかるわけね。公開の仕方はそういう

ふうになっているわけですね。

○経理課長 はい。

○委員 だから、もう、どんな形であろうが、1回目というか、前の方でとれたら、参加しているのは参加しているけど、とれないというルールになっているから、もう辞退するしかないよということになるわけですね。

○経理課長 はい。もしくは、もう時間がかなり短い単位なので、全部入れておいて、結局とれたところは、あとは失格になっていきますので、失格になるのを覚悟で全部入れているということです。したがって、それからあと、とれたところが全部失格になっていております。

○委員 失格というか、無効ね。

○経理課長 失格というか、無効になっていっているということでございます。

○委員 無効というのは、意味としては失格と同じなんですか。失格というか、つまり、もう前にとれているから、次の2番目にオープンにしたところは無効になっているというのは、無効という意味は、区側が無効ですよというから無効であって、失格と同じ意味だということですか。

○経理課 B この場合の無効は、入札参加がなかったということに扱うということはあらかじめ公告しておりますので、それに従って、入札参加がなかった、したがって無効という扱いになっております。

○委員 なかったことにするというよりも。

○経理課長 21ページのその6の帳票を見ていただくとわかるのですが、これが一番最後のものですので、14から18までの間については、14番目の街路については、その1を落札したため無効と、その次はその3というような形で、無効が表記されていると。入れてはいたけれどもという形になります。

○委員 辞退はそうじゃないわけね、辞退の方は。自分から進んで、辞退したわけね。

○経理課 B はい。そのとおりです。

○委員 それはどういう意図で、どういう理由で辞退したのですか。

○経理課 B 辞退の場合は、恐らくほかの大きな案件を確保したですとか、日々のこうした仕事に関して必要がなくなったということと思われれますが。

○経理課長 この単価契約の道路の整備工事というのは、事業者さんにとっては、平均的に毎日にランニングしていくような事業になっているわけですね。それ以外に、特別な大

きなものを自分が発注した場合は、そちらに関心が当然向くと。たとえそういうのを持っていたとしても、あいている日にちが生じたときに、資材と人を有効に活用するために、こういったベースとなる契約は、多少金額が低くても何とか持っていたいと、こういう思いで参加しているというのが実情でございます。

○会長 はい。まあ、わからんわけではないです。承りました。

我々としては、これで黒だという証拠がないので、今の説明をとりあえず了ということ

で。

○委員 もう一点だけよろしいですか。すみません。これ、金額からすると、3,000万円未満ですので、この臨時的緊急措置が行われる以前は、区外業者も参加していた。参加可能だったわけですね。それで、この緊急措置以前とこの措置導入後とで、こういった傾向にそもそも違いがあったのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○経理課 B はい。発注見込み額が2,000万を下回る、または2,000万前後、入札実施要綱では3,000万を下回りますと、区内、先ほどご説明いたしました優遇ということで、これだけの業者の確保ができておりますので、区内案件として、従来から実施しておりました。

○委員 従来から区内業者限定という形に、結果的になっていたということですか。

○経理課 B はい。そうっております。

○委員 そうなんですね。じゃあ、比較はできませんね。

○会長 はい。よろしいですか。

○委員 ちょっと、私、この表で、ちょっとわからないんだけど。落札価格と契約金額はいいんだけど、発注見込み額は、どういう意味なんですか。

○経理課 B はい。発注見込み額は、この単価、先ほど申し上げたように、50センチの舗装であれば幾らと、そういったものを積み上げていって、最終的に指示書が幾つかたまって、実施した金額がこの発注見込み額に達した段階で、この契約は終了ということになります。おおむね、この金額まで請負工事が発注される可能性があるという見込み額ということになっております。

○委員 この落札価格とか契約金は、ある工事の単価なの。それが積み重なって、発注見込み額になるということですかね。

○経理課 B はい。単価と数量を掛け合わせたものが、結果的に、最終的に発注見込み額に達して終了ということになります。

○委員 この落札価格と契約金額は、ある単価なんだ。例えば、何メーターとか、そういう単価。

○会長 単価契約です。

○経理課長 やる事業としてはたくさんありますので、必ずこのライン近くまでは行くという、仕事としてはたくさんあるということです。ただ、予算の上限がありますので、やれる範囲が限られてくるということです。

○会長 はい。それでは、1番の審議は了として、2番をお願いいたします。

○経理課長 はい。2番は井草中学校の改築建築工事でございます。発注公告につきましては23ページから25ページ、入札経過調書は26ページでございます。入札経過調書の26ページをご覧いただきたいと思います。

入札方式は一般競争入札で、3社のJVによる入札でございます。予定価格は税込みで23億979万円でございます。入札につきましては、3社の区内JVが参加し、入札は2回行って、最終的には落札率99.55%で、渡辺・江州・大一建設共同企業体が受注したものでございます。これは予定価格が23億円余りの建築案件で、入札実施要綱に基づき、建築工事が3億円を超えるとJVという形ですので、JV発注となっているものでございます。

以上でございます。

○会長 はい。これ、区内業者はどれに、それぞれ、3社のうちどれが区内業者になるのでしょうか。

○経理課長 これ、全部です。

○会長 いやいや、全部じゃないでしょ。

○経理課長 この9、ここに載っている9社全部が区内業者でございます。

○会長 全部そうなんですか。それもなかなか。それは1社でいいわけですね、本来。

○経理課長 はい。

○会長 ですよ。しかし、事実上、区内業者のジョイント・ベンチャーになって、入札参加者はそうだったということですね。

○経理課長 はい。

○会長 ということらしいですが、どうでしょうか。○○委員。

○委員 これ、1回目が落ちないのは、理由はどうしてなんですか。

○会長 それは予定価格。

○委員 だって、予定価格は23億でしょ。

○経理課長 失礼しました。こちらの予定価格は税込みで表記されていまして、ちょっとわかりにくくて大変申しわけありません。入札が、こちらは税抜きで出ていますので、税抜きの予定価格は21億9,900万ですので、いずれも超えていたということでございます。

○会長 でしょうね。それはそうでしょうね。

いかがでしょうか。

○委員 これ、区外業者はどうして参加しないんですか。それは推測でしか言いようがないですが。

○経理課長 そうですね、ここでお話しする事業者のお話は、先ほどの落札率も含めて、全部推測ですが、やはり、学校の建築工事というのは、そんなに難しい工事ではありませんので、自分たちの持っている技術の範囲でできるということを考えますと、特段大手のゼネコンを連れてこなくても、この工事に基本的に対応できるというのがまず1点あるのかなと思います。それから、あとは、区内でやはり組んだ方がやりやすいというものももちろんありますので、そういったことかなと考えます。これがちょっと難しい工事になると、当然技術力等も含めて、区外を呼ばないとできないなというようなことも生じるということでございます。

○委員 区外にも当然公告しているから、区外の手業者がここに入りたいという、そういう意向を持っていたとしても不思議はないですよ。でも、入ってこないというのは、何らかの不文律みたいなものがあって遠慮しているとか、そういうことですか。

○経理課長 区外がもちろん入っているときもありますので一概には言えませんが、その辺はちょっと業界の中の話ですので、何ともわかりません。

○委員 いや、額的に大きければ、このようなケースだったら、大手業者あるいは中堅どころの業者が入ってきたいという気持ちは相当持っているはずですよ。だけれども、地元ジョイントに対して遠慮があるとか、ちょっと思ったのですけど。

○委員 これは杉並区内では、すべて大きい方ですよ、かなり。

○会長 まあ、それはそうでしょうね、「A級」と書いていますからね。

○委員 1番、2番を争うところでしょうね、皆さん。

○会長 はい。いずれにしても、形式的には特に問題は認められませんので、2番の案件はこれで了解したいと思います。

それでは、3番目、お願いいたします。

○経理課長 はい。井草中学校の旧校舎解体工事でございます。先ほどの建築工事の前提

となる工事が行われて、旧校舎を解体したものでございます。発注公告文が27ページから29ページ、入札経過調書が30ページでございます。

こちら30ページの経過調書をお開きいただきたいと思いますが、一般競争入札で、こちらは金額の関係で、2社JVで行っております。予定価格は税込みで1億3,080万9,000円でございます。入札には12社のJVが参加いたしまして、落札率は54.61%でございます。低入札調査を実施しております。落札業者は、ごらんの山口・三浦建設共同体でございます。

なお、本件は、先ほど冒頭申し上げました、暴力団の排除措置の実施以前のもので、11番目に後藤・新栄建設共同企業体、後藤というのは先ほどの排除を行った業者でございますが、この当時は排除する前でございますので、参加していたということでございます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。これは2社がジョイントをつけられた理由というのはどこにあるんですか。

○経理課長 金額面でございます。

○会長 金額だけですか。

○経理課長 はい。

○会長 予定価格1億を超えると、ジョイントになるんですか。

○経理課長 基本的には、その他工事の部類になりまして、1億を超えるとJVになります。

○会長 そうですか。

ということですが、いかがでしょうか。

○委員 要するに低価格を下回ったので、調査をやったというんですが、その調査をやった何がわかったということですかね。僕の推測としては、このひき家・解体工事という仕事の性格からすると、この予定価格のかなりのウエートが人件費だと思うんですね。にもかかわらず54%になったというのは、一体その人件費に許容されるだけの、何がわかったということでしょうか。

○経理課長 はい。調査に当たりましては、低入札の審査を行ったわけですが、一つ目は自社運搬処分にてコストの削減が可能だったということです。また、現場管理について、履行場所の情報に精通している、こちらの方は区内業者ですね、ほかのところは区外ですけど、こちらは区内業者のため、現場にも近いということで、管理費等を削減ができたということが大きな理由でございます。調査の結果の大きな理由で、それについて、過去の工事实績等も総合的に検討した結果、履行に支障がないというふうに低入札の調査委員会

で判断したため、契約にゴーサインが出たということでございます。

○会長 はい。ということですが。

これは、去年も何かこういうのがありましたね。

○委員 そうですね。やはり心配されるのは、解体後に適切に分別され、リサイクルされるべきものはされ、そして、きちんと適正処分されるべきものはされている、そのためのコストがしっかりと見込まれているのかどうかというところがやはり気になるところです。不法に投棄したり、不法に処理すれば、その分コストは浮くわけですから、そういった不適正な対応がなされていないということを、しっかりと事後的にやはり確認していただく必要はあるかなと思うんですね。入札の段階では、当然適正な処理がなされるということが前提ですけれども、その後のフォローというのも、こういった案件についてはしっかりと見ていただく必要があるかなと思っています。

特に、これぐらいの規模の工事になれば、建設リサイクル法の対象にもなるかと思えますし、それから、当然、廃棄物処理法上の産廃のマニフェストなんかもあると思えますので、そのところ、きちんとしっかりとフォローして——そもそもフォローなさっているのかどうかということも確認させていただきたいと思えます。

○会長 仕様書には、当然そういうことを書いていないんですか。

○経理課 B はい。当然記載しております、リサイクル法の対象工事であることは、発注公告文にもうたっております、その処理費用に関しては、大まかではありますが、明細をあらかじめ提出させまして、契約を締結しております。

なおかつ、検査の段階では、最終処分場までの経路の追跡写真を添付させておりますので、確実に最終処分まで行っているということ。それから、コスト的な面でも、確実な費用明細を提出させております。

○会長 はい。では、よろしいですかね。

続きまして、次の4番ですか、高井戸小学校。

○経理課長 はい。こちら、高井戸小学校の環境整備工事でございますが、発注公告文はページ31から32で、入札経過調書は33ページでございます。一般競争入札でございます。予定価格は1億4,990万8,500円でございます。区内5社が参加して、入札は1回で、落札率は99.46%でございます。落札業者は株式会社興建社でございます。

こちらは高井戸小学校の校舎竣工後の運動場整備と周辺の整備工事という形でございます。

以上でございます。

○会長 はい。いかがでしょうか。先ほどのジョイントにも出てきた会社ですけど。

これはこれでいいと思うんですけど。これ、6月ぐらいから工事をやって、11月ぐらいで終わるということですよ。

○経理課長 はい。

○会長 これは、この工期はどうやって決まったんですかね。例えば夏休み中に終わるかというのであれば意味がありますが、グラウンド整備。

○経理課 B はい。それはもちろんそうでございます。学校が開校中に旧校舎の解体をして、仮設校舎等があったグラウンドにそちらの整備をして行うということで、夏休みに主に行う工事ではございました。

○会長 そうですか。ということですが。

○経理課長 なお、ここの調書ではちょっとわからないのですが、この高井戸小学校の改築工事につきましては、3社の J Vで行ってございまして、この興建社が筆頭の共同企業体の代表会社でございました。

○会長 それはいいわけですか。

○経理課長 いや、いいかどうかはわかりませんが、ここに書いていないので、一応ご報告しておいた方がいいかなと。

○会長 だから、逆に、何でもまとめてやらないのかという気もしますが、まとめては、できないんですか、契約は。

○経理課 B 外構工事につきましては、建築後の、または建築中、校舎を使いながら、かなりいろいろな学校等から要望、PTAからの要望等もございまして、そういったものを踏まえて、最終的に整備するということではございますので、このような別発注となっております。

○会長 そうですか。当然、それは有利な立場ではあると思いますけど。

○委員 さっき、ジョイントはいくら以上と言いましたか。

○経理課長 その他工事の場合は1億以上で、建築工事の場合は3億以上でございます。

○会長 ここはその他に該当しないということですね。

○経理課長 これは建築工事です。

○会長 だから、3億の方でひっかけるから、ここは単独でいいということですね。

○経理課長 そうです。はい。

○会長 はい。よろしいですか。

では、次、お願いいたします。

○経理課長 はい。次は5番目の桃井第二小学校受変電設備工事でございます。

発注公告については34ページと35ページ、総合評価方式ですので、落札決定基準が36から43、学識経験者の意見聴取結果が44から45、入札経過調書は46という形になっております。

こちらは、価格だけではなく、技術力なども加味して行う総合評価方式の入札を行ったものでございます。

本件の説明に入る前に、簡単に、総合評価方式について、追加資料をご用意しましたので、追加資料3をちょっとご覧ください。

追加資料3でございますが、杉並区で現在行っております施工能力等審査型総合評価方式という方式についての簡単な説明でございます。区では、もともと総合評価方式につきましては、芸術会館の舞台機構工事等に既に行ってきたところでございますが、区市町村が発注する、一番小さな、比較的簡易なものをやるタイプとして、この施工能力等審査型を導入しております。これはもともと東京都が総合評価方式で、三つここに書いてありますが、技術提案型、技術力評価型、それと、この施工能力審査型、三つ行っているのですが、その中の一番簡易なタイプでございます。

原則として、予定価格が3,000万以上の工事から対象としているということでございます。落札者の決定につきましては、通常の入札で出てくる価格の部分の価格点と、施工能力評価点、工事成績や配置予定技術者の資格、配置予定技術者の実績や地域貢献等を点数化したもの、価格を点数化したものと両方合算して選ぶという形でございます。

裏面をご覧ください。評価の項目としましては、価格点については、ここの算式に基づいて数字が出てきます。それと、施工能力の評価点、技術点等につきましては、まず、工事評価の評定点が一番多くて13点あるわけですが、この13点を得るための、下の工事成績評定点が左下の表に書いてありますが、この間の直近の三つの工事成績の総評点を平均したもので、どの部分に値するかによって、工事成績の評定点が振り分けられるものです。最高が13点で、最低が0点という形になっているということです。

それ以外に、2番目に、上の表に戻りますが、配置予定技術者の資格点や実績点、それと、地域貢献等の評価点ということで、区内業者であれば2点、区内に本店を持っていれば2点、支店であれば1点と。あと、区との災害時の協定を結んでいる業者であれば0.5、

防災活動等の実績があれば0.5、品質・環境の配慮ということで、ISOの認証があれば1点、雇用対策等で障害者の雇用や子育てに対して努力している事業者であれば1点つくという形で、評価の点数が決まっております。それを合算したもので、評定を、入札において選ぶという形になっているということでございます。

それでは、申し訳ありませんが、本体の方の資料の46ページに戻っていただきたいんですが、こちらの方で入札が行われた経過を示しております。1位が栄新テクノですが、価格点が32.7、先ほどの算式でこの1,879万円を算式に置きかえると、32.7点になるということでございます。施工能力の評価点が18点あり、合計値が50.7という形で、ここが1位になったということでございます。金額面での落札率は、ここには書いてありませんが、63.6%でございました。以下、2位以下のところがずっと書いてございますが、価格点が表記されております。

なお、9番以降については、予定価格を上回っていたため、評価はしてございません。8番までで終わっているという形でございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 はい。これは地域じゃなくて施工能力評価点と書いていますが、これには地域貢献等のポイントも加わっているということよろしいですか。

○経理課長 はい。

○会長 そういう意味合いですね。

○経理課長 はい。

○会長 はい。わかりました。ここは圧倒的に価格で決まった感じですか。

○経理課長 そうですね。最終的には価格をひっくり返すような、施工能力の評価点で逆転するようなことは、起きてはいないということです。

○会長 それと、調査基準価格を下回ったので確認したというのは、それはどういうことなんですか。

○経理課長 この63.6%で、金額が低入の価格調査の基準でしたので、調査を行ったということでございます。積算単価等について、工事の実績、会社の経営状況等を調べた結果、問題がなかったということです。

○会長 はい。これは小さな工事で、とりあえず総合評価方式を試してみたという感じですね。

○経理課長 はい。

○会長 特に問題はないかと思いますが、よろしいですか。

では、次、お願いいたします。

○経理課長 はい。次は6番目の下高井戸児童館耐震補強及び内装の改修工事でございますが、発注公告は48と49、入札経過調書は50ページでございます。

50ページをご覧いただきたいと思いますが、一般競争入札で実施をしております。1,928万円余が予定価格でございました。入札は区内6社が参加し、3社が辞退、入札は1回で、落札率は99.93%でございます。友伸建設株式会社が落札業者でございます。

以上でございます。

○会長 これ、辞退は、何か別の工事をとったということですかね、4番、5番、6番の。

○経理課長 はい。こちらは耐震補強工事で、比較的小規模な耐震補強工事の部類でしたので、区としては、いろんなチャンスを広げようということで、B級、C級も対象として入札を行ったのですが、入札の申し込みの段階ではやれるかなと思ったようなんですけども、中身をこの期間中調べた結果、自分たちの技術力ではなかなか厳しいということで辞退に及んだというふうに考えられます。

○会長 はい。ということですが、よろしいですか。

次。

○経理課長 次は、7番目の馬橋小学校普通教室空調設置工事でございます。括弧でゼロ区債工事と表記してございます。発注公告は51ページと52ページ、入札経過調書は54ページでございます。一般競争入札で実施をしたものでございます。

税込みで4,393万2,000円の予定価格と。入札には22社が参加、入札は1回、落札率は99.9%で、落札業者は梶原電工というところでございます。

これは、昨年、区の方針で、区内すべての小中学校にエアコンを設置するというので、エアコンの未設置校に夏までに設置するというので、全部で工事が24本あったうちの1本でございます。

以上でございます。

○会長 これは3月中にしないと、間に合わないんですか。

○経理課長 はい。3月中に契約をしないと、夏までのエアコンの使用時期までに業務が履行できないということで、ゼロ区債という形ということでございます。

○会長 そうですかね。まあ、最終的にはわかりますけど。

はい。ということですが、いかがでしょうか。

もう少し安くできそうな気もしないわけではないですけど、まあ、こういう結果になっていますので。では、了とします。

最後の8番の見積競争です。

○経理課長 はい。8番目の清掃事務所排水管改修工事でございますが、見積経過調書が55ページでございます。これは見積競争で行ったものでございます。

予定価格は、ここには非公表になっておりますが、〇〇円でございます。1回の見積もり合わせて、金額を超えていたのですが、株式会社ユーダイが一番低額であったということで、この1位の会社と減価交渉を行った結果、備考欄に書いておりますが129万1,500円で契約に至ったというものでございます。この金額でいけば、〇〇%の率という形になるということでございます。

○会長 はい。これは一たんは上回っているの、しょうがないということですか。

これは特殊な工事なんですかね、やはり内容が。そうとも思わないですが。

○経理課B 工事的には特殊なことはないかと存じますが、建築工事の部分が3割ほど占めておりまして、下請の部分が大きかったのではないかと考えられます。

○会長 ということですね。結果的には減価交渉されていますので、問題は起こってはおりませんが。よろしいでしょうか。

それでは、工事はこれで終えたということにして、次に、資料15ですか。委託・賃貸借契約の1番目の杉並第十小学校ですね。

○経理課長 はい。こちらの発注公告文は1ページ、入札経過調書は3ページになります。

こちらの方は、金額、予定価格が非公表なもので、率はこの表には書いてありませんが、予定価格は税込みで〇〇円でございます。入札は20社で、入札は1回、落札率は〇〇%、落札金額は4,100万円でございます。落札業者は日誠ビル管理株式会社。こちらは杉並第十小学校に併設されている社会教育施設の温水プールの監視業務の委託契約でございます。温水プールのため、夏場だけではなく、年間を通じて委託しているものでございます。また、長期継続契約として、2年間の契約となっているものでございます。

以上でございます。

○会長 これは去年にも、何か別のプールの監視があったような気がしますが、大体2年でしたかね。3年ではなかった。2年でしたかね。

○経理課A 昨年審議していただいたのは、屋外プールの案件です。

○会長 屋外。でも、何か似たようなのがありましたね。

○経理課 A それは単年度です。

○会長 単年度でしたか。

○経理課 A はい。今回の案件は、この案件から長期継続契約になった案件でございます。

○委員 これは、同じことは前も日誠ビル管理がやっていたということですか。この契約の前。杉並第十小学校のこの契約は前も同じ業者ですか。

○経理課 A そのとおりでございます。

○会長 これは非常に安全性の問題もあるものですから、なかなか、実際いなかったとかという問題がほかの自治体で言われていますので、監視員が。

ということですが。よろしいですか。

じゃあ、1番目は了ということで、2番目の清掃事務所ほか、清掃業務委託ですね。

○経理課長 はい。杉並清掃事務所外2施設の清掃業務委託でございます。こちら、指名競争入札のため、発注公告文はございません。入札経過調書5ページをごらんいただきたいと思います。

予定価格は非公表でございますが、〇〇円で、入札は7社が参加、落札率は〇〇%、落札金額は税抜きで456万9,260円でございます。落札業者は株式会社清美商会でございます。

以上でございます。

○会長 これはどうして〇〇%になるんですかね。

○経理課長 これは、区が予定価格を設定する際に複数の業者から見積書をとった中で、採用した金額がこちらの業者が見積もった金額であったということで、〇〇%という形でございます。

○会長 これはそれほど特殊な清掃業務になるんですか、見積もりをとらないと予定価格が定まらないほど。

○経理課長 区自体も積算の単価は持っておりますが、実は前回もこの業者が受託しているんですね。

○会長 そうです、そうです。

○経理課長 やはり、実際、複数とってみて、そこが一番安ければ、一番安全性を持って業務をやっていかないといけないものですから、所管課の積算としては、見積もりとしては、発注見込み額をその金額に、ただ単純に見積額がそうだからというのではなくて、いろんなことを考慮した上で、同額を設定したということです。

○会長 はい。だから、いろんなことを考慮したという中身を、もう少し解説をお願いし

たいと思います。

○委員 値段は前と同じですか、前回契約したときと。

○会長 それも毎年お尋ねしていることですね。少しずつ下がっていたのかどうかということですね。

○経理課長 前回と仕様が変更されていますので、金額は当然違っております。

○会長 比較ができないと。

○経理課長 はい。

○委員 前回より上がっているということですか。

○経理課長 上がっているか、下がっているかは、ちょっと仕様によります。

○会長 内容が、単価が違うということですね。

○経理課 A 外 2 施設のうちの杉並中継所というのが中間処理施設で、地域的に問題になって、廃止するという方針が出まして、廃止できて、22 年度ですが、その残りの部分の一部の清掃だけに収縮した案件ですので、金額的には予定価格も落札額も下がっているということでございます。

○会長 ということのようですが。

これは去年も何かお尋ねしたような気がするんですけど、所在地からいうと、株式会社となっていますが、個人の住宅がそうなっているというわけではないんでしょうね。事務所の所在地とお住まいのところが。だから、いかんというわけではないですけど。

○経理課長 建物管理の清掃業の場合は、こういうビルの一室というのは、決してないわけではございません。

○会長 そうです、そうです。だから、そこにお住まいになっているのかなという気もしたものですから。

○経理課長 ただ、一定の登録要件は満たしています。

○会長 そうそう。違法だというわけではないですけどもね。

○経理課長 はい。

○経理課 A きちっと実態のある、区内に営業実績のある事業者であるということは確認をしております。

○会長 そうですか。それであれば。

○委員 業者見積もりをやっているのは、前回もこの業者でしたか。

○経理課 A 複数とるわけですけども、当然、契約しているところは基本的にはとると

いうことですので、そのようなことになっております。

○委員 何社ぐらい業者見積もりをとっているんですか。

○経理課 A この案件でということですかね。ちょっと確認できていないですが、複数とっているということで確認しております。

○会長 普通は3社ですけどね。去年も聞いたけど、何か2社の場合もあったようですね。

○委員 その2社とも、これは参加しているわけですね。

○経理課 A そうです。当然、見積もりをとったところは指名をするということになります。

○委員 どういうところに業者見積もりをやっているかというのは、それなりにその業界ではわかっているんですか。

○経理課長 その業界の中の横のつながりは、ちょっと何ともわかりません。

○委員 いやいや、それは仕方ないですけどね。それは、わかりました。

○会長 はい。よろしいですか。

次はまた単価契約になりますが、ペットボトル回収事業ですね。

○経理課長 はい。3番目のペットボトル回収事業でございますが、こちら、売り払い、区から物品を売り払う案件、売り払い案件でございます。経過調書は6ページでございます。指名競争入札で実施しております。予定価格については非公表ですが、税込みで〇〇円でございます。3社が参加し、落札率は〇〇%、落札金額は税抜きで36.5円でございます。

○会長 この単価というのは何ですか。何をもって単価とするんですかね。

○経理課 A はい。ペットボトル、いわゆる丸ボトルというふうに言っていますが、1キログラム当たりの単価での競争になってございます。

○会長 そういことですか。それはキロ当たりで決まっているのか、大きさ、やっぱりキロで決まるものですか。結局溶解するから、重さでやった方がということですか。いろいろなペットボトルのサイズがあるので。

これはどうやって予定価格をお調べになっているのですか。ほかの区とかもされているような気もしますけど。

○経理課 A 業者に参考の見積もりはとりますが、これは不用品の売り払いなものですから、極端に言えば、売ればいいと。次の段階で、売れた前提で、より高くということですので、予定価格については、一応参考で見積もりはとりますが、いろんな価格の変動等

ありますので、その時点で売れなかったということになると、これについては、曜日で、ごみ置き場のところに持ってきたものを、区内全域で収集をして、置いておく場所が余りないですから、中間の積みかえ施設に置いたらもう、すぐ持って行ってもらわなきゃいけない。そういう案件でございますので、低目の設定をしているということで、結果として、数字的には落札率が高くなっているという形になってございます。

○会長 これは、そうすると、毎日、日常的な、そういうマーケット的な市場価格というのは、一応あることはあるんですか。

○経理課 A ええ、そうですね。そういった価格の変動については、ある程度ではありますけれども、情報の収集については主管課の方でしているところでございます。

○会長 これは、3社のうち区内業者はいないんですか。

○経理課長 すべて区外です。

○会長 全部そうですね。

○経理課長 これだけの、杉並区の量をさばけるということから考えて、指名をしたということでございます。

○委員 これは売却価格、一応〇〇円と初めから決めているのですね。コストとかの関係は何か考えているんですか、この値段は。

○経理課長 先ほどが申し上げたとおり、業者からの見積もりをとった上で、あとは安定的に引き取ってもらわないといけませんので、この契約が不調にならないようにするために、安全面を低目に見て設定したということでございます。

○委員 これは業者が取りに来るのですか。そこに、集めたところに。

○経理課 A これは別の清掃の業務委託で、各ごみ置き場のところから区内にある積みかえ置き場のところに、まず持っていきます。そこから、この受託した業者のところに、その収集してきた業者がまた持っていくと。少し大きなトラックに積みかえて、この業者のところまで持っていくと、そういう形になっています。

○委員 その業者のところに持っていくのは、業者の負担ですね、多分。

○経理課 A ですので、この山室という会社のところまでは区のコストで持っていくということになります。

○委員 そう。じゃあ、最初に集めたところから、この山室という会社のところまで持っていくのは、全部、区が負担しているわけですね。

○経理課 A そのとおりです。

○委員 多分それは、この単価を見たら、かなり損じゃないですか。コストの方が大きいのと違いますか。

○経理課 A 取りに来させるというのも一つの手ですけれども、積みかえのところの部分に取りに来させるというときに、何時に来るとか、積みかえ施設のところがそれ専用になっているわけではないものですから、収集をしてきた区の、そのあたりを走っているごみの収集のパッカー車が来ておいて、はい、じゃあ、積みかえたから、はい、出ていってくれ、というタイミングは、積みかえのところの作業手順によって決めたいという考え方に基づいて、こちらから持っていきますという形になってございます。

○委員 だから、これは、売却で得た収入、売り上げよりも収集するコストの方が多分大きいでしょう。

○経理課長 ちょっと、その辺の委託費は今、把握していませんけど、清掃事業全体に伴うそういう中で、どのくらい負担があるかというところにも影響するような話かなと思いますが、今のところは、所管課としては、集める方は集める方、処分する方は処分する方ということに分けて考えて、処理されているということでございます。

○会長 まあ、これは微妙な問題ですよ。別の事務事業評価の、ペットボトルが出なきゃ一番いいわけですから。

○委員 新聞紙だって、同じことが言えますね。

○会長 そうですね。この契約としてはよしとしましょう。

じゃあ、次の南荻窪の設計の問題です。

○経理課長 はい。こちらも指名競争入札のため、発注公告はございません。入札経過調書が7ページでございます。予定価格は385万8,750円。入札には5社が参加して、落札率は29.9%、落札金額は110万円でございます。落札業者は株式会社モジュール西東京支店。

以上でございます。

○会長 これは、調査とかは必要ないんですか。

○経理課長 これは500万円以下のもののため、最低制限価格の設定はありません。

○会長 まあ、そうですけど。3分の1の値段ですよ。

○経理課長 はい。所管に確認したのですが、結果として履行の問題はありませんでした。

○会長 はい。結局これは、この工事はいつですか。まだ、この工事の入札は終わってないのですか。

○経理課 A これからでございます。

○会長 これからですよね。そのときにもとをとろうということなんでしょうけど。

○経理課長 工事とは。

○会長 いや、工事はやっぱり関係あるんですよ。要するに、設計監理的な業務が、多分、請負から来るだろうと思うのですが。

○経理課 A 建築工事だと、工事監理業務を、会長ご指摘のとおり、随意契約で設計業者に委託するのですが、今回のこの案件については、主管課の区の職員の方で監理をすることになる案件にでするので、この業者が、その後、随契の案件を自動的に持っていくということはありません。

○会長 それはないでしょうけど、工事があるわけですから。でも、ここ、どういうことなんだろうかね。500万未満だからいいとはいえ。

○経理課長 これもあくまでも推測ですが、この株式会社モジュール西東京支店というのは、もともと杉並で出てきた会社で区外に出ていった会社なんですけど、区内に支店を設けたいということで申請があった際に、一度現場を調査した結果、支店としての形態をなしていないということで、お断りしております。

○会長 そうなんですか。

○経理課長 その後、形態を整えて、参加する資格を得たわけですが、特段の実績をつくりたいという思いが、恐らくそういうこともあって働いて、低価格による入札に及んだのではないかとということで、あくまでも工事の部分とは、会長がご心配されている部分とはちょっと、私どもの分析では別の要素が、動機が働いたのかなということでございます。

○会長 それで、これはきちんと履行はされたんですか。

○経理課長 この設計委託については。工事についてはこれから。

○会長 ですから、委託そのものについては。

○経理課長 はい、所管に確認したところ、履行の問題はなかったということです。

○会長 ほう。そうですか。

それと、もう一つ気になりますのは、基本計画、基本設計、実施設計なんて、同時にやれますかね。普通は、これ、分けてやるもんだと思うんですけどね。少なくとも基本設計と実施設計は分けてやるのではないですか。

○経理課 A 考え方としては会長のおっしゃるとおりなんですけど、規模によるところがあります。この公園というのは、与謝野鉄幹・晶子のゆかりの地ということで、与謝野晶子の碑があるんですけども、それをイメージするような空間デザインというような、コ

ンセプトはほぼ決まっているものですから、あと、金額的な規模的に、また実施する期間について、この期間でできるということで、ほかの案件も含めて、年度をまたがらないようなものについては、基本設計、実施設計を一緒に発注しているという発注の方法は、一般的に行っているところでございます。

○会長 成果品としては、3種類出てきているということですね。基本計画と基本設計と実施設計と。

○経理課 A 内容的にはそのとおりでございます。

○委員 実務的に、私、昔、こういう設計する会社の顧問をやっていたけど、大体これはもうワンセットです。

○会長 そうですか。

○委員 これをばらばらにやるというケースはないですね。大体、基本設計をやったら、もう必ず実施設計もやる。もう連続している。

○会長 同時にやる。

○委員 ただ、入金とは別々に入ってくる。それはもう一つながりです、実務上は。だから、別にこれは不思議じゃないですね。

○会長 ということのようですけど、よろしいですか。

じゃあ、問題ないということになります。

最後の案件になりますが、物品の、資料16です。今回新たに、例の教科書の、指導書の購入の問題があったものですから、入札監視委員会としての物品購入についてもやるということで、今回、特別にこれを選定したということですね。

○経理課長 はい。追加資料の4をごらんいただきたいと思うんですが、こちらの方が先ほど申しあげました高額な物品の入札の結果でございます。トータルで6件ございました。この中から、会長に特段のお願いをして、緊急でしたものですから、1件選んでいただいたのが今回の案件ということで、松溪中学校の学習机外の購入でございます。

それでは、入札経過調書が資料16の一番最後についてございますが、一般競争入札で実施したもので、区内13社が参加、入札は1回で、落札率は〇〇%、落札金額は税抜きで2,342万320円、落札業者は有限会社ワタナベ文具店でございます。これは松溪中学校の改築工事が終了して、22年の7月に落成するため、子供たちが使う学習机、いす、ロッカー、書架等々、学校に必要となる什器、家具類を全部で48種類、1,781点購入したものでございます。

以上でございます。

○会長 これは、ちょっとよくわからないのが、同等品というのがありますけれども、これは、それぞれ入札参加者の場合にどういう商品をそろえてくるかというのは、何か資料を出すのですか、わざわざ学習機などの。

○経理課C あらかじめ示しておりますメーカーの品物以外のものを納めることも、同仕様あるいは同規格であれば可能です。

○会長 書いてありますね。

○経理課C その場合は、事前に所管課の担当に申し出て、確認、オーケーをもらった上でということになります。

○会長 ええ。それはなかったということですか、今回の13社の場合は。

○経理課C 今回は全部指定した製品でございました。

○会長 ああ、そうですか。

○委員 指定というのは、多分ここに、3ページにコクヨとかライオンとかイトーキとか、ここまで指定するんですか。

○経理課C はい。そういうメーカーを指定して、これと同じ、類似のものという形で示しております。

○会長 これは何か意味があるんですか。僕もよくわからないんですけど、ホウトクの学習機とか。これは特に高いというものではないんですか。これは特にいいと言われているわけですか。標準的なんですか。

○経理課C そうですね。ほかの中学校などで使っているものなどを参考に、おおむね選んでいるものでございます。

○会長 そうですか。逆に言うと、かなり特殊なやつで、学校以外に使わないとすればかなり高そうな気はしますが。でも、わかりませんね、どれぐらいなのか。この中で一番金額が張るものは何ですか。やはり、この学習機ですか。机といすですか。金額的に一番張るのは。

○経理課C 数が多いものが高くなりますので、学習機類は高くなります。

○会長 そうですか。

○委員 これはどういう目的に使うかという、全体の学校の中で、ある程度古くなった物を取りかえるという、そういう目的のために、こういう買い方というのは常時発生するわけですか。

○経理課長 改築のたびに、古い物であれば全部買いかえております。

○委員 どこかの学校が丸々かわるというイメージじゃなくて、学校全体の机やら、いろんな消耗品類が一遍にかわるというイメージなの。それとも、学校の中の、ある古くなった部分を教室ごとに何かかえているという、そういうイメージですか。

○経理課長 この案件は、改築、建てかえですので丸々入れておりますが、ほかの既存の学校については、古くなった傷んだ物を一部分取りかえるということは別途やっております。

○委員 いや、その割にはいろんなものが多種多彩に分かれているから、1カ所ですと、その製品のリストから見て、もっとまとまった同じ製品が割と大量に出るといって、そういうイメージが私にはします。これだけ多彩に分かれていると、いろんな学校のものが入っているのかと思ったのですが、そういうわけじゃないんですか。

○経理課長 いや、この1校のために、松溪中学校で全部使用するものです。

○委員 これ、松溪中学を建てかえたもので、机も全部で462個ですよ。結局、全部一斉に新しくしようということでしょう、多分。この生徒の人数から言ったら、そういうことでしょう、多分。

○経理課長 はい、そうです。もちろん使える備品は使っていますけれども、机とかそういったものについては、学校が建てかわったときに、古いので全部取りかえております。

○会長 これだけ細かく指定すると、そんなに単価差は、値段の差は出てきませんよね、どう考えても。よほどの、別の商品を使わない限りは。ということですが。

これは全部、区内の業者ですか。

○経理課長 はい。全部、区内業者です。

○会長 はい。ということですが、よろしいですか。

○会長 はい。了とします。きょう、工事、委託・賃貸借、物品の購入について、全部ではないですが特徴があるものを選び出して、個別審査をした結果については、外形上は問題のあるものは見当たらなかったということですね。

ということで、じゃあ、きょうの主要な、入札に係ります監視委員会としての仕事はこれで終わりということになります。

それでは、今後のスケジュール等につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○行政改革担当副参事 はい。

次回以降ということになりますけれども、本日は入札監視ということでお願いをいたしました。次回は外部評価委員会としての報告の方のまとめということになります。年明け、1月ないしは2月ということで、日程調整は、また後日、会長とご相談させていただきながら、進めていきたいと存じます。

それから、財団等の経営評価の分担の方をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○会長　じゃあ、その議事に入りたいと思うんですが、お手元の資料で、1番の〇〇委員の杉並区社会福祉協議会は、ほかの方と重なっていませんので、自動的に〇〇委員が4番をご担当というのはいいんですが、すぎなみ環境ネットワークについては〇〇委員と〇〇委員が重なっておりますから、どういうふうにしてお決めしましょうかね。お二人でお話し合い……

○委員　〇〇委員に譲ります。私、多分前にも同じ団体をやったことがあると思いますので。

○会長　そうですか。じゃあ、〇〇先生は2番の障害者雇用を。

○委員　じゃあ、私はすぎなみ環境ネットワークね。

○会長　ということは、じゃあ、僕が決めれば〇〇委員も決まる。

それで、去年やっていないところ、シルバー人材センターを私がやればいいんだね。そうすると、〇〇委員は、その他で去年やっていないところは、スポーツ振興財団ですね。それで、大体少なくとも去年やっていない、埋まりますね。じゃあ、これでいいんじゃないでしょうかね。

ですから、2番、3番、4番、5番、6番をこしはやるということでもいいんですね。師範館はもうおやめになりましたから。それで、7、8は去年もやっているから、ちょっと1年ぐらい置いてもいいでしょう。

ということで、〇〇委員にもこれでご連絡をしていただければいいかと思います。

○行政改革担当副参事　はい。承知しました。

○会長　日程は、また別途調整をしていただくということ。

○行政改革担当副参事　そうですね。

それから、会長、今、区の方で総合計画の方の策定等も基本構想とあわせてしているところですが、来年度の行政評価の仕方等も今検討しているところなんですけれども、そのあたりの参考として、また委員の皆様からもご意見いただきたいと思いますので、計画の

方が、パブコメ等を行うタイミングにあわせて、案文等が固まったところで、委員の皆様にも情報提供ということでお送りさせていただいて、またご意見等があれば、来年度の行政評価のやり方、また、それ以降の行政評価の方法とか、そういったところについてご意見等をいただければと思いますので、そのあたりのところは、また情報提供ということでお渡しさせてもらえればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長 はい。

それと、先ほど岩崎委員からご指摘があつたんですが、経営評価のやり方について、こゝとは経営評価だけを我々やるということ、まあ、仕分けはありましたけども。ということなので、深掘りができるんじゃないかというお話もあつたんですが、これは従来どおりでいいということですかね、経営評価のやり方について。

○行政改革担当副参事 はい。

○委員 だから、例えばヒアリングとかもしないということ。だから、与えられた書類上の一次評価、二次評価とあるでしょ。あれだけを見て、書類だけで判断せよということだね。

○会長 もうちょっと深掘りをしてもいいんじゃないかという。

○委員 疑問があつたら、例えば、担当者だけをちょっと集めて、ちょっと1時間ぐらいヒアリングとか、そういうことはしないということですか。そこはどうなのかなど。

○会長 まあ、できないことはないですから、あわせて継続して、だから委員会の前にヒアリングをして、それで継続して、意見は意見で書いてきていただいて、ヒアリングの結果に基づいて、もうちょっとさらにということは可能かと思ひますけど。ただ、6経営団体をやるとすれば、15分だとしても、6団体は結構時間がかかりますよね。1時間半は。

○委員 皆さん、一つの団体に対して、みんなで聞く必要もないと思ひますね。

○会長 ああ、そうか。手分けしてね。

○委員 そうそう。同じ場所で、もう、みんな固まって、それごとにやればいいんじゃないですかね。

○会長 じゃあ、それぞれ来てもらって。

○委員 そうそうそうそう。

○会長 それなら1時間ぐらいで十分。

○委員 30分ぐらいでも1時間でも、その間に疑問点が。

○会長 なかなか新趣向ですけど、それもやっても別に構わないと思ひますけど。団体側

がどうかという問題がありますけど、小さな団体が。

○行政改革担当副参事 大変申しわけないんですけど、スケジュール等もあるので……

○政策経営部長 じゃあ、ちょっと、それ、考えさせてください。

○行政改革担当副参事 ちょっと調整させていただいて、ご相談をさせてもらえればと思いますので。

○委員 30分ぐらいでもいいんだけどね。

○政策経営部長 皆さんここにいて、何かあったらというのものもあるでしょうし。ちょっと、やり方は。

○委員 まあ、担当だけ集まってやってもできるしね。と思うんだけどね。

○会長 うん。まあ。

○委員 それはもうあれだよ、外部評価も全部出ましたよね。一次評価、二次評価って。我々はいつまでにそれをやるんですか。

○会長 それは次の評価委員会までに。

○委員 ああ、そう。次の評価委員会までにやるということですか。

○事務局 A すみません。

二次評価の所管課の評価まで終わっているんですけども、区の三次評価がちょっとまだ終わってなくて、その三次評価を入れたシートの方を委員の皆様にお送りして、きょうお渡ししたUSBに入っている評価表を参考にさせていただきながら、経営状況に対する評価だとか、あと、評価表の記入内容について評価いただきたいなと思っていまして、大体11月の中旬から12月の中旬にかけて評価の方をお願いできればと思っているところです。

○委員 じゃあ、三次評価はもう出るということですか。

○会長 出ます、出ます。それと、いずれにしても、このところ——去年は1回出してあったか、時間的に厳しいんですけど、この委員会の前ぐらいに現場を見るのも可能であれば、またご相談しなきゃいけないと思うんですが。毎年、何かやっていましたよね。

○政策経営部長 やっていました。そうです。

○会長 だから、そういう現場感というの、確かに我々、書面だけでやっていいのかという問題はあるので、そういう設定が可能であれば、若干1時間ぐらい、別途来るにしても。そういうことも確かに、こういう場だけでやって議論するというのでも、やっぱりよくないところもありますから、現場を見て確認したいというご希望もあるとすれば、ちょっとまだ日程が先の話ですから、そういうこともちょっとあわせて考えてみたらいかか

と思いますが。

○委員 やっぱり、現場に行くことが。私、前に、外部評価じゃなくて、事業仕分けで、この環境情報館に行ったら、全くスペースが無駄に。1人、ぽって行って、物すごくスペースがあるのに、だれも人もいないって。ああいう問題がいろいろあるのでね。だから現場に行くことも大事なんですよ。

○会長 そうそう、そうなんです。ですから、そういうことを、ちょっと、やっぱり毎年やっているものですから。

○委員 だから、書面上だけではちょっとわからない面がある。

○会長 あります、あります。それで、いいご意見をいただけることも十二分にあり得ますので、そういうことを少しお考えいただいて、それだけにまた別の日を設定するということは、忙しいのでできないと思いますので、先にやるか後にやるかは別にしてですね。

ということも、少し事務局ともまた打ち合わせして前向きに考えていければ、そういうふうに考えていきたいと思います。

○委員 だから、三次評価も、じきもらえるわけですね。

○会長 はい。当然、各委員に。

じゃあ、そういうことで、本日の議題は終わりですね。どうもお疲れさまでした。

平成23年度 第5回杉並区外部評価委員会 次第

平成23年11月7日 午後3時～
杉並区役所中棟4階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告

① 再苦情申立てに係る報告書及び回答について

- ・ 報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1
- ・ 回答書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2

② 契約における暴力団等排除措置について

- ・ 杉並区が締結する契約からの暴力団等排除・・・・・・・・資料 3
- ・ 入札参加除外措置一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 4

③ 教師用指導書購入に係る事故について

- ・ 教師用指導書購入に係る事故について・・・・・・・・資料 5

(2) 平成22年度入札及び契約に関する外部評価について

- ・ 入札・契約制度の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 6～13
- ・ 工事契約 審議案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料14
- ・ 委託・賃貸借契約 審議案件・・・・・・・・・・・・・・・・資料15
- ・ 物品の購入契約 審議案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料16

3 今後のスケジュール等について

4 閉 会

平成 23 年 9 月 15 日

杉並区長 田 中 良 様

杉並区入札監視委員会
会 長 山 本 清

報 告 書

杉並区入札監視委員会（以下「委員会」という。）は、杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱第 10 条に基づき杉並区長から審議の依頼のあった、指名停止措置に対する再苦情申立てについて、審議を行いましたので、その結果について次のとおり報告します。

1 再苦情申立人

東京都港区六本木六丁目 11 番 17 号
郡リース株式会社

2 再苦情申立てに係る指名停止措置の内容

(1) 指名停止措置の期間

平成 23 年 6 月 23 日から平成 23 年 12 月 22 日まで 6 月間

(2) 指名停止措置の理由

平成 23 年 6 月 9 日開札の「区立高井戸第二小学校仮設校舎賃貸借」を落札し、契約締結義務がありながら、同年 6 月 22 日、契約辞退を杉並区に申し出たため。

（杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱 別表 6（1）に該当）

別表（抜粋）

措置要件	期間
6 不誠実な行為 (1) 落札後、正当な理由なく契約を締結しない場合	事実を知った日から 1 月以上12月以内 (標準 6 月)

3 再苦情申立ての趣旨

正当な理由をもって契約を辞退したものであることから、指名停止処分の取り消しを求める。

(1) 契約条項第 20 条（使用不能による契約の終了）及び第 24 条（協議解除）の解

積について疑義が生じたため、疑義の決定等に関する契約条項第 30 条に基づき、杉並区に契約条項の変更の協議を求めたにもかかわらず、杉並区が一切協議に応じることがなかったため契約を辞退したものである。

- (2) 契約条項第 30 条に基づく協議、契約条項の変更は、同一条件で実施した一般競争入札の公平性を害するとは考えられない。
- (3) 杉並区が一切協議には応じることをせず、また、それがために辞退したことをもって指名停止とすることは、発注者としての優越的地位の濫用にあたる。

4 委員会の判断

申立人は、指名停止措置に対する再苦情申立てにおいて指名停止措置の取り消しを求めているが、委員会は、再苦情申立書のほか、苦情申立書、区から提出された発注公告、契約条項などの関係書類に基づき審議を行った結果、委員会として本件申立ての趣旨を認めることはできないとの結論に達した。

- (1) 杉並区は、「区立高井戸第二小学校仮設校舎賃貸借」の一般競争入札の発注公告において入札参加者心得及び契約条項を事前に示すとともに、入札実施に先立って、全ての入札参加者が質問をし、回答を閲覧することができる期間を設けていた。一方、申立人は、事前に杉並区に対して質問を行うことなく入札に参加し、その結果、本件を落札した。このことから、申立人は、入札参加者心得及び契約条項の内容を承知したうえで、入札に参加したものと推察できる。そして、本件を落札したならば、公告文においてあらかじめ明示されていたように、落札後 5 日以内に契約を締結しなければならない旨も認識していたはずである。

そうであるにもかかわらず、申立人は、落札した後になって、契約条項第 20 条は危険負担について債務者主義をとっており、不可抗力により目的物が滅失した後は残余の賃料の支払いを受けられなくなることから、この旨を規定する同条ならびに協議解除について定める第 24 条の変更を申し入れてきたところである。

一般競争入札においては、あらかじめ発注公告において示された借上期間、借上場所、契約書及び仕様書等を前提として、入札参加者によって入札額が積算され、応札が行われているところである。したがって、公正な入札を確保するうえで、不可抗力による危険を負担する者に関する規定の変更など、入札額の積算に影響を及ぼす契約内容について、落札後に変更することが許されないことは、当然である。

また、申立人の再苦情申立書は契約条項第 30 条をよりどころとしているが、同条が適用されるのは、まず両当事者間で契約締結がなされた上で、当該契約条項等の解釈に疑義が生じた場合またはこれらに全く定めがない場合である。本件についてはそもそも契約書の作成を行っていないのであるから、杉並区と申立人との間に契約は成立していない。さらに、第 20 条および第 24 条の解釈については疑義が生じているとは考えられない。

以上のことから、契約条項第 30 条は適用されず、再苦情申立てには理由がない。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）は、第 2 条第 9 項第 5 号において、「優越的地位の濫用」を禁止している。当該規定は、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること」は優越的地位の濫用にあたるとして、「イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。」「ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」「ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払いを遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。」を挙げている。この趣旨は、前掲イからハのいずれかに該当する場合に限り、優越的地位の濫用にあたるものとして、その該当性要件を制限列挙しているものと解される。

さらに、公正取引委員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成 22 年 11 月 30 日）においては、「自己の取引上の地位が相手方に優越している」か否かの判断に当たっては、「乙の甲に対する取引依存度」、「甲の市場における地位」、「乙にとっての取引先変更の可能性」、「その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実」を総合的に考慮するとしている。加えて、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号にいう「正常な商慣習」とは、「公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいう。したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。」としている。

これらに照らして本件について検証するに、まず、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号イ～ハのいずれにも該当する行為は認められない。また、杉並区と申立人との取引は過去 10 年間で 1 件のみであり、杉並区の発注量は市場における取引数量のシェアの大きさに影響を及ぼすものではない。さらに、杉並区は、地方自治法に定める一般競争入札を採用し、その前提条件である契約条件を落札者の要求により変更しないことは、「公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるもの」であり、「正常な商慣習に照らして不当」なものとは言えない。

以上のことから、杉並区が申立人に対して優越的地位にあるとは認められず、再苦情申立てには理由がない。

(3) なお、本報告書は、杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づき、再苦情申立てについての審議結果の報告を行うものであることから、本来であれば苦情申立ての事項は報告の対象外とされるところである。しかしながら、申立人が苦情申立てで主張した「危険負担」に係る事項については、本件審議において重要な考慮事項として検討を加えたことから、次のとおり委員会の見解を特別に申し述べておく。

双務契約（売買、賃貸借等）において、債務の一方が当事者の責に帰すべからざる

事由によって消滅したときに、他方の債務はどうか、これが危険負担の問題である。例えば売買の目的物である家屋が買主に引渡される前に不可抗力により滅失した場合、買主（目的物の引渡を請求できる債権者）は代金支払義務を免れない（債権者主義 民法第 534 条）。これに反して例えば賃貸借の目的物であるアパートが不可抗力により滅失した場合、家主（アパートを賃貸する債務を負う債務者）は、その債務は消滅するが以後の賃料を請求することはできない（債務者主義 民法第 536 条）。

民法上は債務者主義が一般原則で、債権者主義は特定物に関する物権の設定又は移転の場合等の特則である。民法第 534 条はあくまでも任意規定であることから、契約自由の原則により契約当事者の意思がこれに優先され、契約においてこれとは異なる特約を設けることは認められている。

本件の契約内容は、一定の要件に適合した建物を郡リースが建築し、これを郡リースが所有権を保有したまま杉並区に賃貸し、賃貸借期間 2 年経過後には郡リースが速やかに解体撤去・整地することを前提として、杉並区が郡リースに対して契約金額を 2 年間にわたり賃料として支払うというものであり、本件はいわゆるファイナンス・リースではなく、あらかじめ明示した契約条件による賃貸借契約（オペレーティング・リース）である。

そうすると、賃貸借契約期間中に貸借目的物が滅失等して賃借ができなくなった場合は、一般原則の債務者主義が適用されて貸主は以後の賃料は請求できない。契約条項第 20 条はこの旨を定めたもので、その解釈内容に疑義はない。

回 答 書

平成 23 年 9 月 30 日

〒106-0032

東京都港区六本木六丁目 11 番 17 号

TEL 03-3470-0291

郡リース株式会社

代表取締役 郡 正直 様

杉並区長 田中 良

1 再苦情申立てに係る措置

指名停止（平成 23 年 6 月 23 日から平成 23 年 12 月 22 日まで 6 月間）

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

（1）趣旨

苦情申立書に対する平成 23 年 7 月 13 日付け回答書を受領しましたが、当社は以下に記載するとおり正当な理由をもって契約を辞退したものであることから、再度指名停止処分の取り消しを求めます。

（2）理由

貴所の回答は、当社が「入札参加者心得及び契約条項を了承の上、入札に参加し落札した」ことから、「入札の条件の一つである標準契約書の契約条項の変更を求めることは同一の条件で実施した一般競争入札の公平性を害することとなり「正当な理由」とは言えない」となっております。

しかしながら、以下に記すとおり、当社の契約辞退は、正当な理由をもって行なったものであります。

①当社が「了承」した標準契約書の契約条項には、疑義の決定等に関する条項（第 30 条）が含まれています。

第 30 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

当社は、本条項にしたがい、第 20 条及び第 24 条による契約終了の場合における未経過期間の賃借料に関する明確な定めがなく、第 20 条及び第 24 条の解釈に疑義が生じたことから、賃借料＝工事代金の分割払いという実態を踏まえて、第 20 条又は第 24 条による契約終了の場合も未経過期間の賃借料の支払いが保証されることを明確にするよう契約条項を変更していただくべく、協議を求めたものであります。

この申し入れ内容自体不合理なものではなく、事実、他の自治体においては、第 20 条及び第 24 条と全く同一の条文について、落札後の契約締結前の協議に基づき、契約終了後の未経過期間の賃借料も支払いが保証されることを合意しその旨覚書として取り交しております。

しかし、貴所は自ら提示した契約条項に含まれているにもかかわらず、「契約の変更は一切認めない」、「覚書も交わさない」、「言質も与えない」との対応により一切協議に応じられなかったことから、当社に一方的な不利な条項に対して何らの措置を講じることなく契約を締結することは一民間企業にとってはあまりにも大きなリスクであったため、やむなく辞退したものであります。

②回答書において、契約条項の変更を求めることは「一般競争入札の公平性を害する」と述べられていますが、今回当社から変更を求めたことがなにより「公平性を害する」のか理解できません。

なぜなら、明確な定めがなく契約条項の解釈に疑義が生じた条項を協議の上変更することは第 30 条において予定されており、同条による協議、契約条項変更の機会は、同一条件で実施した他の一般競争入札当事者にも公平に与えられているため、第 30 条に基づく協議、契約条項の変更が、同一条件で実施した他の一般競争入札の公平性を害するとはおよそ考えられないからです。

当社は、第 30 条に基づき、契約条項の変更を求めて協議を申し入れたものの、貴所が契約条項を無視して一切協議に応じられなかったことからやむなく契約締結を辞退したのであり、協議に応じることすらない貴所の対応は、契約を締結しない正当な理由に該当します。当社には、何ら不誠実な行為はなく、正当な理由により契約締結を辞退したにすぎませんので、「不誠実な行為」の例示である「(1) 落札後、正当な理由なく契約を締結しない場合」に該当しないことは明白です。

③一切協議には応じられず、また、それがために辞退したことをもって指名停止処分とすることは、苦情申立書にて述べましたとおり発注者としての優越的地位の濫用にあたると思います。

苦情申立書において申し立て理由の一つとして述べましたが、回答書には何もふれておられませんので、あらためて回答をお願いします。

以上から、当社の契約辞退には、十分正当な理由があり、指名停止の要件には全く該当しないものであります。

3 2に対する回答

1の指名停止措置について、平成23年7月26日に貴社から再苦情の申立てがありましたので、杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱第10条第3項に基づき、本区は苦情の申立てに係る回答書、再苦情申立書及び関係書類を杉並区入札監視委員会（以下「委員会」という。）に提出し、審議を依頼しました。

このたび、別添のとおり、委員会より審議の報告が本区に対してなされました。

この委員会報告書を踏まえ、慎重に検討した結果、本件再苦情申立ての趣旨は認められず、よって、本件指名停止は取り消さないものと決定しましたので、その旨回答します。

なお、決定の理由は、委員会報告書における委員会の判断と同様です。

以上

平成23年1月
杉並区

杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について

近年、他自治体の契約において暴力団等が介入し、資金獲得活動等を行っている実態が明らかになってきていることから、今後は、杉並区（以下「区」という。）が締結する契約においても暴力団等が介入してくることが十分想定されます。

公共調達の本資は区民の税金であり暴力団等の資金となることは断じて認められません。

このため、区は新たに「杉並区契約における暴力団等排除措置要綱」制定し、**平成23年度契約から区全ての契約から暴力団等を排除**に取り組んでいくこととします。

○ 暴力団等排除対象となる契約の範囲

暴力団等の排除となる対象契約は、工事請負契約、売買、貸借、請負その他の契約など、**区の締結する全ての契約**とします。

○ 排除対象者の範囲

排除対象となる者の要件は、「**暴力団員等が実質的に経営に関与しているとき**」のみならず「**暴力団等の利用**」「**暴力団等への利益供与**」「**暴力団等との親交**」など別表の措置要件に該当する者とし、暴力団等を的確に区の契約から排除します。

なお、別表の1号から5号までに該当する場合は契約を解除します。

○ 排除の期間

排除を決定した日から**1年を経過し、対象となった事実が解消されたことが確認できるまでの間**、区の契約から排除します。なお、暴力団員等が実質的に経営に関与している場合及び暴力団等を利用した場合にあっては、「**2年を経過し**」とします。

また、区の契約からの排除に加えて、区の契約の下請負人等からも排除します。

○ 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告

区の契約の相手方が、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人等が不当介入を受けた場合も含む。）、当該事実の**警視庁所轄警察署への通報と区（発注者）への報告**を行っていただきます。

また、受注者が警視庁への通報又は区（発注者）への報告を**正当な理由がなく怠った場合には、区の契約から排除**します。

○ 連絡協議体制の確立

杉並区と警視庁は、暴力団等を排除するため、相互の連絡協議体制について合意書を締結し、暴力団等排除に向けて相互に協力し、積極的な対応を図ります。

事務処理イメージ図

情報入手

- 企業の経営を暴力団等が実質的に支配している又は利用しているとの情報
- 企業の役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき交友関係を有しているとの情報
- 通報報告違反に関する情報など

警視庁

事実確認調査等

(排除措置の対象か否か)

認定

(排除措置の対象者)

排除要請

(区の契約からの排除)

照会

(排除措置の対象か否か)

※区が情報を入手した場合

杉並区

暴力団等排除対策委員会

排除決定

勧告決定

排除措置

- 将来に向かっての区の契約（下請負等含む。）からの排除
- 契約解除（既契約がある場合。要綱別表6号を除く）

勧告

- 再度勧告を受けた場合は排除措置

事業者名の公表

【別表】

	排除措置要件	期間
1号	<p>(暴力団員等の経営関与)</p> <p>暴力団員等であるとき又は暴力団員等が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から24か月（措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）</p>
2号	<p>(暴力団等の利用)</p> <p>業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24か月</p>
3号	<p>(暴力団等への利益供与)</p> <p>暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>
4号	<p>(暴力団等との親交)</p> <p>暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>
5号	<p>(暴力団等との下請負人等契約)</p> <p>下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>
6号	<p>(再度勧告相当行為)</p> <p>有資格者が、第6条の規定による勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与しているとき。

二 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

三 暴力団又は暴力団員等に対して、直接又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

四 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

五 下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

5 乙は、この契約の履行にあたり杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

6 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等およびこれらに限らず区が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を行う団体および個人から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙は、下請負人が不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人に指導しなければならない。

4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）別表7「その他不正な行為」に該当するものとして指名停止措置を講ずることができるものとする。

平成23年6月6日

入札参加除外措置一覧

業者名	入札参加除外措置期間	理由	備考
後藤解体工業株式会社 (墨田区)	平成23年6月6日から24月経過し、 かつ、杉並区契約における暴力団等排 除措置要綱別表に掲げる措置要件のい ずれにも該当しないと杉並区長が認 め、解除を行うまで	暴力団員等の経営 関与	
以下余白			

1 教師用指導書購入に係る事故について

(1) 事故の概要

平成 22 年 8 月に指導要領の改訂に伴う小学校で使用する教科用図書の採択が行われ、平成 23 年度に使用する教科書が新しくなることから、教育委員会事務局庶務課で教師が使用する指導書を購入することとなった。

契約に当っては、「杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則」第 1 条により、図書類（閲覧用を除く消耗品に限る）の契約権限が金額に係わらず課長に委任されていること、また、当該指導書が教科書と同様に唯一「東京都第一教科書供給株式会社」から供給され価格競争がないことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で「予定価格四千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」が議会の議決を要することに思い至らず、平成 23 年 2 月 25 日付けで、同社と庶務課長名で 60,494,490 円の契約を締結した。

平成 23 年 10 月 14 日に毎日新聞で、中野区で同様の契約が議会の議決を受けべきものであることが報道され、調査した結果、上記契約とともに平成 21 年 3 月 1 日付けの契約が、議会の議決に付さずに契約されていることを確認した。（契約金額 49,548,345 円）

<図書購入契約>

- 平成 23 年 2 月 25 日 図書（平成 23 年度小中学校・教師用指導書）の購入
契約金額 60,494,490 円（小学校 4,936 冊、中学校 38 冊）
契約担当者 教育委員会事務局庶務課長
契約の相手方 東京都第一教科書供給株式会社

- 平成 21 年 3 月 1 日 図書（小中学校・教師用指導書）の購入
契約金額 49,548,345 円（小学校 5,442 冊、中学校 131 冊）
契約担当者 教育委員会事務局庶務課長
契約の相手方 東京都第一教科書供給株式会社

(2) 再発防止策について

① 議決案件の一本化

議会の議決を要する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める「財産の取得又は処分」に関する区長の権限については、その補助機関である職員への委任は行わないものとし、必要な規則改正を行う。これにより、契約に関する議決案件の事務は、経理課で一括して処理する。

② チェック機能の強化

一定額以上の主管課契約については、決裁ルートに経理課長協議を加えて内容の確認を行うなどチェック機能の強化を図る。

③ 第三者機関によるチェックと議会への報告

区の入札及び契約手続を第三者の立場から監視する入札監視委員会において、2千万円以上の物品購入契約を審議対象として依頼し、高額案件の監視機能の向上を図る。また、入札監視委員会の審議結果は、総務財政委員会に報告する。

④ 研修の強化

契約事務処理について、契約権限受任者となる部課長級職員及び契約事務に携わる一般職員を対象とする研修会を定期的を開催し、基本ルールの徹底を図る。

今回の事故を契機に、契約事務において、適法で、正確な処理が行われるよう各所管における再発防止策の徹底を図っていく必要がある。

入札・契約制度改革

資料 6	入札・契約制度改革	P 1 ~ 13	
	1 入札・契約制度の基本的な方針	1
	2 入札・契約制度改革の概要（工事）	1
	3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）	7
	杉並区で実施している工事の契約方式（平成 22 年度）	11
	杉並区で実施している委託・物品の契約方式（平成 22 年度）	..	12
	平成 22 年度入札結果一覧	13
資料 7	年度別入札・契約制度の変遷	P 17 ~ 18	
	年度別入札・契約制度の変遷（工事）	17
	年度別入札・契約制度の変遷（委託）	18
資料 8	落札率の推移	P 19 ~ 22	
	1 工事	19
	2 委託	20
	3 物品	21
	4 入札合計	22
資料 9	年度別入札形態別平均参加事業者数一覧	P 23	
資料 10	業種別競争入札登録事業者数	P 24 ~ 27	
	工事業種別競争入札登録事業者数	24
	物品営業種目別競争入札登録事業者数	26
資料 11	過去 3 年間指名停止業者一覧	P 28 ~ 30	
資料 12	平成 22 年度 不調案件経過処理	P 31	
資料 13	入札・契約制度における臨時的緊急措置	P 32	

入札・契約制度の改革

1 入札・契約制度の基本的な方針

公共調達原資は、区民の税金である。区は、長い歴史の中で様々な論議を経て、公金の適正かつ効率的な活用のために、いわゆる「入札契約適正化法」に基づき、入札と契約における透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工・履行の確保、不正行為の排除を基本として、現在の入札契約制度を確立してきた。

一方、契約において良質なものやサービスを確保するためには、契約の相手方となる事業者の活性化や経営の安定、従事者の適切な労働環境を確保していくことが欠かせない。平成21年に施行された「公共サービス基本法」では「自治体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定され、重要な課題となっている。

また、地域経済の状況は、リーマンショック以降、未だ厳しい環境の中にあり、先行きも不透明となっている。これまで公共調達において、良質なものやサービスを提供してきた事業者に対する、資金調達や従業員の雇用環境の改善など、経営環境への支援や配慮が必要となっている。

これらの課題を踏まえつつ、引き続き、競争性や透明性の一層の向上を図り、適正な運用を進めていくため、入札・契約制度の改善に取り組んで行かねばならない。

こうしたことから、現在、区では契約制度検討委員会を立ち上げ、杉並区における公共調達のあり方と今後の方向性の検討を行っているところである。

2 入札・契約制度改革の概要（工事）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成6年4月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成10年12月	予定価格の事後公表	130万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成12年12月	予定価格の事前公表	2,000万円以上の案件で、発注案件公告の欄外に付記

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 4 月	郵送による入札 年間工事発注予定表の公表	3,000 万円以上の案件は、入札書を 杉並郵便局止めで送付 250 万円以上の発注予定案件
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の 発注案件公告、年間工事発注予定表等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成 14 年 9 月	入札監視委員会設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成 15 年 4 月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130 万円超える案件
	予定価格の事前公表範囲の拡大	130 万円超える全案件に適用
平成 16 年 4 月	発注基準の事前公表	3,000 万円以上の一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000 万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 130 万円超える案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成 19 年 1 月	契約変更を行った案件の変更内容の公表、及び一般競争入札に申し込み、抽選で入札参加できなかった者の公表	締結後の事情により契約変更を行った案件について変更内容等を公表
平成 19 年 4 月	予定価格の事後公表への変更 (19 年度 47 件)	適正な積算を促すため、予定価格 3,000 万円以上の案件について予定価格を事後公表

(2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	3,000 万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成 15 年 4 月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は 1 回、その他は 3 回
平成 16 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	500 万円以上の案件 これにより、公募型指名競争入札は廃止

実施時期	実施項目	内容説明
平成 17 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額 500 万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格 500 万円以上の案件は一般競争入札となる。
平成 19 年 4 月	一般競争入札参加区外業者の拡大	予定価格 3,000 万円以上 3 億円未満の案件に参加できる区外業者数を拡大
平成 20 年 4 月	現場代理人の専任制の緩和	区発注工事での現場代理人の常駐義務を緩和し、区発注工事間での兼任を一部認める。

(3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	低入札価格調査制度の導入	2,000 万円以上の案件 ※「杉並区低入札価格に関する調査規程」 最低制限価格を下回っても、一律に失格とするのではなく、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130 万円超 2,000 万円未満の案件
平成 14 年 10 月	履行成績不当事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長 6 月を 1 年間に延長
平成 15 年 4 月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000 万円以上の案件
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は 7 都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記
平成 15 年 7 月	低入札価格工事に係る検査の強化	低入札価格調査により契約の相手方となった業者の履行状況把握のため、中間検査を実施
平成 16 年 4 月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格 3,000 万円以上の工事において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を失うこととした。
平成 20 年 4 月	下請けセーフティネット債務保証事業に係る譲渡制度の承認	履行の確保、下請け業者への支払い保証のため、制度を活用した債権の譲渡を承認する。

実施時期	実施項目	内容説明
平成 21 年 4 月	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を拡大	予定価格の 80%から 3 分の 2 の範囲内を 85%から 3 分の 2 に拡大した。
	低入札調査価格の対象業務を拡大	設計・測量等の業務に低入札価格調査価格を適用できるようにした。
平成 21 年 6 月	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準の改正と公表。低入札調査価格制度の失格基準制定	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準を①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費より次の積算式により導き出した額に改めた。 ①×95%+②×90%+③×60%+④×30% 但し、積算により算定された額は、予定価格に対して 2/3 から 85%の範囲内の額とする。
	低入札調査の対象を予定価格 3,000 万円以上に引き上げ これに伴い、予定価格 3,000 万円未満は最低制限価格を適用	低入札価格調査対象を、予定価格の事後公表に合わせて、予定価格 2,000 万円以上から予定価格 3,000 万円以上に改め、予定価格の事前公表案件は、すべて最低制限価格の対象案件とした。
平成 22 年 4 月	低入札価格調査制度に失格基準価格を追加	低入札価格調査基準の範囲にて、契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格を失格基準価格として定められることとした。

(4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
	予定価格の事前公表	予定価格を探る行為による贈収賄を防ぐため、予定価格 2,000 万円以上の案件について予定価格を事前公表とする。

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年4月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
平成14年10月	指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長。
平成15年4月	予定価格の事前公表の拡大	130万円以上の全入札案件の予定価格を事前公表とする。
平成22年4月	指名停止基準の強化に伴う要綱制定	指名停止期間等の強化を契機に、これまで数次の改正を加えてきた「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」を抜本的に改正し新たに要綱として策定した。

(5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成13年12月	一般競争入札（総合評価方式）の導入	3,000万円以上の案件 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とするもの
平成16年4月	相互参入方式の導入（試行）	区外事業者の参入と区内事業者の他自治体への参入を目指すため、導入（試行）この方式は、次の内容である。 ① 杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外事業者の本店所在地がある自治体で、主要6業種（道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園）について条件付一般競争入札を採用していて、② 区に本店を有する事業者が上記①の入札に参加できる場合は、③ 杉並区が実施する条件付一般競争入札で、区市外事業者に設定する入札参加を満たす事業者等は、全社入札に参加できる。

実施時期	実施項目	内容説明
平成 16 年 12 月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格(業者登録)申請の開始	<p>入札参加業者の負担軽減、経費の削減を図るため、これまで各市区町村で登録していた申請を一元化し、インターネットを通じ、入札参加資格(業者登録)の申請を行うものである。</p> <p>これにより、1回の申請で入札参加を希望する自治体等を複数選択できるようになるとともに、また、随時登録を認めたことにより、いつでも業者登録ができるようになった。なお、有効期間は設定されているものの、継続の申請は可能である。</p>
平成 17 年 4 月	小規模工事等受注希望事業者登録制度の創設	<p>区内中小事業者への受注機会の拡大と区内経済の活性化に寄与する観点から、各部課で発注する税込み予定価格が 130 万円以下の小規模な建設工事及び施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者を公募し、登録する制度である。</p> <p>登録名簿は各部課が自由に閲覧できるものとし、工事等発注時の参考とする。なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格登録をした事業者は本登録制度の対象外とする。</p>
平成 17 年 10 月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札の開始	<p>入札執行の時期や量等を勘案し、これまで郵送による入札を実施していた下記案件から実施した。</p> <p>(工事) 予定価格 3,000 万円以上 (委託) 予定価格 3,000 万円以上 (物品) 予定価格 1,000 万円以上</p>
平成 19 年 4 月	電子入札の拡大	<p>(工事) 予定価格 2,000 万円以上 (委託・賃貸借・物品) 入札及び見積競争の全案件</p>
平成 19 年 12 月	電子入札完全実施	<p>工事案件についても、原則全案件を電子入札で実施</p>

実施時期	実施項目	内容説明
平成 20 年 4 月	標準契約書、標準契約条項、請書の改正	新財務システムの稼動に伴い、契約書式の改正を実施
平成 21 年 4 月	履行遅延による違約金利率を 5% に固定	遅延防止法の利率に変えて、民法、国等の債権管理の利率を適用する。
平成 22 年 1 月	施工能力等審査型総合評価制度を導入	入札価格が予定価格の範囲内であるもののうち、価格点と施工能力評価点の合計である評価値の最も高い者を落札者とする施工能力等審査型総合評価制度を予定価格 3 千万円超の案件にて試行開始した。 配点は、価格点=90×(1-入札価格÷予定価格)、施工能力評価点=23 点

3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	50 万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成 14 年 4 月	郵送による入札	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成 14 年 10 月	予定価格の事前公表	3,000 万円以上 ただし、清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるものに限る。
平成 16 年 4 月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000 万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものに限る。
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 50 万円以上の案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明

実施時期	実施項目	内容説明
平成 19 年 4 月	一般競争入札の拡大 (19 年度 10 件)	予定価格 2,000 万円以上の案件を一般競争入札で実施
平成 20 年 4 月	年間発注予定の公表	予定価格 2,000 万円以上の委託・賃貸借、予定価格 1,000 万円以上の物品案件について年間発注予定を公表
平成 21 年 4 月	プロポーザル実施取扱要綱を策定	プロポーザルによる契約の相手方決定の指針を確定した。

(2) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 10 月	最低制限価格の設定	3,000 万円以上
平成 17 年 4 月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格 3,000 万円以上の委託案件において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を失うこととした。
平成 18 年 1 月	長期継続契約を締結できる契約を定める 条例制定	委託業務、賃貸借契約について、その性質上、長期契約を締結することが適切な案件について、条例を定めて契約締結。履行の確保のため、委託業務に関する個別業務評価を義務付け
平成 19 年 4 月	最低制限価格の適用範囲を拡大	過度な競争による履行の低下等を防ぐため、最低制限価格を予定価格 2,000 万円以上の案件、派遣業務に拡大する。
平成 20 年 4 月	区長の指定する職員のより、履行状況について、業者への立入調査・聴取を実施	検査員に加えて、良好な履行を確保するため、区長が指定する職員を監督的に活用する。
	履行評価の実施	長期継続契約等の実施、良好な履行による区民サービスの向上を図るため、検査のほか履行評価を実施する。

実施時期	実施項目	内容説明
平成 21 年 4 月	低入札価格調査を委託案件に適用できるように対象業務拡大	法令に適合した契約及び契約業務の良好な履行のため、請負業務等の人件費比率の高い業務に関して、低入札価格調査価格を設定できるようにした。
	履行遅延による違約金利率を 5% に固定	遅延防止法の利率に変えて、民法、国等の債権管理の利率を適用する。
平成 22 年 4 月	最低制限価格の適用範囲を拡大	一部の過度な競争による履行の低下等を防ぐため、必要と認める場合は予定価格 500 万円以上の委託案件について適用できるように拡大した。
	労働関係法令順守の確認制度の導入	適切な履行を確保するため、役務提供を主とした業務について、事業者に対して労働関係法令遵守の確認を行うこととした。
平成 23 年 4 月	労働関係法令順守の確認制度の充実	確認書の提出にあたって、新たに「雇用従事者の最低賃金額」を具体的に明記させるとともに、受託業者と区との直接面談による確認を「原則として年 2 回以上」と改めた。
	地域建設業の資金調達強化策の導入	工事請負者の中間段階での資金調達を可能とするため、「中間前払金制度」を導入するとともに、「地域建設業経営強化融資制度」を導入した。

(3) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定

実施時期	実施項目	内容説明
平成 21 年 4 月	区内支店業者の実態調査の強化	一般競争の拡大に伴い、区内に代理人を置き、支店等を設置する業者が増加。実態がない場合もあり、提出書類による厳格な審査と訪問調査を実施
平成 23 年 4 月	暴力団等排除対策の実施	区の契約からの排除の徹底を図るため、「対策要綱の制定」、「警視庁との合意書の締結」等により、暴力団等排除の取組みを全庁的に推進

杉並区で実施している工事の契約方式（平成23年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	500万円以上	事前に条件を付した工事の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	東京電子自治体共同運営杉並区登録業者、共同運営格付、ISO認証取得（区外業者）、経営事項審査標準点、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定 区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、区内参加業者数の3割(最低3者)（1億5千万円以上は5割(最低3者)、3億円以上は無制限）が参加できる。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	実績 平成14年度 杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定。 平成18年度 杉並芸術会館舞台機構・照明設備・音響設備の3工事に適用。 落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。 平成21年度 施工能力等審査型を試行開始、平成21年度1件実施、平成22年度10件実施目標
指名競争入札	指名競争入札	130万円を超え 500万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事实績、経営事項審査総合評点、東京電子自治体共同運営格付、地域要件等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

杉並区で実施している委託・物品の契約方式（平成23年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	委託・賃貸借 2千万円以上 物品 1千万円以上	<u>事前に条件を付した委託の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式</u>	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京電子自治体共同運営格付、契約実績等の条件を設定。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	<u>契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式</u>	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	委託 50万円を超え 2千万円未満 物品 80万円を超え 1千万円未満 賃貸借 40万円を超え 2千万円未満	<u>入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式</u>	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京電子自治体共同運営格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	委託 50万円以下 物品 80万円以下 賃貸借 40万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

平成22年度 入札結果一覽

項目		入札方式		合計
		一般競争入札	指名競争入札	
件数	22年度	294件 (31.96%)	626件 (68.04%)	920件 (100%)
	21年度	321件 (32.23%)	675件 (67.77%)	996件 (100%)
	20年度	321件 (32.07%)	680件 (67.93%)	1,001件 (100%)
予定価格 (税込)	22年度	13,695,275,227円 (82.81%)	2,843,388,304円 (17.19%)	16,538,663,531円 (100%)
	21年度	8,063,428,188円 (73.90%)	2,847,893,581円 (26.10%)	10,911,321,769円 (100%)
	20年度	13,339,976,653円 (82.08%)	2,912,489,209円 (17.92%)	16,252,465,862円 (100%)
契約金額 (税込)	22年度	12,472,808,488円 (83.04%)	2,547,713,755円 (16.96%)	15,020,522,243円 (100%)
	21年度	7,141,199,447円 (73.67%)	2,552,125,435円 (26.33%)	9,693,324,882円 (100%)
	20年度	12,427,815,989円 (83.54%)	2,448,016,678円 (16.46%)	14,875,832,667円 (100%)
平均落札率 (過去4年度)	22年度	88.64%	89.66%	89.33%
	21年度	87.20%	89.07%	88.47%
	20年度	89.63%	90.57%	89.96%
	19年度	88.35%	87.98%	88.09%

平成 22 年度工事入札結果一覧

項 目		入札方式		
		一般競争入札	指名競争入札	合 計
件 数	22 年度	249件 (65.87%)	129件 (34.13%)	378件 (100%)
	21 年度	263件 (65.75%)	137件 (34.25%)	400件 (100%)
	20 年度	259件 (71.75%)	102件 (28.25%)	361件 (100%)
予定価格 (税込)	22 年度	12,163,725,066円 (96.82%)	399,798,386円 (3.18%)	12,563,523,452円 (100%)
	21 年度	6,053,619,224円 (92.52%)	489,186,530円 (7.48%)	6,542,805,754円 (100%)
	20 年度	11,417,862,350円 (96.27%)	442,787,041円 (3.73%)	11,860,649,391円 (100%)
契約金額 (税込)	22 年度	11,179,253,589円 (96.73%)	377,555,733円 (3.27%)	11,556,809,322円 (100%)
	21 年度	5,522,389,184円 (92.39%)	454,618,497円 (7.61%)	5,977,007,681円 (100%)
	20 年度	10,823,106,105円 (96.77%)	361,502,505円 (3.23%)	11,184,608,610円 (100%)
平均落札率 (過去4年度)	22 年度	88.73%	94.40%	90.67%
	21 年度	88.06%	93.96%	90.08%
	20 年度	92.55%	95.11%	93.27%
	19 年度	89.40%	99.73%	91.19%

平成22年度委託・賃貸借入札結果一覧

項 目		入札方式		
		一般競争入札	指名競争入札	合 計
件 数	22年度	31件(7.95%)	359件 (92.05%)	390件 (100%)
	21年度	42件(10.19%)	370件 (89.81%)	412件 (100%)
	20年度	41件 (9.30%)	400件 (90.70%)	441件 (100%)
予定価格 (税込)	22年度	1,233,972,255円 (37.58%)	2,049,638,479円 (62.42%)	3,283,610,734円 (100%)
	21年度	1,678,363,618円 (47.43%)	1,860,016,529円 (52.57%)	3,538,380,147円 (100%)
	20年度	1,345,809,891円 (41.31%)	1,911,739,790円 (58.69%)	3,257,549,681円 (100%)
契約金額 (税込)	22年度	1,028,309,551円 (36.17%)	1,814,570,009円 (63.83%)	2,842,879,560円 (100%)
	21年度	1,311,709,390円 (44.24%)	1,653,421,092円 (55.76%)	2,965,130,482円 (100%)
	20年度	1,084,626,345円 (40.11%)	1,619,505,056円 (59.89%)	2,704,131,401円 (100%)
平均落札率 (過去4年度)	22年度	86.26%	87.68%	87.57%
	21年度	80.37%	87.13%	86.44%
	20年度	83.76%	88.57%	88.12%
	19年度	75.58%	88.52%	86.05%

平成22年度物品入札結果一覧

項 目	入札方式		一般競争入札	指名競争入札	合 計
	22年度	21年度			
件 数	22年度		14件 (9. 21%)	138件 (90. 79%)	152件 (100%)
	21年度		16件 (8. 70%)	168件 (91. 30%)	184件 (100%)
	20年度		21件 (10. 55%)	178件 (89. 45%)	199件 (100%)
予定価格 (税込)	22年度		297, 577, 906円 (43. 03%)	393, 951, 439円 (56. 97%)	691, 529, 345円 (100%)
	21年度		331, 445, 346円 (39. 93%)	498, 690, 522円 (60. 07%)	830, 135, 868円 (100%)
	20年度		576, 304, 412円 (50. 81%)	557, 962, 378円 (49. 19%)	1, 134, 266, 790円 (100%)
契約金額 (税込)	22年度		265, 245, 348円 (42. 72%)	355, 588, 013円 (57. 28%)	620, 833, 361円 (100%)
	21年度		307, 100, 873円 (40. 88%)	444, 085, 846円 (59. 12%)	751, 186, 719円 (100%)
	20年度		520, 083, 539円 (52. 69%)	467, 009, 117円 (47. 31%)	987, 092, 656円 (100%)
平均落札率 (過去4年度)	22年度		92. 34%	90. 37%	90. 55%
	21年度		91. 08%	89. 38%	89. 52%
	20年度		92. 58%	88. 05%	88. 51%
	19年度		94. 49%	87. 35%	87. 90%

資料7

年度別入札・契約制度の変遷（工事）

入札方式

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	指名競争		指名希望制指名競争			一般・希望型	一般競争	
14	指名競争		公募型指名	一般競争				
15	指名競争		公募型指名	一般競争				
16	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争（単価契約は除く）			
		相互参入方式（主要6業種）			一般競争			
17・18	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争			
		相互参入方式（主要6業種）【板橋区と協定実施】			一般競争			
19・20	指名競争	相互参入方式（主要6業種）【板橋区と協定実施】			一般競争			
					一般競争			
21以降	指名競争				一般競争 施工能力審査型総合評価方式の試行(22年1月)			

予定価格「事前」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13				※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）				
14				※ 単価契約は対象外				
15～18	全工事案件							
19以降	全工事案件				対象外（事後公表）			

予定価格「事後」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）							
14	※ 単価契約は対象外							
15～18	事前公表に伴い予定価格の事後公表制度は廃止							
19以降	事前公表				事後公表			

最低制限価格制度及び低入札価格対象工事

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	最低制限価格			低入札価格調査対象（12年12月から試行）				
14～20	最低制限価格			低入札価格調査対象				
21以降	最低制限価格				低入札価格調査対象			

年度別入札・契約制度の変遷（委託）

入札方式

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	随意契約	指名競争			
14	随意契約	指名競争			一般競争
15	随意契約	指名競争			一般競争
16	随意契約	指名競争			一般競争
17	随意契約	指名競争			一般競争
18	随意契約	指名競争			一般競争
19以降	随意契約	指名競争		一般競争	

予定価格「事前」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず				
14	公表せず				区の積算価格によるものに限り公表（10月1日より実施）
15	公表せず				区の積算価格によるものに限り公表
16以降	公表せず		建物清掃業務のみ公表		区の積算価格によるものに限り公表

予定価格「事後」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
14	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
15	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
16以降	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			

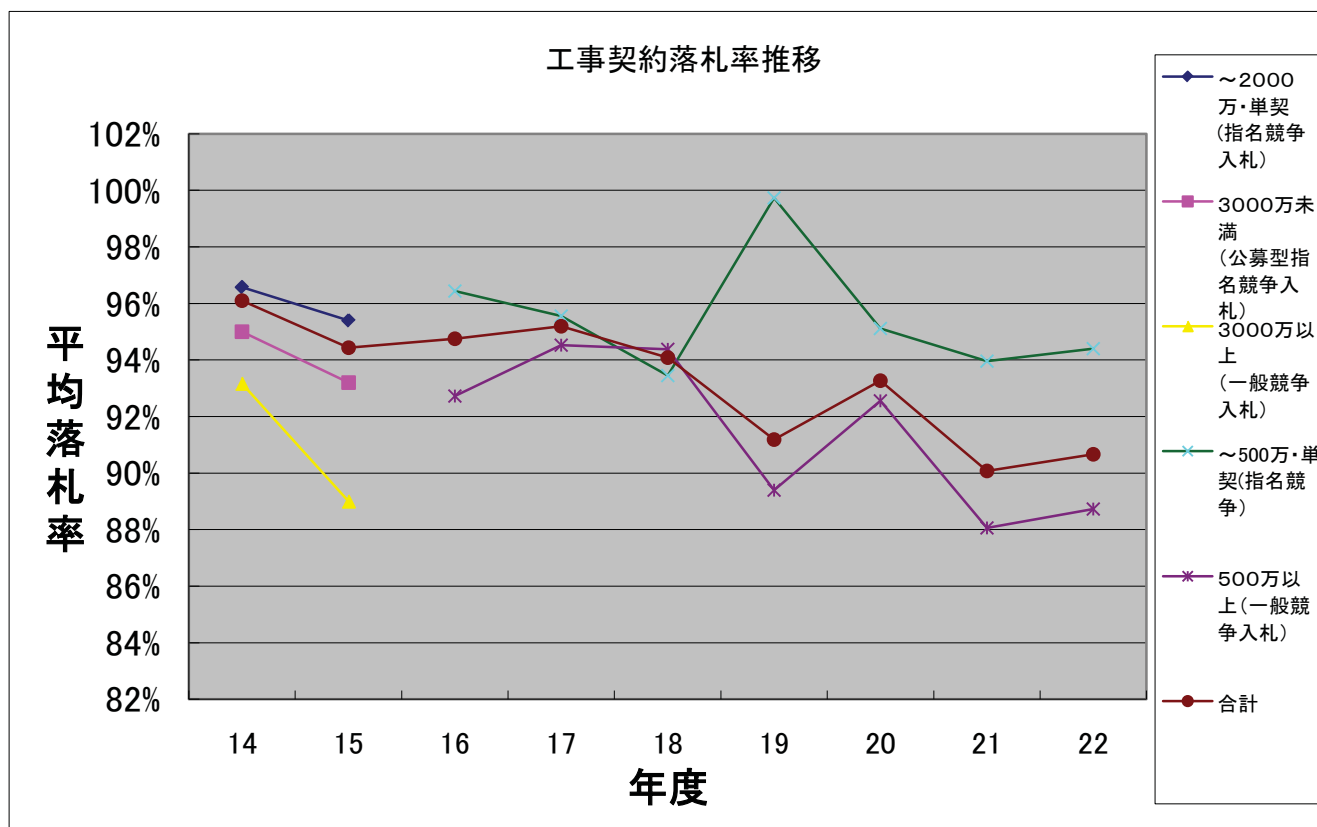
最低制限価格/低入札調査価格 両制度の実施

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	未実施				
14	未実施				最低制限価格を区の積算価格によるものに限り実施（10月1日より実施）
15	未実施				最低制限価格を区の積算価格によるものに限り実施
16～18	未実施				最低制限価格を区の積算価格によるものに限り実施
19～20	未実施		最低 制限価格適用		
			建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	
21	未実施		最低 制限価格・低入札調査価格適用		
			建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	
22以降	未実施	最低 制限価格・低入札調査価格適用			
		設計業務のみ実施	建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	

資料8 工事・委託及び物品契約における落札率の推移

1. 工事

方式 年度	指名競争入札		～2000万・単契 (指名競争入札)		3000万未満 (公募型指名競争 入札)		3000万以上 (一般競争入札)		合計	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
14	--	--	96.58%	260件	95.00%	22件	93.17%	34件	96.10%	316件
15	--	--	95.40%	254件	93.20%	23件	89.00%	40件	94.43%	317件
	～500万・単契(指名競争) ※ 17年度より単契を除く。		500万以上(一般競争入札) ※ 17年度より単契を含む。							
16	96.44%	185件	92.72%		154件				94.75%	339件
17	95.55%	113件	94.55%		213件				95.05%	326件
18	93.45%	120件	94.38%		259件				94.08%	379件
19	99.73%	96件	89.40%		235件				91.19%	331件
20	95.11%	102件	92.55%		259件				93.27%	361件
21	93.96%	137件	88.06%		263件				90.08%	400件
22	94.40%	129件	88.73%		249件				90.67%	378件

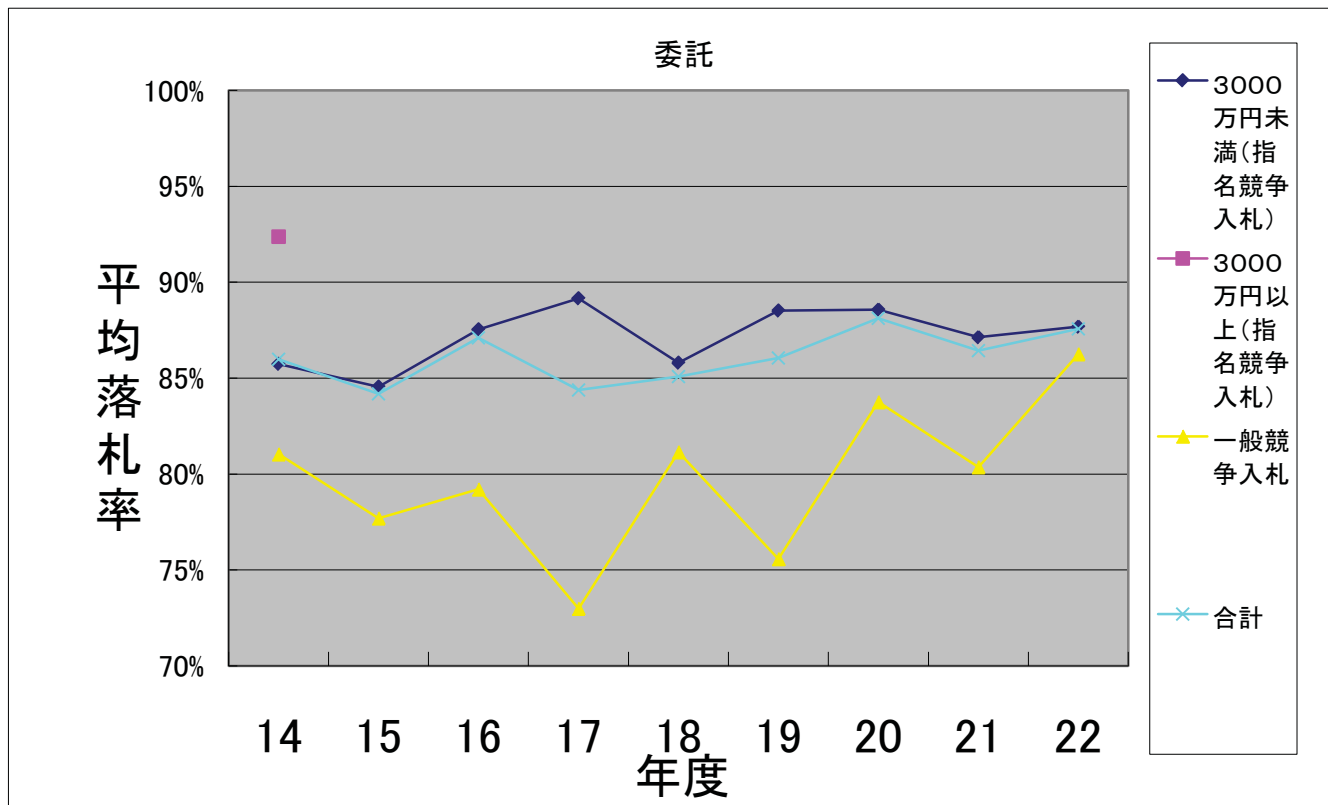


2. 委託

年度	3000万円未満 (指名競争入札)		3000万円以上				合計				
			指名競争入札		一般競争入札		落札率	件数			
14	85.74%	253件	92.37%		12件	81.04%	3件	85.98%	268件		
15	84.55%	289件	/				77.70%	16件	84.19%	305件	
16	87.54%	371件					79.21%	20件	87.11%	391件	
17	89.16%	372件					72.99%	19件	88.37%	391件	
18	85.80%	373件					81.15%	27件	85.08%	400件	
2000万円未満							2000万円以上				
19	88.52%	406件					75.58%	28件	86.05%	434件	
20	88.57%	400件	83.76%	41件	88.12%	441件					
21	87.13%	370件	80.37%	42件	86.44%	412件					
22	87.68%	359件	86.26%	31件	87.57%	390件					

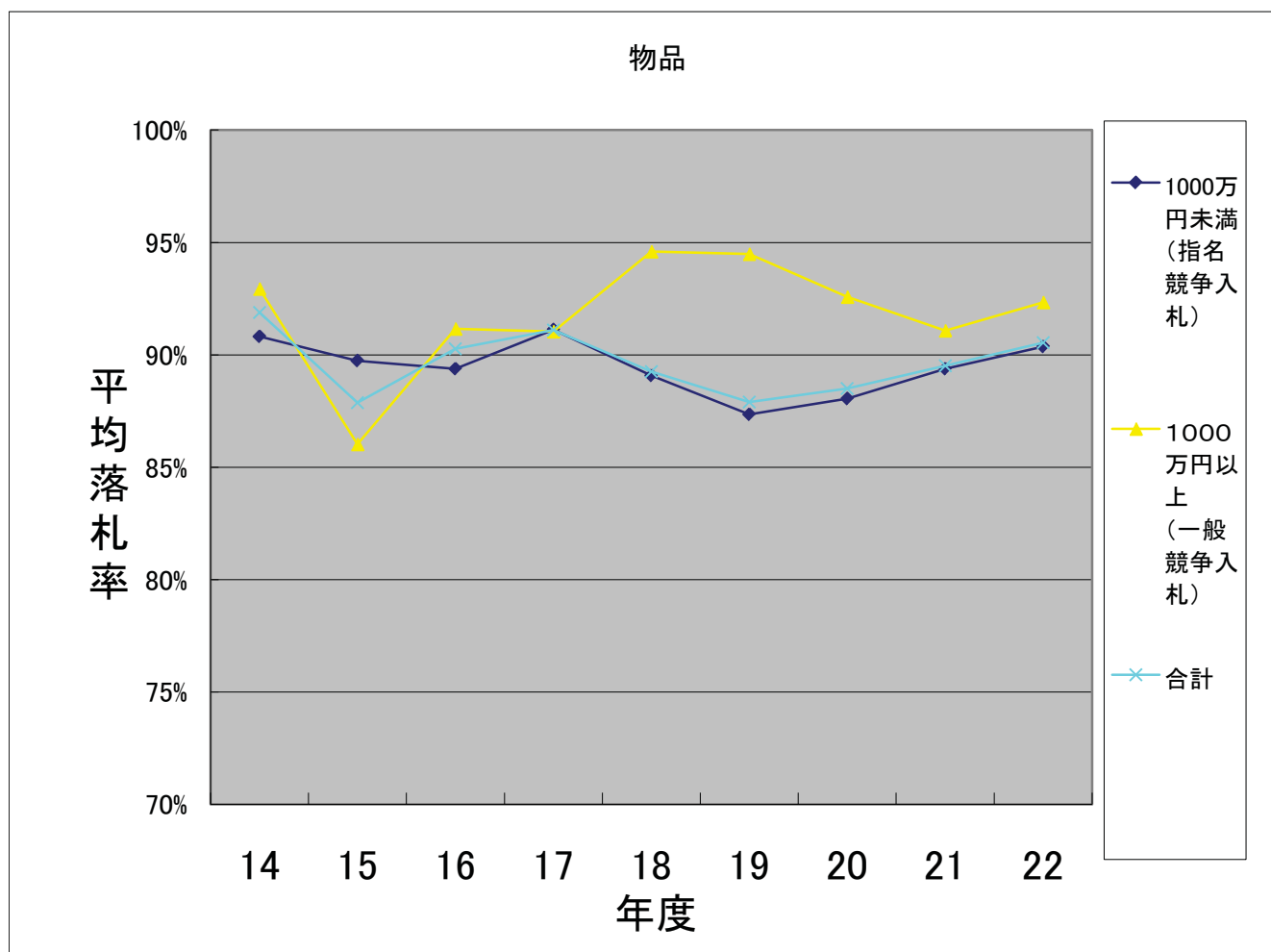
※ 一般競争入札は、平成14年4月1日以降入札分に適用された。

※平成19年度より2000万円以上が一般競争入札



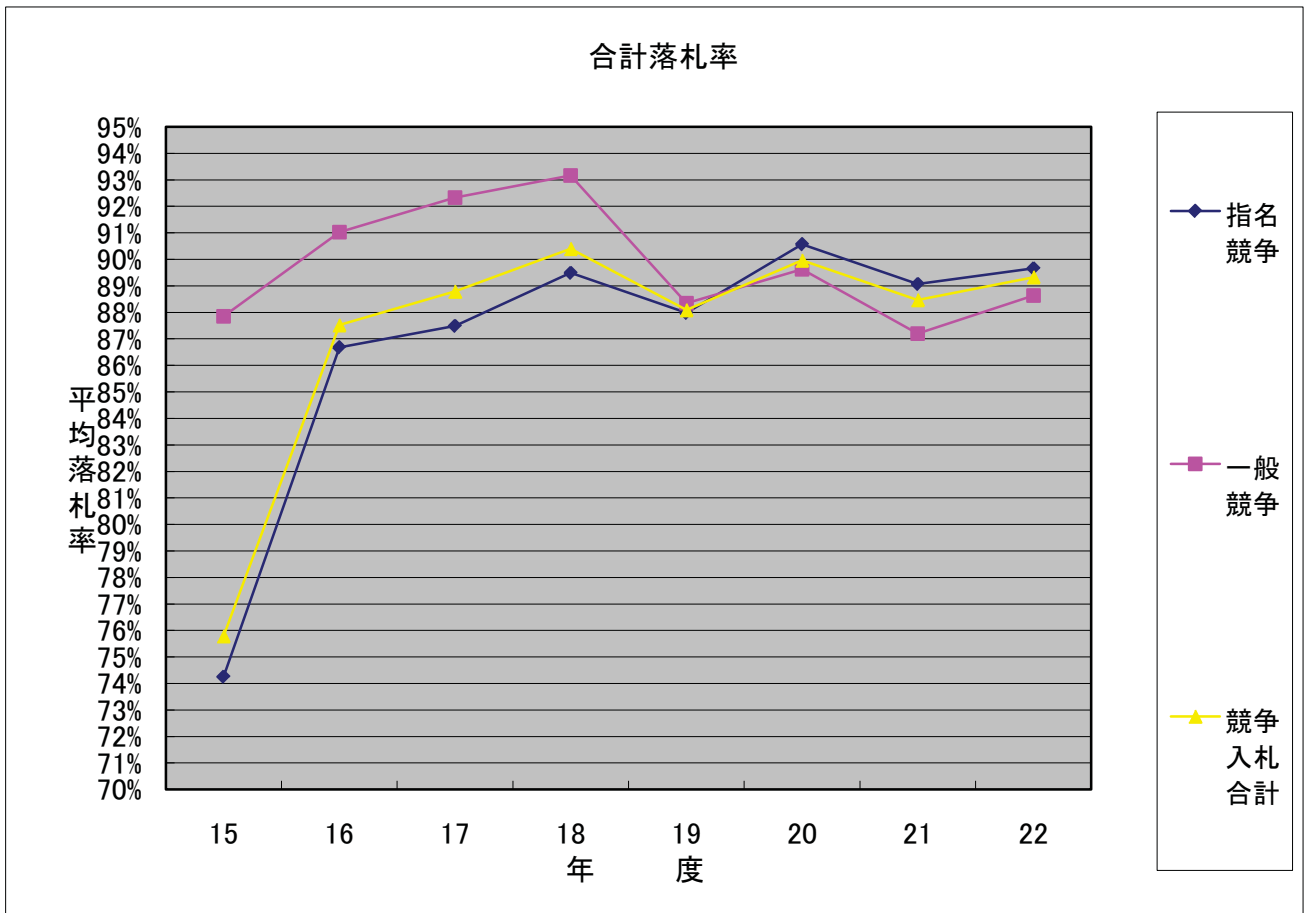
3. 物品

年度	1000万円未満 (指名競争入札)		1000万円以上 (一般競争入札)		合計	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
14	90.82%	173件	92.94%	7件	91.88%	180件
15	89.74%	168件	86.02%	9件	87.88%	177件
16	89.38%	162件	91.16%	7件	90.27%	169件
17	91.12%	159件	91.04%	12件	91.11%	171件
18	89.08%	171件	94.60%	6件	89.26%	177件
19	87.35%	217件	94.49%	18件	87.90%	235件
20	88.05%	178件	92.58%	21件	88.51%	199件
21	89.38%	168件	91.08%	16件	89.52%	184件
22	90.37%	138件	92.34%	14件	90.55%	152件



3 入札合計

	指名競争入札		一般競争入札		競争入札合計	
	割合	件数	割合	件数	割合	件数
15	74.26%	711件	87.85%	90件	75.79%	801件
16	86.68%	752件	91.03%	181件	87.52%	933件
17	87.49%	668件	92.33%	244件	88.79%	912件
18	89.49%	664件	93.16%	292件	90.40%	956件
19	87.98%	719件	88.35%	281件	88.09%	1,000件
20	90.57%	680件	89.63%	321件	89.96%	1,001件
21	89.07%	675件	87.20%	321件	88.47%	996件
22	89.66%	626件	88.64%	294件	89.33%	920件



年度別入札形態別平均参加業者数一覧

工事案件

	指名競争入札 ＜～2,000万円・単契＞	公募型指名競争入札 ＜3,000万円未満＞	一般競争入札 ＜3,000万円以上＞
14年度	6.7社	15.1社	14.4社
15年度	6.7社	12.4社	12.0社
	指名競争入札 ＜～500万円・単契＞	一般競争入札 ＜500万円以上＞	
16年度	7.2社	12.1社	
17年度	5.8社	11.5社	
18年度	5.7社	11.6社	
19年度	5.4社	12.0社	
20年度	5.0社	10.4社	
21年度	4.9社	11.5社	
22年度	5.7社	10.4社	

委託・賃貸借案件

	指名競争入札		一般競争入札 ＜3,000万円以上＞
	＜3,000万円未満＞	＜3,000万円以上＞	
14年度	6.4社	8.0社	17.4社
15年度	6.4社	—————	19.4社
16年度	6.3社	—————	25.9社
17年度	6.9社	—————	26.4社
18年度	7.5社		16.2社
	指名競争入札 ＜2,000万円未満＞		一般競争入札 ＜2,000万円以上＞
19年度	7.4社		15.2社
20年度	7.3社		13.8社
21年度	7.2社		10.9社
22年度	7.6社		11.0社

（一般競争入札は、平成14年4月1日以降の入札分から適用された。）

資料10

工事業種別競争入札登録業者数

平成23年10月1日現在

業種 番号	業種名	業者数			業種 番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
01	道路舗装工事	45	792	837	33	電話・通信	7	336	343
02	橋りょう工事	11	421	432	34	拡声装置	3	143	146
03	河川工事	14	493	507	35	畳	3	46	49
04	水道施設工事	24	686	710	36	内装仕上	12	225	237
05	下水道施設工事	24	719	743	37	一般塗装	14	213	227
06	一般土木工事	53	1,131	1,184	38	橋りょう塗装	8	128	136
07	建築工事	63	796	859	39	防水	13	246	259
08	電気工事	72	795	867	40	鉄骨架構	0	50	50
09	給排水衛生工事	61	570	631	41	鋼けた	0	45	45
10	空調工事	56	580	636	42	PCけた	0	25	25
11	建築設計	14	655	669	43	水門門扉	1	23	24
12	土木設計	10	557	567	44	ポンプ据付け	1	97	98
13	設備設計	5	252	257	45	水処理装置	1	118	119
14	測量	20	496	516	46	焼却設備	0	47	47
15	地質調査	9	254	263	47	ボイラー	1	17	18
16	さく井	1	31	32	48	エレベーター	0	34	34
17	船舶	0	1	1	49	電車線架線	0	7	7
19	しゅんせつ 埋立て	0	19	19	50	地中線	3	78	81
20	しゅんせつ	0	54	54	51	鉄道信号装置	0	10	10
21	潜かん	0	74	74	52	計装装置	2	132	134
22	軌道	0	32	32	53	沈砂池・沈殿池 機械設備工事	0	73	73
23	シールド工事	0	158	158	55	送風機機械 設備工事	0	47	47
24	推進工事	7	334	341	56	ばっ気槽散気 設備工事	1	48	49
25	地下鉄工事	0	87	87	57	汚泥脱水 設備工事	0	54	54
27	造園	18	439	457	58	消化槽機械 設備工事	0	22	22
28	運動場施設	18	422	440	59	ガス貯留 設備工事	0	9	9
29	コンクリート プレハブ	0	56	56	60	公設ます工事	11	179	190
30	鉄骨プレハブ	1	32	33	61	水道管更正工事	0	39	39
31	ひき家・解体	9	221	230	62	石綿処理	3	193	196
32	消火設備	9	243	252	63	機械器具設置	2	218	220

業種番号	業種名	業者数			業種番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
64	屋根	1	45	46	9906	床版補強	1	114	115
66	金網さく	10	239	249	9907	電源設備	7	206	213
67	板金	1	13	14	9908	発電設備	5	187	192
68	サッシュ	5	83	88	9909	電気防食	0	25	25
69	シャッター	0	51	51	9910	給湯器・浴槽 設備工事	13	100	113
70	起重機	0	11	11	9911	床仕上	2	49	51
72	冷凍・冷蔵庫 工事	2	40	42	9912	放射線防御	1	12	13
73	グラウト	0	140	140	9914	飛散防止工事	1	38	39
74	道路標識設置	6	196	202	9915	ろ過層処理	1	29	30
75	道路標示塗装	5	89	94	9917	厨房	4	54	58
76	ガードレール	9	223	232	9920	石工事	0	30	30
77	モルタル吹付け	1	63	64	9923	自動ドア装置	0	26	26
78	植生	6	154	160	9924	強化樹脂板取付	1	29	30
79	運動器具設置	4	138	142	9925	医療ガス配管	0	19	19
80	テレビ共聴工事	2	140	142	9926	高圧ガス配管	0	19	19
81	防音壁・しゃ音壁	2	132	134	9930	集じん装置	0	27	27
82	舞台装置	2	63	65	9933	タイル工事	1	15	16
84	と場施設	0	9	9					
86	ガソリンスタンド	0	21	21					
87	PCタンク	0	52	52					
91	すべり止め舗装	8	188	196					
92	樹脂塗装	4	95	99					
93	陸上信号機	1	44	45					
94	伸縮継手	0	82	82					
95	鉄鋼加工	0	43	43					
96	ウェルポイント	0	31	31					
97	パイプライニング	1	32	33					
98	脱硫・脱臭	0	45	45					
9901	基準タンク	0	6	6					
9902	安全溝設置	0	26	26					
9904	空気搬送	0	4	4					

	区内業者	区外業者	計
108業種	737	17,779	18,516

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		333	4,617

物品営業種目別競争入札登録業者数

平成23年10月1日現在

種目 番号	営業種目名	業者数			種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
001	文房具事務用品・ 図書	17	429	446	101	印刷	21	653	674
002	事務機器・情報処 理用機器	14	721	735	102	複写業務	4	138	142
003	学校教材・運動用 品・楽器	21	440	461	103	建物清掃	38	1,118	1,156
004	什器・家具	18	377	395	104	電気・暖冷房等 設備保守	74	1,341	1,415
005	荒物雑貨	8	348	356	105	警備・受付等	22	830	852
006	工業用ゴム	4	82	86	106	通信施設保守	8	263	271
007	繊維・ゴム・皮革 製品	8	251	259	107	環境関係測定 機器保守	1	75	76
008	室内装飾品等	12	361	373	108	ボイラー清掃	5	167	172
009	家電・カメラ・厨房 機器等	30	551	581	109	浄化槽・貯水槽 清掃	29	816	845
010	自動車・自転車	3	154	157	110	道路・公園管理	58	986	1,044
011	燃料・ガス・油脂	1	57	58	111	害虫駆除	29	711	740
012	電車両・軌道用品	0	23	23	112	廃棄物処理	30	607	637
013	船舶・航空機	0	13	13	113	管渠清掃	17	197	214
014	理化学機器器具	4	206	210	114	運搬請負	12	303	315
015	工作用機械器具	3	84	87	115	広告代理	5	191	196
016	産業用機械 器具類	18	486	504	116	ビデオ・スライド 製作	3	225	228
017	通信用機械 器具類	8	373	381	117	航空写真・図面 製作	9	242	251
018	農業・建設用機械 器具	3	35	38	118	医療事務	1	100	101
019	医療用機械器具	4	185	189	119	病院給食・学校 給食	1	137	138
020	医薬品・衛生材料 ・介護用品	4	208	212	120	催事関係業務	8	464	472
021	コンクリート・セメ ント	7	97	104	121	情報処理業務	15	1,173	1,188
022	鉄鋼・非鉄・鑄鉄 製品	6	109	115	122	検査業務	3	308	311
023	電線・絶縁材料	3	79	82	123	都市計画・交通 関係調査業務	13	691	704
024	標識・看板等	15	410	425	124	土木・水系関係 調査業務	11	469	480
025	工業薬品・防疫剤	2	209	211	125	市場・補償鑑定 関係業務	11	671	682
026	警察・消防・防災 用品	19	438	457	126	環境アセスメント 関係調査業務	11	558	569
027	造園資材	23	226	249	127	下水道管路内TV カメラ調査業務	15	165	180
028	百貨店・総合商社	0	8	8	128	クリーニング	5	68	73
090	その他の物品	15	464	479	129	汚泥脱水機ろ布	0	11	11
099	不用品買受	4	222	226	130	浄水場・処理場 機械運転管理	1	156	157

種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計
131	貸貸業務	13	574	587
190	その他の業務 委託等	40	1,943	1,983
201	ライフライン	0	14	14

	区内	区外	計
物品業者	274	7,646	7,920
委託業者	513	16,365	16,878
合計	787	24,011	24,798

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		263	7,053

資料11 過去3年間（平成20・21・22年度）指名停止措置状況一覧

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
20年度	日本コンベンションサービス	平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで (6月)	一般競争入札「杉並区立保育園保育士の人材派遣(単価契約)」において落札者となりながら、予定数の人材派遣ができないと申し出たため。
	東名設備(株) 杉並支店	平成20年 4月 1日から 平成20年 6月30日まで (3月)	指名競争入札「非常用発電設備保守委託」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
	(株)丸利根アペックス	平成20年 7月 1日から 平成20年 9月30日まで (3月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の3(名義貸しの禁止)に違反し、東京都より産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消されたため。
	(株)阪本工営 東京支店	平成20年 5月29日から 平成20年 8月28日まで (3月)	大阪府堺市の解体工事を請け負った解体業者に対して下請け参入を強要したとして、代表者が逮捕されたため。
	大成建設(株) 東京支店 清水建設(株) 三井住友建設(株) (株)不動テトラ 東京本店 (株)奥村組 東京支社 安藤建設(株) 鉄建建設(株) 東京支店 (株)浅沼組 東京本店 飛島建設(株) 馬淵建設(株) 東京支店 (株)大林組 東京本店 (株)加賀田組 東京支店 大豊建設(株) 東京支店 坂田建設(株) 東京支店 (株)銭高組 東京支社 株木建設(株) 東京本店 戸田建設(株) 東京支店 東洋建設(株) 関東支社 (株)植木組 東京支店 (株)松村組 東京本店 (株)新井組 東京本店 青木あすなろ建設(株) 東京土木本店 西松建設(株) 関東支店 以上23社	平成20年 7月25日から 平成20年10月24日まで (3月)	財団法人 東京都新都市建設公団が発注する特定土木工事34件について、連合により公正取引委員会より課徴金の納付命令を受け、審判が確定したため。
	日本ヘルス工業(株)	平成20年 7月30日から 平成20年10月29日まで (3月)	東松山市発注の入札において、市幹部より入札予定価格を聞き出し、公正な入札を妨害したとして、埼玉オフィス事業部長が逮捕されたため。
	杉本電気工事(株)	平成20年 8月 7日から 平成20年11月 6日まで (3月)	一般競争入札「街路灯の器具改修工事4(単価契約)」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
	岡村製作所 新宿支店	平成20年10月14日から 平成21年 4月13日まで (6月)	平成20年4月18日愛知県西尾市発注の事務用品等の一般競争入札において、談合を行ったとして、平成20年9月17日愛知県警により、株式会社 岡村製作所 元刈谷支店長 白井 新が逮捕され、また、同年10月3日同県警により、コクヨマーケティング 株式会社の社員が談合容疑で書類送検された。
	コクヨマーケティング	平成20年10月14日から 平成21年 1月13日まで (3月)	

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
20年度	(株)コージー	平成20年10月16日から 平成21年 1月15日まで (3月)	平成20年10月15日開札の「テーブル・椅子の購入」において、落札し契約締結義務がありながら、翌16日に見積金額に誤りがあり、落札金額では納品できないと契約辞退を申し出たため。
	オーディーエー(株)杉並支店	平成20年12月18日から 平成21年 3月17日まで (3月)	平成20年4月1日契約「杉並福祉事務所高円寺事務所外20施設機械設備保守点検業務委託」の委託業務履行にあたり、著しく不適切な履行があったため。
	カテナ(株)	平成20年12月26日から 平成21年 3月25日まで (3月)	平成20年12月25日開札の「トレンドマイクロ製品ソフトウェアライセンスの追加購入」において、落札し契約締結義務がありながら契約辞退を申し出たため。
	東鉄ビルメン(株)	平成20年11月13日から 平成21年 5月12日まで (6月)	春日部市民文化会館の電気・機械設備管理委託業務において、春日部市職員と共謀して偽装入札を行ったとして、刑法第96条の3「競争入札妨害罪」で副社長及び事業部長が逮捕されたため。
	紀本電子工業(株) 東亜ディーケーケー(株)	平成20年11月25日から 平成21年 5月24日まで (6月)	平成16年度以降において、特定大気常時監視自動計測器の入札に際して、製造業者3社と連合して落札者を選定するなど、公共の利益に反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
	千城建設(株)	平成21年 1月31日から 平成21年 4月30日まで (3月)	平成20年12月12日契約の「路面改良工事(R2015)」について、同社の事情により、工期内に完了できないと契約解除を申し出たため。
	ジーアンドエス エンジニアリング(株)	平成21年 1月20日から 平成21年 7月21日まで (6月)	平成21年1月19日、贈賄の容疑で同社代表取締役が福岡県警に逮捕されたため。
21年度	日本道路興運(株) 日本総合サービス(株) 大新東(株)	平成21年 6月25日から 平成21年12月24日まで (6月)	国土交通省発注の車両管理業務において、受注価格維持のため談合、連合し落札者の選定を行うなど公共の利益に反する行為を行ったとして、公正取引委員会より排除措置命令、課徴金納付命令を受けたため。
	ムサン興発(株) (株)日経サービス (株)セノン	平成21年 6月25日から 平成21年 9月24日まで (3月)	国土交通省発注の車両管理業務において、受注価格維持のため談合、連合し落札者の選定を行うなど公共の利益に反する行為を行ったとして、公正取引委員会より排除措置命令、課徴金納付命令を受けたため。対象案件の一部についての命令のため、上記3者に対して期間を短縮する。
22年度	株式会社イトーキ 東京中央支社 株式会社内田洋行 情報システム事業部 プラス株式会社 スクールサービス事業部 株式会社ライオン事務器 東京本店 株式会社岡村製作所 新宿支店	平成22年4月1日から 平成22年7月31日まで (4月)	防衛省航空自衛隊発注の特定什器類の取引分野において、公共の利益に反して、競争を実質的に制限し、独占禁止法の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会より排除措置命令、課徴金納付命令を受けたため
	関東警備保障株式会社	平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで (6月)	平成22年3月1日開札の「区立小学校常駐警戒業務委託2(北西エリア)」及び「区立小学校常駐警戒業務委託3(南東エリア)」において落札し、契約締結義務がありながら、警備業法違反(警備員教育義務違反)により、東京都公安委員会から営業停止21日の処分を受け、同月23日、契約辞

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
22年度	三和シャッター工業株式会社 首都圏支店 文化シャッター株式会社 東京支店 東洋シャッター株式会社 東日本事業部	平成22年7月1日から 平成22年10月31日まで (4月)	特定シャッターの販売分野において、公共の利益に反して、競争を実質的に制限し、独占禁止法の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため
	東京ビジネスサービス株式会社	平成22年8月2日から 平成23年2月1日まで (6月)	当該業者の使用人が、国立感染症研究所の発注工事に関し、同研究所会計課係長から予定価格を聞き工事を落札したとして、東京地検特捜部から競売入札妨害罪により略式起訴されたため
	株式会社シグマテクノ	平成22年10月1日から 平成23年3月31日まで (6月)	平成22年9月28日開札の「小型消防用ポンプ他の購入」において落札し、契約締結義務がありながら、入札金額の錯誤を理由に契約辞退を申し出たため
	日本ユニシス・サプライ株式会社	平成23年3月8日から 平成23年9月7日まで (6月)	平成23年2月28日開札の「国民健康保険被保険者証等の印刷及び封入封緘業務委託(単価契約)」において落札し、契約締結義務がありながら、履行期間内に完了できないとして、契約辞退を申し出たため
	株式会社さらい	平成23年2月3日から 平成23年8月2日まで (6月)	平成23年1月28日開札の「プラネタリウム・オート番組制作委託」において落札し、契約締結義務がありながら、履行ができないとして、契約辞退を杉並区に申し出たため
23年度 参考	株式会社ホダカ・プランニング	平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで (6月)	平成23年3月10日開札の「狭あい道路拡幅整備事業に伴う測量委託(単価契約)その101」において落札し、契約締結義務がありながら、履行ができないとして、契約辞退を杉並区に申し出たため
	郡リース株式会社 東京事業本部	平成23年6月23日から 平成23年12月22日まで (6月)	平成23年6月9日開札の「区立高井戸第二小学校仮設校舎賃貸借」において落札し、契約締結義務がありながら、契約辞退を杉並区に申し出たため

資料12

平成22年度 不調案件経過処理

【工 事 案 件】

不調案件なし

【委託・賃貸借案件】

★印 区外業者落札

番号	入札・契約 年 月 日	契約方式	契 約 件 名	業 種	業者数	税抜き予定価格	税抜き最低・ 契約金額	落札率 (%)	発注見込額	落札業者等 備考
1	入札日 H22.2.10 契約日 H22.4.1	指名競争入札 ↓ 随意契約	杉並区立堀ノ内保育園における給食調理業務及び用務業務委託	病院給食・ 学校給食	14	19,843,440	最低制限価格 設定無 契約金額 21,350,000	-		○設計価格・予定価格を見直し、最低入札価格を提示した本業者と随意契約 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
2	入札日 H22.2.10 契約日 H22.4.1	指名競争入札 ↓ 随意契約	杉並区立阿佐谷東保育園における給食調理業務及び用務業務委託	病院給食・ 学校給食	14	20,171,273	最低制限価格 設定無 契約金額 21,000,000	-		○設計価格・予定価格を見直し、平成21年度の契約相手と随意契約 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
3	入札日 H22.2.10 契約日 H22.4.1	指名競争入札 ↓ 随意契約	杉並区立久我山保育園における給食調理業務及び用務業務委託	病院給食・ 学校給食	14	20,171,273	最低制限価格 設定無 契約金額 21,350,000	-		○設計価格・予定価格を見直し、平成21年度の契約相手と随意契約 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
4	入札日 H22.3.2 契約日 H22.4.1	一般競争入札 ↓ 指名競争入札	重度心身障害者訪問入浴サービス業務委託(単価契約)	その他の業 務委託	5	10,000	最低制限価格 設定無 契約金額 9,250	92.5%	21,478,000	○一般競争入札で参加申込がなかったため指名競争入札に変更し同一条件で3/2に実施
5	入札日 H22.3.1 契約日 H22.4.1	一般競争入札 ↓ 指名競争入札	高井戸地域区民センター外4施設の建物総合管理業務委託	建物清掃	4	65,030,800	最低制限価格 58,530,000 契約金額 64,700,000	99.4%		○一般競争入札で入札者全員最低制限価格未満だったため指名競争入札に変更し同一条件で3/5に実施
6	入札日 H22.3.9 契約日 H22.4.1	指名競争入札 ↓ 指名競争入札	レーザープリンタの保守業務委託(18年度導入)(再リース分)	事務処理・ 情報処理用 機器	7	745,920	最低制限価格 設定無 契約金額 745,920	100.0%		○応札者全員が予定価格超過のため入札参加者を一部入れ替え同一条件で3/17に再度指名競争入札を実施
7	入札日 H22.4.21 契約日 H22.4.30	指名競争入札 ↓ 指名競争入札	区営上井草三丁目アパート14号棟外1施設昇降機設置に伴う実施設計委託	建築設計	5	5,186,000	最低制限価格 3,640,000 契約金額 3,700,000	71.3%		○応札者全員が最低制限価格未満だったため同一条件で4/28に再度指名競争入札を実施

入札・契約制度における臨時的緊急措置について

I 臨時的緊急措置の概要

1 区内限定事業者の発注枠の拡大

500万円未満の発注案件を原則区内業者に限定しているが（競争入札実施要綱第8条）、この制限枠を以下のとおり拡大して、区内業者への発注とする。

- ① 工事 = 予定価格1億5千万円未満
- ② 委託・賃貸借 = 予定価格3千万円未満
- ③ 物品の購入 = 予定価格3千万円未満

ただし、特殊な業務や区内事業者数が著しく少ない場合には、健全な競争性の確保のための処置を講じるものとする。

2 前払金の対象工事の拡大

工期60日以上、契約金額300万円以上の工事案件について対象としているが（杉並区公共工事の前払金取扱要綱第5条）、対象を拡大し、工期に関わらず、契約金額130万円以上の全案件を対象とする。

3 工事の区内業者優先枠（地域要件）の変更

取扱いを、次のように変更する。

予定価格の区分	変更前	変更後
3千万円未満		区内業者限定
3千万円以上1億5千万円未満	区外業者(区内業者参加者数の概ね3割(最低3者))	
1億5千万円以上3億円未満	区外業者(区内業者参加者数の概ね5割(最低3者))	区外業者(区内業者参加者数の概ね1割(最低2者))

II 臨時的緊急措置の実施状況

区内事業者の受注比率

区 分		平成18年度 ～20年度平均	平成21年度	平成22年度
工 事	件数	94.31%	97.25%	97.62%
	金額	90.34%	96.49%	99.38%
委 託	件数	62.41%	66.83%	65.45%
	金額	46.44%	63.70%	62.57%
物 品	件数	67.59%	83.15%	82.12%
	金額	38.53%	63.65%	69.71%
計	件数	74.73%	82.14%	81.51%
	金額	76.80%	83.42%	90.70%

平成23年度 入札監視委員会

工事契約 審議案件

案件番号	種類	契約件名	備考	参考資料	
1	一般競争	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その1	同一入札日の同落札率(78.0%)案件をまとめて	発注公告 経過調書	p.1 p.13
		狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その2			
		狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その3			
		狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その4			
		狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その5			
		狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その6			
2	一般競争	杉並区立井草中学校改築建築工事	高額案件(22億円余) 高落札率(99.5%)	発注公告 経過調書	p.23 p.26
3	一般競争	井草中学校旧校舎解体工事	低落札率(54.5%)	発注公告 経過調書	p.27 p.30
4	一般競争	高井戸小学校環境整備工事	高落札率(99.4%)	発注公告 経過調書	p.31 p.33
5	一般競争	桃井第二小学校受変電設備改修工事	総合評価方式	発注公告 総合評価公告 経過調書	p.34 p.36 p.46
6	一般競争	下高井戸児童館耐震補強及び内装改修工事	高落札率(99.9%)	発注公告 経過調書	p.48 p.50
7	一般競争	馬橋小学校普通教室空調機設置工事 (ゼロ区債工事)	高落札率(99.9%)	発注公告 経過調書	p.51 p.54
8	見積競争	杉並清掃事務所配水管改修工事	高落札率	経過調書	p.55

・見積競争については、公告を行っていないため、発注公告はありません。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 2 月 17 日

杉並区長 山田 宏

件名	狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 1
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並区管内（A）
履行期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日まで
概要	アスファルト舗装工（SK-5 型）外 208 工種 発注見込額は 18,454,800 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	6,356,624 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 22 年 2 月 17 日（水）午前 9 時から平成 22 年 2 月 22 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 2 月 25 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 指定質疑書は電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。 3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。

	4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年3月5日(金)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、「発注図書等受領」から入手する工種別内訳の消費税及び地方消費税を除いた各工種単価を合計した金額を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開札日時	平成22年3月8日(月)午前9時00分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回 (再度入札は行わない)
落札通知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	<p>1 契約締結期限 平成22年4月1日</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 関谷 隆</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同時に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>(4) 他に兼任している工事がないこと</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 2 月 17 日

杉並区長 山田 宏

件名	狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 2
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並区管内（A）
履行期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日まで
概要	アスファルト舗装工（SK-5 型）外 208 工種 発注見込額は 18,454,800 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	6,356,624 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された 杉並区内の業者 （杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告の次の案件を本件に先立ち落札した者は、本件の入札参加資格はないものとする。 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 1」
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 22 年 2 月 17 日（水）午前 9 時から平成 22 年 2 月 22 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 2 月 25 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。
質問の方法	1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。

	<p>2 指定質疑書は電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。</p> <p>3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成22年3月5日(金)午後5時 まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、「発注図書等受領」から入手する工種別内訳の消費税及び地方消費税を除いた各工種単価を合計した金額を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開札日時	平成22年3月8日(月)午前9時05分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回 (再度入札は行わない)
落札通知	<p>・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。</p> <p>・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。</p>
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	<p>1 契約締結期限 平成22年4月1日</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 関谷 隆</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同時に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>(4) 他に兼任している工事がないこと</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 2 月 17 日

杉並区長 山田 宏

件名	狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 3
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並区管内（B）
履行期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日まで
概要	アスファルト舗装工（SK-5 型）外 208 工種 発注見込額は 18,454,800 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	6,356,624 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告の次の案件を本件に先立ち落札した者は、本件の入札参加資格はないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 1」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 2」
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 22 年 2 月 17 日（水）午前 9 時から平成 22 年 2 月 22 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 2 月 25 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。

質問の方法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。</p> <p>2 指定質疑書は電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。</p> <p>3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成22年3月5日(金)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、「発注図書等受領」から入手する工種別内訳の消費税及び地方消費税を除いた各工種単価を合計した金額を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開札日時	平成22年3月8日(月)午前9時10分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回 (再度入札は行わない)
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	<p>1 契約締結期限 平成22年4月1日</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 関谷 隆</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同時に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>(4) 他に兼任している工事がないこと</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 2 月 17 日

杉並区長 山田 宏

件名	狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 4
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並区管内（B）
履行期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日まで
概要	アスファルト舗装工（SK-5 型）外 208 工種 発注見込額は 18,454,800 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	6,356,624 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 同日公告の次の案件を本件に先立ち落札した者は、本件の入札参加資格はないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 1」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 2」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 3」
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 22 年 2 月 17 日（水）午前 9 時から平成 22 年 2 月 22 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 2 月 25 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受

	領」から入手すること。
質問の方法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。</p> <p>2 指定質疑書は電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。</p> <p>3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成22年3月5日(金)午後5時 まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、「発注図書等受領」から入手する工種別内訳の消費税及び地方消費税を除いた各工種単価を合計した金額を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開札日時	平成22年3月8日(月)午前9時15分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回 (再度入札は行わない)
落札通知	<p>・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。</p> <p>・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。</p>
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	<p>1 契約締結期限 平成22年4月1日</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 関谷 隆</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置 本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。 本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。 (1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません) (2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること (3) 兼任する工事が同時に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること (4) 他に兼任している工事がないこと</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 2 月 17 日

杉並区長 山田 宏

件名	狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 5
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並区管内（C）
履行期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日まで
概要	アスファルト舗装工（SK-5 型）外 208 工種 発注見込額は 18,454,800 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	6,356,624 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 同日公告の次の案件を本件に先立ち落札した者は、本件の入札参加資格はないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 1」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 2」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 3」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 4」
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 22 年 2 月 17 日（水）午前 9 時から平成 22 年 2 月 22 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 2 月 25 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。

図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。
質問の方法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。</p> <p>2 指定質疑書は電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。</p> <p>3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成22年3月5日(金)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、「発注図書等受領」から入手する工種別内訳の消費税及び地方消費税を除いた各工種単価を合計した金額を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開札日時	平成22年3月8日(月)午前9時20分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回 (再度入札は行わない)
落札通知	<p>・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。</p> <p>・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。</p>
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	<p>1 契約締結期限 平成22年4月1日</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 関谷 隆</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同時に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>(4) 他に兼任している工事がないこと</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 2 月 17 日

杉並区長 山田 宏

件名	狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 6
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並区管内（C）
履行期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 30 日まで
概要	アスファルト舗装工（SK-5 型）外 208 工種 発注見込額は 18,454,800 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	6,356,624 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 同日公告の次の案件を本件に先立ち落札した者は、本件の入札参加資格はないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 1」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 2」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 3」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 4」 「狭あい道路拡幅整備工事（単価契約）その 5」
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 22 年 2 月 17 日（水）午前 9 時から平成 22 年 2 月 22 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 2 月 25 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。

図面・仕様書等の配布	入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。
質問の方法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。</p> <p>2 指定質疑書は電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。</p> <p>3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成22年3月5日(金)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、「発注図書等受領」から入手する工種別内訳の消費税及び地方消費税を除いた各工種単価を合計した金額を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開札日時	平成22年3月8日(月)午前9時25分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1回 (再度入札は行わない)
落札通知	<p>・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。</p> <p>・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。</p>
最低制限価格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	<p>1 契約締結期限 平成22年4月1日</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 関谷 隆</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同時に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>(4) 他に兼任している工事がないこと</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

入札見積経過調書

案件番号	2010-00110	件名		
内部発注番号	4225000001	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その1		
入札見積締切日時	2010年3月5日 17時00分			
開札日時	2010年3月8日 9時01分			
予定価格	6,674,456円			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区管内(A)			
業種	0100 道路舗装工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	株式会社街路		
	所在地	東京都杉並区善福寺一丁目1番17号		
落札金額	4,958,167円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	株式会社街路	4,958,167円		落札率 78%
2	平山建設株式会社	4,958,167円		
3	山内建設株式会社	4,958,167円		
4	諫早建設株式会社	4,958,167円		
5	東栄興業株式会社	4,958,167円		
6	株式会社済美建設	4,958,167円		
7	東邦建設株式会社	4,958,167円		
8	株式会社早房	4,958,167円		
9	萬建工業株式会社	4,958,167円		
10	興亜土木株式会社	4,958,167円		
11	中江建設工業株式会社 本社	4,958,167円		
12	株式会社タキタ建設	4,958,167円		
13	中央土建工業株式会社	4,958,167円		
14	株式会社大英	4,958,467円		
15	有限会社ディー工房	5,021,733円		
16	株式会社三法	5,085,300円		
17	マルト建設株式会社	5,085,300円		
備考	入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。 本件は、複数ある単価の合計額により入札を実施した。 工事概要 アスファルト舗装工(SK-5型)外208工種 履行期限 平成22年7月30日			

入札見積経過調書

案件番号	2010-00111	件名		
内部発注番号	4225000002	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その2		
入札見積締切日時	2010年3月5日 17時00分			
開札日時	2010年3月8日 9時13分			
予定価格	6,674,456円			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区管内(A)			
業種	0100 道路舗装工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	株式会社タキタ建設		
	所在地	東京都杉並区大宮一丁目22番23号		
落札金額	4,958,167円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	株式会社タキタ建設	4,958,167円		落札率 78%
2	平山建設株式会社	4,958,167円		
3	山内建設株式会社	4,958,167円		
4	諫早建設株式会社	4,958,167円		
5	東栄興業株式会社	4,958,167円		
6	株式会社済美建設	4,958,167円		
7	東邦建設株式会社	4,958,167円		
8	株式会社早房	4,958,167円		
9	萬建工業株式会社	4,958,167円		
10	興亜土木株式会社	4,958,167円		
11	中江建設工業株式会社 本社	4,958,167円		
12	株式会社三法	4,958,167円		
13	有限会社ディー工房	4,958,167円		
14	株式会社大英	4,958,167円		
15	中央土工工業株式会社	4,958,167円		
16	マルト建設株式会社	5,021,733円		
17	株式会社街路	無効		同日に開札の「狭あい道路 拡幅整備工事(単価契約)そ の1」を落札したため無効
備考	入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。 本件は、複数ある単価の合計額により入札を実施した。 工事概要 アスファルト舗装工(SK-5型)外208工種 履行期限 平成22年7月30日			

入札見積経過調書

案件番号	2010-00112	件名			
内部発注番号	4225000003	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その3			
入札見積締切日時	2010年3月5日 17時00分				
開札日時	2010年3月8日 9時19分				
予定価格	6,674,456円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区管内(B)				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	萬建工業株式会社			
	所在地	東京都杉並区今川四丁目22番14号			
落札金額	4,958,167円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	萬建工業株式会社	4,958,167円			落札率 78%
2	平山建設株式会社	4,958,167円			
3	山内建設株式会社	4,958,167円			
4	諫早建設株式会社	4,958,167円			
5	東栄興業株式会社	4,958,167円			
6	株式会社済美建設	4,958,167円			
7	東邦建設株式会社	4,958,167円			
8	株式会社早房	4,958,167円			
9	興亜土木株式会社	4,958,167円			
10	有限会社ディー工房	4,958,167円			
11	中央土建工業株式会社	4,958,167円			
12	マルト建設株式会社	4,958,167円			
13	株式会社三法	5,021,733円			
14	中江建設工業株式会社 本社	5,085,300円			
15	株式会社大英	5,085,300円			
16	秋葉建設工業株式会社	辞退			
17	株式会社街路	無効			同日に開札の「狭あい道路 拡幅整備工事(単価契約)そ の1」を落札したため無効
18	株式会社タキタ建設	無効			同日に開札の「狭あい道路 拡幅整備工事(単価契約)そ の2」を落札したため無効

備考	入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。 本件は、複数ある単価の合計額により入札を実施した。 工事概要 アスファルト舗装工(SK-5型)外208工種 履行期限 平成22年7月30日
----	---

入札見積経過調書

案件番号	2010-00113	件名			
内部発注番号	4225000004	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その4			
入札見積締切日時	2010年3月5日 17時00分				
開札日時	2010年3月8日 9時27分				
予定価格	6,674,456円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区管内(B)				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	興亜土木株式会社			
	所在地	東京都杉並区浜田山三丁目36番13号			
落札金額	4,958,167円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	興亜土木株式会社	4,958,167円			落札率 78%
2	平山建設株式会社	4,958,167円			
3	山内建設株式会社	4,958,167円			
4	諫早建設株式会社	4,958,167円			
5	株式会社済美建設	4,958,167円			
6	東邦建設株式会社	4,958,167円			
7	株式会社早房	4,958,167円			
8	株式会社三法	4,958,167円			
9	有限会社ディー工房	4,958,167円			
10	株式会社大英	4,958,167円			
11	マルト建設株式会社	4,958,167円			
12	中江建設工業株式会社 本社	5,085,300円			
13	中央土建工業株式会社	5,085,300円			
14	東栄興業株式会社	5,275,998円			
15	秋葉建設工業株式会社	辞退			
16	株式会社街路	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その1」を落札したため無効
17	萬建工業株式会社	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その3」を落札したため無効
18	株式会社タキタ建設	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その2」を落札したため無効

備考	入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。 本件は、複数ある単価の合計額により入札を実施した。 工事概要 アスファルト舗装工(SK-5型)外208工種 履行期限 平成22年7月30日
----	---

入札見積経過調書

案件番号	2010-00114	件名			
内部発注番号	4225000005	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その5			
入札見積締切日時	2010年3月5日 17時00分				
開札日時	2010年3月8日 9時33分				
予定価格	6,674,486円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区管内(C)				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	中江建設工業株式会社 本社			
	所在地	東京都杉並区井草三丁目32番8号			
落札金額		4,958,167円			
No	商号又は名称	第1回			備考
1	中江建設工業株式会社 本社	4,958,167円			落札率 78%
2	平山建設株式会社	4,958,167円			
3	山内建設株式会社	4,958,167円			
4	諫早建設株式会社	4,958,167円			
5	株式会社済美建設	4,958,167円			
6	東邦建設株式会社	4,958,167円			
7	株式会社早房	4,958,167円			
8	有限会社ディー工房	4,958,167円			
9	株式会社大英	4,958,167円			
10	中央土工工業株式会社	4,958,167円			
11	マルト建設株式会社	4,958,167円			
12	株式会社三法	5,085,300円			
13	東栄興業株式会社	5,275,998円			
14	秋葉建設工業株式会社				
		辞退			
15	株式会社街路				同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その1」を落札したため無効
		無効			
16	萬建工業株式会社				同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その3」を落札したため無効
		無効			
17	興垂土木株式会社				同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その4」を落札したため無効
		無効			
18	株式会社タキタ建設				同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その2」を落札したため無効
		無効			

備考	入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。 本件は、複数ある単価の合計額により入札を実施した。 工事概要 アスファルト舗装工(SK-5型)外208工種 履行期限 平成22年7月30日
----	---

入札見積経過調書

案件番号	2010-00115	件名			
内部発注番号	4225000006	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その6			
入札見積締切日時	2010年3月5日 17時00分				
開札日時	2010年3月8日 9時37分				
予定価格	6,674,456円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区管内(C)				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	平山建設株式会社			
	所在地	東京都杉並区上荻四丁目19番23号			
落札金額	4,958,167円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	平山建設株式会社	4,958,167円			落札率 78%
2	山内建設株式会社	4,958,167円			
3	諫早建設株式会社	4,958,167円			
4	株式会社済美建設	4,958,167円			
5	東邦建設株式会社	4,958,167円			
6	株式会社早房	4,958,167円			
7	株式会社三法	4,958,167円			
8	有限会社ディー工房	4,958,167円			
9	株式会社大英	4,958,167円			
10	マルト建設株式会社	4,958,167円			
11	東栄興業株式会社	5,275,998円			
12	中央土工工業株式会社	5,403,131円			
13	秋葉建設工業株式会社				
		辞退			
14	株式会社街路	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その1」を落札したため無効
15	萬建工業株式会社	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その3」を落札したため無効
16	興亜土木株式会社	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その4」を落札したため無効
17	中江建設工業株式会社 本社	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その5」を落札したため無効
18	株式会社タキタ建設	無効			同日に開札の「狭あい道路拡幅整備工事(単価契約)その2」を落札したため無効

備考	入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。 本件は、複数ある単価の合計額により入札を実施した。 工事概要 アスファルト舗装工(SK-5型)外208工種 履行期限 平成22年7月30日
----	---

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 4 月 7 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並区立井草中学校改築建築工事						
業種	建築工事						
履行場所	杉並区上井草三丁目 20 番 11 号						
履行期間	契約締結の翌日から平成 24 年 7 月 31 日まで						
概要	<p>○ 中学校校舎、屋内運動場等の改築工事 敷地面積：14,049.50 m² 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 階数：地上 4 階建て 規模：建築面積 5,084.99 m²、延べ床面積 10,226.51 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎 A B 棟：4 階建、建築面積 3,129.29 m²、床面積 7,730.25 m² ・ 校舎 C 棟：2 階建、建築面積 746.96 m²、床面積 1,269.24 m² ・ 屋内運動場：2 階建、建築面積 1,194.74 m²、床面積 1,201.82 m² ・ 自転車置場：1 階建、建築面積 14.00 m²、床面積 25.20 m² <p>主な諸室 普通教室 15 室、メディアスペース、校長室、職員室、給食室、図書室、理科室、音楽室、家庭科室、保健室、技術室、美術室、ランチルーム、屋上プール</p> <p>○ 既存体育館及び付属物の撤去、整地 構造：SRC 造+S 造平屋 延べ床面積：667 m²</p>						
発注方法	建設共同企業体発注						
建設共同企業体 結成方法	<p>1 3 者による自主結成であること。 2 この入札に関して、同時に 2 以上の建設共同企業体の構成員にならないこと。 3 構成員に区内業者を最低 1 者以上含めること。 4 出資比率は以下のとおりであること。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">出資比率 1 位の構成員</td> <td style="width: 50%;">上限 70%</td> </tr> <tr> <td>出資比率 2 位の構成員</td> <td>下限 15%</td> </tr> <tr> <td>出資比率 3 位の構成員</td> <td>下限 15%</td> </tr> </table>	出資比率 1 位の構成員	上限 70%	出資比率 2 位の構成員	下限 15%	出資比率 3 位の構成員	下限 15%
出資比率 1 位の構成員	上限 70%						
出資比率 2 位の構成員	下限 15%						
出資比率 3 位の構成員	下限 15%						
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準及び杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある者であること。 4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）の参加資格 ア 出資比率 1 位及び 2 位の構成員になれる者は、特定建設業の許可を有すること。</p>						

	<p>① 出資比率第1位の構成員になれる者 次のア・イの条件をともに満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付「建築工事」A級を有すること。 イ 告示日以前7年間の官公庁における契約実績が、建築工事で「5億円以上」あること。</p> <p>② 出資比率2位又は3位の構成員になれる者 次のア・イの条件をともに満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付「建築工事」C級以上を有すること。 イ 告示日以前7年間の官公庁における契約実績が、建築工事でA級「2億円以上」、B級「1億5千万円以上」、C級「5千万円以上」あること。</p> <p>7 区外業者の参加資格 ア 特定建設業の許可を有すること イ IS09000S 又は 14000S 等の認証を取得していること。</p> <p>① 出資比率第1位の構成員になれる者 次のア・イの条件をともに満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付「建築工事」A級21番からA級100番までを有すること。 イ 告示日以前7年間の官公庁における契約実績が、建築工事で「16億円以上」あること。</p> <p>② 出資比率2位又は3位の構成員になれる者 次のア・イの条件をともに満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付「建築工事」A級でかつA級21番以下又はB級を有すること。 イ 告示日以前7年間の官公庁における契約実績が、建築工事でA級「7億円以上」、B級「3億円以上」あること。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより「建設共同企業体協定書」を提出するとともに、電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成22年4月7日（水）午前9時から平成22年4月16日（金）午後3時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成22年4月20日（火）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成22年4月21日（水）以降、発注図書にて指定するコピー店で購入すること。 図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達サービスにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年4月27日（火）午前11時まで
回答の方法	電子調達サービスによる。 閲覧時期 平成22年4月30日（金）午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年5月13日（水）午後5時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	電子調達サービスによる。

	注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成22年5月14日（木）午前10時00分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成22年5月14日（木）午後2時以降に行う予定
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌営業日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。 ・落札者は別途指定する「建設共同企業体協定書」を提出すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の30%が必要
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮契約 杉並区議会において、本契約議案が原案のとおり可決されるまで、仮契約とする。なお、仮契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。 2 契約担当者 杉並区長 山田 宏 3 前払い金 有り 4 部分払い 有り 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 本件は「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）対象工事である。 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-5307-0612

入札見積経過調書

案件番号	2010-00319	件名			
内部発注番号	4225000015	杉並区立井草中学校改築建築工事			
入札見積締切日時	2010年5月13日 17時00分				
開札日時	2010年5月14日 14時11分				
予定価格	2,309,790,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区上井草三丁目20番11号				
業種	0700 建築工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	渡辺・江州・大一建設共同企業体			
	所在地	東京都杉並区高円寺南四丁目3番3号			
落札金額	2,190,000,000円				
No	商号又は名称	第1回	第2回		備考
1	渡辺・江州・大一建設共同企業体	2,230,000,000円	2,190,000,000円		落札率 99.55%
2	白石・日時・立野建設共同企業体	2,350,000,000円	2,218,000,000円		
3	興建社・佐藤・興信建設共同企業体	2,275,000,000円	2,220,000,000円		
備考	<p>工事概要</p> <p>○中学校校舎、屋内運動場等の改築工事 敷地面積: 14,049.50㎡ 構造: 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 階数: 地上4階建て 規模: 建築面積5,084.99㎡、延べ床面積10,226.51㎡</p> <p>○既存体育館及び付属物の撤去、整地 構造: SRC造+S造平屋 延べ床面積: 667㎡ 履行期限 契約締結の翌日から平成24年7月31日まで</p> <p>本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年杉並区条例第1号)第2条の規定に基づき、杉並区議会において契約議案が可決されるまでは仮契約とする。</p>				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 4 月 12 日

杉並区長 山田 宏

件名	井草中学校旧校舎解体工事
業種	ひき家・解体
履行場所	杉並区上井草三丁目 20 番 11 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 22 年 9 月 30 日まで
概要	<p>1. 井草中学校の旧校舎、屋内運動場（ステージのみ）、プール及び付属物を撤去、整地する。</p> <p>解体建築物概要</p> <p>敷地面積 14,049.50 m² 建築面積 2,260 m² 延床面積 6,318 m²</p> <p>校舎, 開放用施設：延床面積 5,933 m² RC 造 4 階, 塔屋 1 階 屋内運動場ステージ：延床面積 104 m² S 造平屋 プール：25m、6 コース RC 造、CB 造 その他：倉庫等付属建築物（CB 造等）、校舎残存物、指定樹木の伐採伐根、外構工作物、舗装、電気設備、機械設備 等</p> <p>2. 煙突・焼却炉跡撤去工事（別紙参照）</p> <p>3. 屋内運動場ステージ解体に伴う壁の復旧、手洗い場設置工事</p>
発注方法	建設共同企業体発注
建設共同企業体結成方法	<p>1 2 者による自主結成であること。</p> <p>2 この入札に関して、同時に 2 以上の建設共同企業体の構成員にならないこと。</p> <p>3 出資比率は以下のとおりであること。</p> <p>出資比率 1 位の構成員 上限 70 % 出資比率 2 位の構成員 下限 30 %</p>
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準及び杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「ひき家・解体」に登録のある者であること。</p> <p>4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。</p> <p>6 杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）の参加資格</p> <p>① 出資比率第 1 位の構成員になれる者 次のア・イ・ウの条件を全て満たすこと。 ア 東京電子自治体共同格付「ひき家・解体」100 番以内を有すること。 イ 告示日以前過去 5 年の官公庁における 1 件当たりの契約実績が、ひき家・</p>

	<p>解体で「5千万円以上」あること。</p> <p>ウ 特定建設業の許可を有すること。</p> <p>② 出資比率2位の構成員になれる者 東京電子自治体共同格付「ひき家・解体」の格付を有すること。</p> <p>7 区外業者の参加資格</p> <p>① 出資比率第1位の構成員になれる者 次のアからウの条件を全て満たすこと。</p> <p>ア 東京電子自治体共同格付「ひき家・解体」50番以内を有すること。</p> <p>イ 特定建設業の許可を有すること。</p> <p>ウ 告示日以前過去7年の官公庁における1件当たりの契約実績が、ひき家・解体で「7千万円以上」あること。</p> <p>② 出資比率2位の構成員になれる者 次のア・イの条件を全て満たすこと。</p> <p>ア 東京電子自治体共同格付「ひき家・解体」31番以下を有すること。</p> <p>イ 告示日以前過去7年の官公庁における1件当たりの契約実績が、ひき家・解体で「2千万円以上」あること。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達システムにより「建設共同企業体協定書」を提出するとともに、電子調達システムにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成22年4月12日（月）午前9時から平成22年4月21日（水）午後3時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成22年4月23日（金）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成22年4月26日（月）以降、発注図書にて指定するコピー店で購入すること。 図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年5月10日（月）午前11時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成22年5月12日（水）午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年5月18日（火）午後5時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成22年5月19日（水）午前10時00分
開札場所	電子調達システム
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成22年5月19日（木）午後2時以降に行う予定）
落札通知	・落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札通知を受けた者は、通知を受けた後 3 営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。 ・ 落札者は別途指定する「建設共同企業体協定書」を提出すること。
最低制限価格	設定しない。
低入札価格調査制度	適用する。
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%が必要
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区副区长 松沼 信夫 3 前払い金 有り 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 本件は「建築物に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)対象工事である。 8 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-5307-0612

入札見積経過調書

案件番号	2010-00329	件名	井草中学校旧校舎解体工事		
内部発注番号	4225000024				
入札見積締切日時	2010年5月18日 17時00分				
開札日時	2010年5月19日 10時08分				
予定価格	130,809,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区上井草三丁目20番11号				
業種	3100 ひき家・解体				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	山口・三浦建設共同企業体			
	所在地	東京都杉並区大宮一丁目22番53号			
落札金額		68,040,000円			
No	商号又は名称	第1回			備考
1	山口・三浦建設共同企業体	68,040,000円			落札率 54.61%
2	フジムラ・一ノ関建設共同企業体	76,800,000円			(江戸川区)
3	関口・カシモト建設共同企業体	77,390,000円			(足立区)
4	高山・永島建設共同企業体	83,000,000円			(北区)
5	内村・高田建設共同企業体	85,700,000円			(新宿区)
6	酒井・坂口建設共同企業体	93,500,000円			(大田区)
7	エコワス・川上建設共同企業体	99,000,000円			(昭島市)
8	テクノ・ハウジング建設共同企業体	110,000,000円			(世田谷区)
9	津久波・中央建設共同企業体	112,250,000円			(北区)
10	丸利根・池田建設共同企業体	117,000,000円			(三鷹市)
11	後藤・新栄建設共同企業体	119,365,400円			(墨田区)
12	東亜道路・キムラ工業建設共同企業体	143,000,000円			(港区)
備考	<p>工事概要</p> <p>1.井草中学校の旧校舎、屋内運動場(ステージのみ)、プール及び付属物を撤去、整地する。</p> <p>解体建築物概要</p> <p>敷地面積 14,049.50㎡</p> <p>建築面積 2,260㎡</p> <p>延床面積 6,318㎡</p> <p>2.煙突・焼却炉跡撤去工事</p> <p>3.屋内運動場ステージ解体に伴う壁の復旧、手洗い場設置工事</p> <p>履行期限 平成22年9月30日</p> <p>入札の結果、杉並区低入札価格に関する調査規程に基づく調査基準価格を下回ったため、同規程第6条及び第7条により調査・審査を実施し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めため、山口・三浦建設共同企業体を落札者として決定する。</p>				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 5 月 10 日

杉並区長 山田 宏

件名	高井戸小学校環境整備工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区高井戸西二丁目 2 番 1 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 22 年 11 月 30 日まで
概要	<p>1. 建築工事</p> <p>1) グランド整備工事 校庭芝生張り 1,746 m² 雨水貯留浸透層設置 391m³ グランド舗装 2,202 m²</p> <p>2) 囲障工事 防球ネット設置 H=10m 191m ムッシュフェンス設置 H=1.5m, 2.0m 197m 擁壁新設 H=1.0m から 3.0m 112m 門扉設置 3 箇所</p> <p>3) 遊具工事 一式</p> <p>4) 外部倉庫新設 3 箇所 (RC 造 平屋)</p> <p>5) 植栽工事 一式</p> <p>6) その他工事 一式</p> <p>2. 電気設備工事 電灯、弱電設備工事 一式</p> <p>3. 機械設備工事 給排水、散水設備工事 一式</p>
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準及び杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）であること。</p> <p>4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。</p> <p>6 特定建設業の許可を有すること。</p> <p>7 東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級又は B 級を有すること。</p> <p>8 受注制限 同日公告の以下の案件を本件に先立ち落札した者は、本件の入札参加資格はない者とする。 「杉並第二小学校耐震補強工事」</p>
入札の無効	<p>・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。</p> <p>・競争入札参加者心得に違反した入札。</p> <p>・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。</p>

希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成22年5月10日（月）午前9時から平成22年5月12日（水）午後3時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成22年5月14日（金）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成22年5月17日（月）発注図書で指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達サービスにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年5月21日（金）午前11時まで
回答の方法	電子調達サービスによる。 閲覧時期 平成22年5月25日（火）午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年5月31日（月）午後5時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成22年6月1日（火）午前10時00分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成22年6月1日（火）午後2時以降に行う予定
落札通知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区副区长 松沼 信夫 3 前払い金 有り 4 部分払い なし 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。（様式は任意） 7 本件は「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）対象工事である。 8 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-5307-0612

入札見積経過調書

案件番号	2010-00394	件名		
内部発注番号	4225000053	高井戸小学校環境整備工事		
入札見積締切日時	2010年5月31日 17時00分			
開札日時	2010年6月1日 10時00分			
予定価格	149,908,500円			
調査基準価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区高井戸西二丁目2番1号			
業種	0700 建築工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	株式会社興建社		
	所在地	東京都杉並区荻窪五丁目18番14号		
落札金額	142,000,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	株式会社興建社	142,000,000円		落札率 99.46%
2	白石建設株式会社	144,000,000円		
3	渡辺建設株式会社	145,000,000円		
4	佐藤建業株式会社	147,500,000円		
5	大一建設株式会社	149,000,000円		
備考	<p>工事概要</p> <p>1. 建築工事</p> <p>1) グランド整備工事</p> <p>校庭芝生張り 1,746㎡</p> <p>雨水貯留浸透層設置 391m³</p> <p>グランド舗装 2,202㎡</p> <p>2) 囲障工事 防球ネット設置 H=10m 191m</p> <p>マッシュフェンス設置 H=1.5m, 2.0m 197m</p> <p>擁壁新設 H=1.0mから3.0m 112m</p> <p>門扉設置 3箇所</p> <p>3) 遊具工事 一式</p> <p>4) 外部倉庫新設 3箇所(RC造 平屋)</p> <p>5) 植栽工事 一式</p> <p>6) その他工事 一式</p> <p>2. 電気設備工事 電灯、弱電設備工事 一式</p> <p>3. 機械設備工事 給排水、散水設備工事 一式</p> <p>履行期限 平成22年11月30日まで</p>			

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 22 年 5 月 19 日

杉並区長 山田 宏

件名	桃井第二小学校受変電設備改修工事
業種	電気工事
履行場所	杉並区荻窪五丁目 10 番 25 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 22 年 8 月 31 日まで
概要	<p>(1) 改修工事 屋外キュービクル方式受変電設備を新設する。</p> <p>(2) 撤去工事 屋外キュービクル、高圧交流負荷開閉器(UGS)及びケーブルを撤去する。</p>
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準及び杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「電気工事」に登録のある杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）であること。 4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 東京電子自治体共同格付「電気工事」A から C 級を有すること。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	<p>電子調達サービスにより申し込むこと。</p> <p>「杉並区施行能力等審査型総合評価方式（試行）」公告事項に従い資料を提出すること。</p>
希望申請書提出期間	<p>・平成 22 年 5 月 19 日（水）午前 9 時から平成 22 年 5 月 24 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）</p>
入札参加資格の決定	<p>入札参加資格審査は、平成 22 年 5 月 26 日（水）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。</p>
図面・仕様書等の配布	<p>入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。</p> <p>図面等を入手しないものは、入札に参加できない。</p>
質問の方法	<p>図面・仕様書等に対する質問は電子調達サービスにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 22 年 6 月 1 日（火）</p>

	午前 11 時まで
回 答 の 方 法	電子調達サービスによる。 閲覧時期 平成 22 年 6 月 3 日 (木) 午後 1 時から
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 22 年 6 月 9 日 (水) 午後 5 時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開 札 日 時	平成 22 年 6 月 10 日 (木) 午前 10 時 00 分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	3 回 (初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成 22 年 6 月 10 日 (木) 午後 2 時以降に行う予定)
落 札 通 知	・落札者には電子調達サービスにて開札の翌日以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から 3 営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最 低 制 限 価 格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	契約金額の 10%
そ の 他	1 契約締結期限 落札の日から 5 日以内 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 高 和弘 3 前払い金 有り 4 部分払い なし 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意) 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話 03-5307-0612

杉並区施工能力等審査型総合評価方式(試行)

公告事項

工事件名 桃井第二小学校受変電設備改修工事

平成 22 年 5 月

杉並区経理課契約担当

この工事は、入札の際に工事価格と施工能力を総合的に評価して落札者を決定する施工能力等審査型総合評価方式(試行)の工事である。工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めない。

1 提出資料の様式及び提出方法

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請と同時に次の書類を提出する。

- (1) 施工能力評価点申告書(別紙1)
- (2) 配置予定技術者の保有資格証(当該発注工事の建設業法上の業種に関する資格)の写し
- (3) 当該工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として係わったことが確認できる財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報サービス(以下「CORINS」という。)の竣工時工事カルテ(技術データ含む)等の写し
- (4) 入札参加希望者の当該業種(電気工事)における直近3件まで(注1)の工事成績評定通知書(杉並区の発注工事で、基準日(注2)の3年3か月前の日から3年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。)の写し

(注1)「当該業種(電気工事)における直近3件まで」とは、期間内に請負った当該業種(電気工事)の工事のうち直近のものから順に3件を対象とし、3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。なお、工事成績評定を受けていない場合(0件)でも入札の参加は可能である。

(注2)「基準日」とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

- (5) 地域貢献等申告書(別紙2)
- (6) 杉並区との災害時の協定に基づく、前年度から引続く活動を確認できる記録や写真など
- (7) 本店・支店・営業所等の区内営業拠点におけるISO等認証・登録証の写し
- (8) 雇用対策点に該当する雇用対策の実施を確認できる以下の書類
 - ア 障害者を雇用した場合の奨励金や助成金の交付決定通知書等の写し、または被雇用者の身体障害者手帳の写しと雇用を証明する健康保険証の写し
 - イ 杉並区子育て優良事業者表彰状の写し
 - ウ 次世代育成支援対策推進法第13条に定める認定証の写し

2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、次の価格点と施工能力評価点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

- (1) 価格点の算定方法

価格点の算定は以下のとおりとする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 施工能力評価点の評価

施工能力評価点は、工事成績評価点(13点満点)、配置予定技術者の資格点(3点満点)及び配置予定技術者の実績点(2点満点)、企業の地域貢献等への評価点(5点)の合計とする。

(3) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、過去の工事成績評定通知書(杉並区の発注工事のみを対象とする。)の総評定点の平均に基づき、下表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 20点未満	0
20点以上 30点未満	1
30点以上 35点未満	2
35点以上 40点未満	3
40点以上 45点未満	4
45点以上 50点未満	5
50点以上 55点未満	6
55点以上 60点未満	7
60点以上 65点未満	8
65点以上 70点未満	9
70点以上 75点未満	10
75点以上 77.5点未満	11
77.5点以上 80点未満	12
80点以上 100点以下	13

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日(注2)の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、直近3件までの工事成績評定通知書の総評定点の相対平均とする。ただし、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

(注2)「基準日」とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

工事成績評価点算定の対象工事は、**杉並区競争入札参加資格**の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

工事成績評定点の算定対象となる工事:**電気工事**

(4) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法(昭和24年法律第100号)上の業種について、一級技術者(建設業法第15条第2号イに該当

する者をいう。以下同じ。)の場合に3点、二級技術者(建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。)の場合に2点、その他の技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。)の場合に1点とする。

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

一級技術者	3点
二級技術者	2点
その他の技術者	1点

(5) 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、財団法人日本建設情報総合センターのCORINSに登録された同種工事について、配置予定技術者が、監理技術者として係わった場合に2点、主任技術者として係わった場合に1.5点、担当技術者として係わった場合に1点、CORINSに登録された類似工事について、配置予定技術者が監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、担当技術者として係わった場合に0.5点、とする。同種工事及び類似工事とは以下のとおりとする。

同種工事：受変電設備設置を伴う新規及び改修の電気工事

類似工事：指定しない

資格点の区分・点数は下表のとおりである。

	担当した役割			
	監理技術者	主任技術者	担当技術者	なし
同種工事(案件ごとに指定)	2点	1.5点	1点	0点
類似工事(案件ごとに指定)	1.5点	1点	0.5点	0点

3 地域貢献等評価点については、申請日現在で、次のとおり算定するものとする。

(1) 区内業者点

杉並区競争入札参加資格者名簿において、杉並区内に本店を置き、営業の本拠地を有する者は2点とする。

杉並区内に代理人を設置し、かつ、支店、支社等の営業所を置き営業している者で、杉並区入札実施要綱第2条の2による認定を受けた者は1点とする。

(2) 災害協定点

区との災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は 0.5 点とする。

(3) 災害活動実績点

区との災害時における協定に基づく、前年度から引続く活動の実績がある場合は 0.5 点とする。

(4) 品質・環境配慮点

第 1 号における営業拠点で、以下の表にある I S O 等の認証を 1 以上取得している場合は 1 点とする。

対象規格	
品質マネジメントシステム	ISO9000 シリーズ
環境マネジメントシステム	ISO14001
	エコアクション 21
	エコステージ (ステージ 2 以上の認証)
	K E S ・ 環境マネジメントシステム ・ スタンダード (ステップ 2 以上の認証)

(5) 雇用対策点

以下の各号に該当する場合は 1 点とする。

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号) 第 43 条に係る雇用義務がある建設業者で、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である場合又は同条による雇用義務がない建設業者で、障害者を雇用している場合
- イ 杉並区子育て優良事業者表彰実施要綱 (平成 19 年 2 月 9 日杉並第 75608 号) 第 2 条に定める表彰を過去 3 年以内に受けている場合
- ウ 次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) 第 13 条に定める認定を受けている場合

4 提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

5 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。

ただし、配置予定技術者の死亡等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点は、変更前の技術者の保有する資格・実績点以上とする。

技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合にあっても変更後の技術者の保有する資格・実績点に変更前の技術者の保有する資格・実績点未満の場合は、入札前の調査資料に虚偽の記載をした

ものとして取り扱うものとするとともに、本工事の工事成績評定点を減点することがある。

- 6 この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、杉並区外部評価委員会設置要綱（平成14年9月6日杉政企発第77号）及び杉並区外部評価委員会事務取扱要領（平成14年9月11日杉政経発第480号）により、契約事務担当者に対して落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、苦情を申し立てることができる。

施工能力評価点申告書

年 月 日

申請者 _____

工事件名 _____

工事成績評定

1	工事件名			
	契約番号		工 期	~
	業 種		総評定点	
2	工事件名			
	契約番号		工 期	~
	業 種		総評定点	
3	工事件名			
	契約番号		工 期	~
	業 種		総評定点	
工事成績評価点		$(\text{総評定点①} + \text{総評定点②} + \text{総評定点③}) \div \text{件数} =$ $(\quad + \quad + \quad) \div 3 = \quad \text{点}$		

配置予定技術者の資格

氏 名			
監理技術者資格者証番号	第	号	（監理技術者を配置予定の場合記入）
保有資格区分	一級技術者・二級技術者・その他		
保有資格の名称			
交付番号		取得年月日	
資格点	一級技術者=3点 二級技術者=2点 その他=1点 _____点		

配置予定技術者の実績

工事件名			
CORINS番号			
業 種			
配置予定技術者の役割	監理技術者・主任技術者・担当技術者		
実績点	同種工事 監理技術者=2点 主任技術者=1.5点 担当技術者=1点 類似工事 監理技術者=1.5点 主任技術者=1点 担当技術者=0.5点 _____点		

- ・ 工事成績総評定点の対象は杉並区発注工事に限るものとする。
- ・ 工事成績総評定点の平均点の算定は、評価対象となる直近3件の相加平均とする。
- ・ 配置予定技術者の資格欄は、配置予定技術者の保有資格について資格名、交付番号、取得年月日を記入すること。
- ・ 配置予定技術者の実績欄は、評価対象となる配置予定技術者のかかった工事件名、CORINS登録番号、業種を記入し、CORINS竣工カルテの写しを添付すること。
- ・ 配置予定技術者の実績は、起工時に指定した規模のものを記入すること。

施工能力評価点 _____点 + 地域貢献等評価点 _____点 = 合計 _____点

地域貢献等申告書

区内業者点	区内に本店 あり	2点	_____点
	区内に支店・営業所 あり	1点	
	区内に本店・支店・営業所 なし	0点	
災害協定点	区との災害協定 あり	0.5点	_____点
	協定等の名称： _____		
	区との協定者（団体名）： _____		
区との災害協定 なし	0点		
災害活動実績点	区との災害協定に基づく前年から引続く活動の実績		_____点
	前年から引続く実績 あり	0.5点	
	前年から引続く実績 なし	0点	
品質・環境配慮点	ISO9000シリーズ	左記の1以上 を取得 1点	_____点
	ISO14001		
	エコアクション21		
	エコステージ（ステージ2以上の認証）		
	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード （ステップ2以上の認証）		
雇用対策点	法定雇用率以上の障害者雇用	いずれかに該 当1点	_____点
	子育て優良事業者表彰受賞		
	「くるみん」認定		
計 _____点			

- ・ 区内業者点における区内支店・営業所については、区内業者の認定を受けたものをいう。
- ・ 区との災害協定等に基づく実績は、具体的な活動を証明する書類として実施記録、写真等、を添付すること。
- ・ 品質・環境配慮点は、本店・支店・営業所等の区内営業拠点におけるISO等認証・登録証の写しを添付すること。

意見聴取表			
学識経験者		確認日	平成22年 5月13日
氏名	役職		
林 幹生	土木技術支援・人材育成センター所長		
意見聴取の根拠	1 地方自治法施行令第167条の10の2第4項 2 杉並区施工能力等審査型総合評価方式試行要綱第4条		
意見聴取事項	1 落札者決定基準 2 落札者決定時における意見聴取の有無		
工事件名	桃井第二小学校受変電設備改修工事		
所属	(工事担当部署) 杉並区 政策経営部 営繕課 (契約担当部署) 杉並区 政策経営部 経理課 契約担当		
意見	1 本件の落札者決定基準について、特に意見はありません。 2 本件の落札者決定時における意見聴取については必要ありません。		

意見聴取表			
学識経験者		確認日	2010/5/13
氏名	役職		
石坂 弘司	東京都建設局総務部技術管理課長		
意見聴取の根拠	1 地方自治法施行令第167条の10の2第4項 2 杉並区施工能力等審査型総合評価方式試行要綱第4条		
意見聴取事項	1 落札者決定基準 2 落札者決定時における意見聴取の有無		
工事件名	桃井第二小学校受変電設備改修工事		
所属	(工事担当部署) 杉並区 政策経営部 営繕課 (契約担当部署) 杉並区 政策経営部 経理課 契約担当		
意見	1 本件の落札者決定基準について、特に意見はありません。 2 本件の落札者決定時における意見聴取については必要ありません。		

入札見積経過調書 (総合評価方式)

案件番号	2010-00453		件名					
内部発注番号	4225000071		桃井第二小学校受変電設備改修工事					
入札見積締切日時	平成22年6月9日 17時00分							
開札日時	平成22年6月10日 10時35分							
予定価格 (税込み)	30,989,700 円							
調査基準価格	非公表							
履行場所	東京都杉並区荻窪五丁目10番25号							
業種	010 電気工事							
入札方式	01 一般競争入札							
落札者	商号又は名称	栄新テクノ株式会社						
	所在地	杉並区桃井四丁目16番11号						
落札金額 (税抜き)	18,790,000円							
No	商号又は名称	第1回	第2回	第3回	価格点	施工能力 評価点	評価値	備考
1	栄新テクノ株式会社	18,790,000			32.7	18.0	50.7	
2	牧野電設工業株式会社	22,000,000			22.9	16.5	39.4	
3	株式会社協電社	25,000,000			13.8	15.0	28.8	
4	清田電機工業株式会社	27,500,000			6.1	15.5	21.6	
5	株式会社第一電工	28,580,000			2.8	15.0	17.8	
6	東九電気工事株式会社	28,763,000			2.3	15.0	17.3	
7	オール電機工業株式会社	29,450,000			0.2	15.0	15.2	
8	和電工業株式会社	29,500,000			0.0	15.0	15.0	
9	株式会社協伸電設	30,800,000						
10	金子電設株式会社	31,361,000						
11	大国屋電機工業株式会社	32,300,000						
12	杉並電業株式会社	33,500,000						
13	大光電気工業株式会社	33,500,000						
14	株式会社三興電設	33,400,000						
15	新共栄電気株式会社	34,500,000						
16	株式会社八丁電気工業	34,870,000						
17	株式会社相互電機	34,600,000						
18	旭電設株式会社	34,700,000						
19	米山電気工業株式会社	35,800,000						
20	峯尾機工株式会社	35,000,000						
21	栄進電設工業株式会社	35,200,000						

22	有限会社アサノ電設	36,900,000						
備考	<p>工事概要</p> <p>(1) 改修工事 屋外キュービクル方式受変電設備を新設する。</p> <p>(2) 撤去工事 屋外キュービクル、高圧気中開閉器(PAS)及びケーブルを撤去する。</p> <p>履行期限 平成22年8月31日</p> <p>入札の結果、杉並区低入札価格に関する調査規程に基づく調査基準価格を下回ったため、同規程第6条及び第7条により調査・審査を実施し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたので、栄新テクノ株式会社を落札者として決定する。</p>							

※価格点及び評価値は小数点以下第一位まで表示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 22 年 10 月 13 日

杉並区長 田中 良

件名	下高井戸児童館耐震補強及び内装改修工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区下高井戸四丁目 19 番 6 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 23 年 2 月 18 日まで
概要	1. 耐震補強 ・ 2 階ブリッジ ブレース新設 ・ 遊戯室倉庫 ブレース撤去新設 ・ 鉄骨外階段 ブレース新設 2. 内装改修 ・ 塗装改修（壁、天井、床、その他） ・ 床張替え ・ 流し台撤去新設 ・ 金属建具、木製建具 撤去新設 ・ 便所改修 ・ 手摺改修 その他 ・ 電気設備工事一式 ・ 機械設備工事一式
予定価格	18,363,000 円（消費税および地方消費税を含まない金額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された 杉並区内の業者 （杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア 申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ 申請業種「建築工事」に登録のあること。 ウ 東京電子自治体共同格付「建築工事」 B～C級 を有すること。 エ 引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。
入札の無効	・ 公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・ 競争入札参加者心得に違反した入札。 ・ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加

	資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	平成 22 年 10 月 13 日（水）午前 9 時から平成 22 年 10 月 15 日（金）午後 3 時まで （締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、 平成 22 年 10 月 18 日（月） に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	入札参加資格を確認後、 電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手 すること。
質問の方法	1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 指定質疑書は 電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手 すること。 3 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。 4 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話 5307-0612
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成 22 年 10 月 27 日（水）午後 5 時まで （締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成 22 年 10 月 28 日（木）午前 10 時 00 分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	1 回 （再度入札は行わない）
落札通知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から 3 営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	適用する。
低入札価格調査制度	設定しない。
入札保証金	免除
契約保証金	必要となる場合がある。
その他	1 契約締結期限 落札の日から 5 日以内 2 契約担当者 杉並区経理課長 森 雅之 3 前払い金 あり 4 部分払い なし 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。（様式は任意） 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当に問い合わせること。 電話：03-5307-0612

入札見積経過調書

案件番号	2010-00747	件名		
内部発注番号	4225000224	下高井戸児童館耐震補強及び内装改修工事		
入札見積締切日時	2010年10月27日 17時00分			
開札日時	2010年10月28日 10時04分			
予定価格	19,281,150円			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区下高井戸四丁目19番6号			
業種	0700 建築工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	友伸建設株式会社		
	所在地	東京都杉並区西荻北二丁目24番13号		
落札金額	18,350,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	友伸建設株式会社	18,350,000円		落札率 99.93%
2	大一建設株式会社	18,363,000円		
3	株式会社矢島工務店	18,363,000円		
4	富士興業有限公司	辞退		
5	天心建設株式会社	辞退		
6	松木建設株式会社	辞退		
備考	<p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 耐震補強 ・2階ブリッジ ブレース新設 ・遊戯室倉庫 ブレース撤去新設 ・鉄骨外階段 ブレース新設 2. 内装改修 ・塗装改修(壁、天井、床、その他) ・床張替え ・流し台撤去新設 ・金属建具、木製建具 撤去新設 ・便所改修 ・手摺改修 その他 ・電気設備工事一式 ・機械設備工事一式 <p>履行期限 平成23年2月18日</p>			

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 23 年 3 月 9 日

杉並区長 田中 良

件名	馬橋小学校普通教室空調機設置工事（ゼロ区債工事）
業種	空調工事
履行場所	杉並区高円寺北四丁目 28 番 5 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 23 年 7 月 1 日まで
概要	<p>1．空調機器設備工事 屋外にガスヒートポンプエアコンを設置し、各教室に天吊型エアコン室内機を設置する。 GHP 室外機 30HP×3 台、室内機 18 台</p> <p>2．換気設備工事 各教室に天吊露出型全熱交換機を設置する。</p> <p>3．ガス設備工事 ガスヒートポンプエアコンにガス供給を行う。</p> <p>4．電気設備工事 空調機設置に伴う電気設備工事一式。</p> <p>5．撤去工事 各教室の FF 暖房機を撤去する。</p>
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「空調工事」に登録のある杉並区内の業者（杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で区内業者の認定を受けた者）であること。</p> <p>4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。</p> <p>6 東京電子自治体共同格付「空調工事」A～C 級を有すること。</p> <p>7 受注制限 同日開札の以下の案件を本件に先立ち落札したものは、本件の入札参加資格は無いものとする。 浜田山小学校外 1 校普通教室空調機設置工事（ゼロ区債工事） 高井戸東小学校外 1 校普通教室空調機設置工事（ゼロ区債工事） 新泉小学校外 2 校普通教室空調機設置工事（ゼロ区債工事） 永福小学校普通教室空調機設置工事（ゼロ区債工事）</p>
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。

	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成23年3月9日(水)午前9時から平成23年3月11日(金)午後3時まで (締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成23年3月15日(火)に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成23年3月15日(火)入札参加資格確認結果通知書受領後、電子調達サービス業務メニュー「発注図書等受領」から入手すること。 図面等を入手しない者は、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達サービスにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成23年3月18日(金)午前11時まで
回答の方法	電子調達サービスによる。 閲覧時期 平成23年3月23日(水)午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成23年3月29日(火)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。(積算内訳書の様式は任意とする)
開札日時	平成23年3月30日(水)午前10時15分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	3回 (初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成23年3月30日(水)午後2時以降に行う予定)
落札通知	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%

<p>そ の 他</p>	<p>1 本件は債務負担に基づく契約であり、前払金を含め平成22年度の支払は行わない。</p> <p>2 契約締結期限 落札の日から5日以内</p> <p>3 契約担当者 杉並区政策経営部長 高 和弘</p> <p>4 前払い金 有り</p> <p>5 部分払い なし</p> <p>6 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>7 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。(様式は任意)</p> <p>8 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-5307-0612</p>
--------------	--

入札見積経過調書

案件番号	2010-01074	件名		
内部発注番号	4225000432	馬橋小学校普通教室空調機設置工事(ゼロ区債 工事)		
入札見積締切日時	2011年3月29日 17時00分			
開札日時	2011年3月30日 10時15分			
予定価格	43,932,000円			
調査基準価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区高円寺北四丁目28番5号			
業種	1000 空調工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	梶原電工株式会社		
	所在地	東京都杉並区阿佐ヶ谷南二丁目36番1号		
落札金額	41,800,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	梶原電工株式会社	41,800,000円		落札率 99.90%
2	株式会社大京工機	43,500,000円		
3	克明工業株式会社	45,900,000円		
4	セントラルファンリティーズ株式会社	46,000,000円		
5	石川設備工業株式会社	46,700,000円		
6	株式会社日創	47,000,000円		
7	株式会社中央	47,300,000円		
8	松本工業株式会社	47,500,000円		
9	有限会社第一総合サービス	47,500,000円		
10	株式会社協伸電設	47,800,000円		
11	栄新テクノ株式会社	48,500,000円		
12	株式会社ユーダイ	48,800,000円		
13	株式会社東京水質管理センター	49,000,000円		
備考	<p>工事概要</p> <p>1. 空調機器設備工事 屋外にガスヒートポンプエアコンを設置し、各教室に天吊型エアコン室内機を設置する。 GHP 室外機30HP×3台、室内機18台</p> <p>2. 換気設備工事 各教室に天吊露出型全熱交換機を設置する。</p> <p>3. ガス設備工事 ガスヒートポンプエアコンにガス供給を行う。</p> <p>4. 電気設備工事 空調機設置に伴う電気設備工事一式。</p> <p>5. 撤去工事 各教室のFF暖房機を撤去する。</p> <p>履行期限 平成23年7月11日</p>			

入札見積経過調書

案件番号	2010-00948	件名			
内部発注番号	4225000350	杉並清掃事務所排水管改修工事			
入札見積締切日時	2011年1月13日 17時00分				
開札日時	2011年1月14日 10時05分				
予定価格	非公表				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区成田東五丁目15番20号				
業種	0900 給排水衛生工事				
入札方式	04 随意契約(見積競争)				
落札者	商号又は名称	株式会社ユーダイ			
	所在地	東京都杉並区松ノ木二丁目20番4号			
落札金額					
No	商号又は名称	第1回			備考
1	株式会社ユーダイ	2,250,000円			
2	株式会社中央	2,330,000円			
3	株式会社村田設備	2,380,000円			
4	北栄水建株式会社	2,410,000円			
5	東管設備株式会社	2,450,000円			
備考	契約金額1,291,500円(税込み) 最低価格で見積をした株式会社ユーダイと減価交渉により、上記による随意契約を締結する。 履行期限 平成23年2月21日				

平成23年度 入札監視委員会

委託・賃貸借契約 審議案件

案件番号	種類	契約件名	備考	参考資料
1	一般競争	杉並第十小学校温水プール監視業務委託 (長期継続契約)	高落札率	発注公告 経過調書 p.1 p.3
2	指名競争	杉並清掃事務所外2施設の清掃業務委託	高落札率	経過調書 p.5
3	指名競争	ペットボトル回収事業に係るペットボトルの 売却(単価契約)	売払い案件	経過調書 p.6
4	指名競争	南荻窪中央公園改修工事基本計画、基本 設計、実施設計委託	低落札率	経過調書 p.7

・指名競争については、公告を行っていないため、発注公告はありません。

発注公告・一般競争入札

杉並区公告契約第 2010-00004 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 22 年 2 月 3 日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並第十小学校温水プール監視業務等委託（長期継続契約）
業種（営業種目）	警備・受付等 取扱品目「プール管理」
履行場所（納入場所）	杉並区和田三丁目 5 5 番 4 9 号
履行期間（納入期限）	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
概要	<p>1 施設概要</p> <p>一般用プール 25m×13m 水深 1.20～1.40 1箇所 幼児用プール 12m×4m 水深 0.55～0.60 1箇所 更衣室 3箇所 男子更衣室 ロッカー数 168個 女子更衣室 ロッカー数 156個 障害者更衣室 ロッカー数 12個</p> <p>2 業務時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで</p> <p>3 業務日 毎月第一火曜日、年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日</p> <p>4 配置人員 ○責任者・副責任者 各 1 名以上 （財）日本体育施設協会水泳指導管理士資格者又は日本赤十字社水上安全法救助員認定者で 22 歳以上の者 ○従事者 最大配置 5 名 18 歳以上で、水泳ができ、救助法及び心肺蘇生法の研修・訓練の受講修了者。 なお、業務の必要上、男女の比率は同率とする。</p> <p>5 業務内容 （1）プール監視（2）日常管理（3）水質等管理（4）日常清掃（5）入退場受付 （6）自転車整理（7）情報セキュリティに関する事項（8）その他</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「警備・受付等」取扱品目「プール管理」に登録があり、次の区分ごとの条件をすべて満たすもの。</p> <p>（1）区内業者（杉並区内に本店を有する者又は平成 22 年 1 月 1 日現在、区内業者扱い申出書を提出し「区内業者」と認定された者） ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、A 又は B であること。 イ 公告日以前 3 年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。（区内支店等は、当該支店の実績とする。） ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>（2）区外業者 ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、A であること。 イ 公告日以前 3 年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。 ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。 エ ISO9000 又は環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、KES）の認証を取得していること。</p>

	<p>4 公告日以前引き続き2年以上、当該営業種目の営業していること。</p> <p>5 公告日以前3年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p> <p>6 事業協同組合が入札に参加する場合には、当該組合の組合員は単独で参加できない。</p>												
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであったとしても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札 												
希望申請方法	<p>電子調達システムにより申し込む。</p> <p>なお、参加資格条件の契約実績を証明する書類として、契約書（表紙）を添付すること。</p>												
希望申請書提出期間	<p>平成22年2月3日（水）から平成22年2月5日（金）午後3時まで。</p> <p>（締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）</p>												
入札参加資格の決定	<p>入札参加資格審査は、平成22年2月8日（月）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。（入札参加資格確認結果通知書）</p>												
図面・仕様書等の入手方法	<p>平成22年2月8日（月）から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。</p>												
質問の方法	<p>発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成22年2月12日（金）午後3時まで</p>												
回答の方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>閲覧日時 平成22年2月16日（火）午後9時から</p>												
入札期間	<p>入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成22年2月22日（月）午後5時まで（締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない）</p>												
入札方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>入札金額は年額とし、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。なお、長期継続契約の入札金額は、別紙「長期継続契約制度施行に伴う入札方法及び契約書等の変更について（通知）」を参照すること。</p>												
開札日時	<p>平成22年2月23日（火）午前9時</p>												
開札場所	<p>電子調達システム</p>												
入札回数	<p>2回まで（初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定である。）</p>												
落札通知	<p>落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。</p> <p>落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。</p>												
最低制限価格	<p>設定する。</p>												
入札保証金	<p>納付免除</p>												
契約保証金	<p>必要な場合がある。</p>												
積算内訳書の提出	<p>入札に係る積算内訳書（総括及び人件費を含む費目別内訳）を提出しなければ契約書類一式は交付できない。（様式は任意とする。）</p>												
留意事項	<table border="0"> <tr> <td>1 契約締結期限</td> <td>平成22年4月1日</td> </tr> <tr> <td>2 契約担当者</td> <td>杉並区政策経営部長 高 和弘</td> </tr> <tr> <td>3 前払い金</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>4 準拠規定</td> <td>杉並区契約事務規則、</td> </tr> <tr> <td>5 契約書</td> <td>標準契約書</td> </tr> <tr> <td>6 連絡先</td> <td>入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535～1538</td> </tr> </table>	1 契約締結期限	平成22年4月1日	2 契約担当者	杉並区政策経営部長 高 和弘	3 前払い金	なし	4 準拠規定	杉並区契約事務規則、	5 契約書	標準契約書	6 連絡先	入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535～1538
1 契約締結期限	平成22年4月1日												
2 契約担当者	杉並区政策経営部長 高 和弘												
3 前払い金	なし												
4 準拠規定	杉並区契約事務規則、												
5 契約書	標準契約書												
6 連絡先	入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535～1538												

入札見積経過調書

案件番号	2010-00004	件名		
内部発注番号	4223000003	杉並第十小学校温水プール監視業務等委託(長期継続契約)		
入札見積締切日時	2010年2月22日 17時00分			
開札日時	2010年2月23日 9時00分			
予定価格	非公表			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区和田三丁目55番49号			
営業種目1	105 警備・受付等	取扱品目	07 プール管理	
			00	
			00	
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	日誠ビル管理株式会社		
	所在地	東京都杉並区上高井戸一丁目25番17号		
落札金額	41,000,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	日誠ビル管理株式会社	41,000,000円		
2	株式会社明和産業	41,350,000円		
3	ビソー工業株式会社 杉並支店	41,500,000円		
4	日建総業株式会社	41,800,000円		
5	京浜企業株式会社	41,850,000円		
6	日本美装株式会社 東京支店	41,900,000円		
7	日本環境衛生株式会社	42,000,000円		
8	株式会社オーチュー 杉並支店	42,000,000円		
9	株式会社三幸コミュニティマネジメント	42,000,000円		
10	オーディーエー株式会社 杉並支店	42,100,000円		
11	株式会社エイト	42,200,000円		
12	株式会社日本環境ビルテック	42,400,000円		
13	株式会社武翔総合管理	42,500,000円		
14	株式会社サンアメニティ	42,500,000円		
15	株式会社和心	42,650,000円		
16	株式会社ジндаイ 杉並支店	43,200,000円		
17	株式会社サイオー 東京支店	43,600,000円		
18	不二興産株式会社	44,000,000円		
19	株式会社城西企業 杉並支店	44,000,000円		

20	株式会社豊栄美装	44,200,000円			
備考	<p>○本件は、平成22年第1回区議会定例会において平成22年度予算が成立した場合に、平成22年4月1日に契約締結します。</p> <p>○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。</p>				

入札見積経過調書

案件番号	2010-00102	件名	
内部発注番号	4223000153	杉並清掃事務所外2施設の清掃業務委託	
入札見積締切日時	2010年2月25日 17時00分		
開札日時	2010年2月26日 9時20分		
予定価格	非公表		
最低制限価格	非公表		
履行場所	東京都杉並区杉並清掃事務所、杉並清掃事務所下井草分室、旧杉並中継所		
営業種目1	103 建物清掃	取扱品目	01 一般清掃 00 00
入札方式	02 指名競争入札		
落札者	商号又は名称	株式会社清美商会	
	所在地	東京都杉並区下井草二丁目3番5号下井草第2サンハイツ404	
落札金額	4,569,260円		
No	商号又は名称	第1回	備考
1	株式会社清美商会	4,569,260円	
2	京浜企業株式会社	4,600,000円	
3	日本環境衛生株式会社	4,655,000円	
4	中央管財株式会社	4,705,000円	
5	有限会社杉並設備	4,800,000円	
6	株式会社東京水質管理センター	5,500,000円	
7	有限会社ラックスアップ	5,560,000円	
備考	○本件は、平成22年第1回区議会定例会において平成22年度予算が成立した場合に、平成22年4月1日に契約締結します。 ○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。		

入札見積経過調書

案件番号	2010-00226	件名		
内部発注番号	4228000002	ペットボトル回収事業に係るペットボトルの売却 (単価契約)		
入札見積締切日時	2010年3月2日 17時00分			
開札日時	2010年3月3日 9時05分			
予定価格	非公表			
最低制限価格	非公表			
履行場所	発注図書等「仕様書」のとおり			
営業種目1	099 不用品買受	取扱品目	00	
			00	
			00	
入札方式	02 指名競争入札			
落札者	商号又は名称	株式会社山室		
	所在地	東京都台東区元浅草二丁目2番15号		
落札金額	36.5円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	株式会社山室	36.5円		
2	東京ペットボトルリサイクル株式会社	25.2円		
3	太誠産業株式会社	26.36円		
備考	○本件は、平成22年第1回区議会定例会において平成22年度予算が成立した場合に、平成22年4月1日に契約締結します。 ○契約金額(単価)は落札金額です。			

入札見積経過調書

案件番号	2010-00817	件名			
内部発注番号	4223000988	南荻窪中央公園改修工事基本計画、基本設計、 実施設計委託			
入札見積締切日時	2010年11月18日 17時00分				
開札日時	2010年11月19日 9時00分				
予定価格	3,858,750円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	別紙仕様書のとおり				
業種	1200 土木設計				
入札方式	02 指名競争入札				
落札者	商号又は名称	株式会社モジュール 西東京支店			
	所在地	東京都杉並区荻窪二丁目30番7号オーツビル			
落札金額	1,100,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	株式会社モジュール 西東京支店	1,100,000円			
2	株式会社あい造園設計事務所	2,300,000円			
3	株式会社栄設計	2,480,000円			
4	大和測量設計株式会社	3,200,000円			
5	第一航業株式会社	4,560,000円			
備考	○契約金額 落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額				
	○契約番号 内部発注番号				

平成23年度 入札監視委員会

物品購入契約 審議案件

案件番号	種類	契約件名	備考	参考資料
1	一般競争	松溪中学校 学習机外の購入	高落札率	発注公告 経過調書 p.1 p.4

発注公告・一般競争入札

杉並区公告契約第 2010-00449 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成 22 年 5 月 19 日

杉並区長 山田 宏

件名	松溪中学校 学習机外の購入
業種(営業種目)	什器・家具
履行場所 (納入場所)	杉並区荻窪二丁目 3 番 1 号 区立松溪中学校
履行期間 (納入期限)	契約締結の翌日から平成 22 年 7 月 30 日まで ただし、学校への納品は、平成 22 年 7 月 10 日から 7 月 20 日までの間に行う。
概要	以下の物品の購入 購入は、参考品又は参考品と同等品以上による。 同等品での入札を希望する場合には、入札前に機能を説明の上、発注部署の承諾を得ること。 【学習机（新 J I S）5 号】 462 台 参考品：ハウトク学生机 Hi-X2 型 【学習椅子（新 J I S）5 号】 462 脚 参考品：ハウトク学生椅子 Hi-X2 型 その他 添付の購入数量一覧で確認のこと。
参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準及び杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営・電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体が「杉並区」、営業種目「什器・家具」に登録のある区内業者（杉並区内に本店を有する者、又は杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有し、杉並区が区内業者と認定した者）であること。 4 引き続き 2 年以上、当該業種の営業を営んでいること。 5 東京電子自治体共同運営格付「営業種目：什器・家具」C 級以上を有すること。
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請書提出期間	平成 22 年 5 月 19 日（水）から平成 22 年 5 月 21 日（金）午後 3 時まで （締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 22 年 5 月 24 日（月）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。（入札参加資格確認結果通知書）
図面・仕様書等の入手方法	平成 22 年 5 月 24 日（月）から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。

質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から、平成22年5月31日（月）午前11時まで										
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成22年6月2日（水）午後2時から										
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から、 平成22年6月8日（火） 午後 5時まで （締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）										
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は、見積もる金額の105分の100の金額とすること。										
開札日時	平成22年6月9日（水） 午前 9時10分										
開札場所	電子調達システム										
入札回数	2回まで（初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は、平成22年6月9日（水）午後2時以降に行う予定である。）										
落札通知	落札者には、電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。										
最低制限価格	設定しない。										
入札保証金	納付免除										
契約保証金	必要な場合がある。										
積算内訳書の提出	契約書に添付を求める。										
留意事項	<table border="0"> <tr> <td>1 契約締結期限</td> <td>落札の日から5日以内とする。</td> </tr> <tr> <td>2 契約担当者</td> <td>杉並区副区長 松沼 信夫</td> </tr> <tr> <td>3 前払い金</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>4 準拠規定</td> <td>杉並区契約事務規則</td> </tr> <tr> <td>5 連絡先</td> <td>入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課 契約担当 電話 3312-2111 内線 1535~1538</td> </tr> </table>	1 契約締結期限	落札の日から5日以内とする。	2 契約担当者	杉並区副区長 松沼 信夫	3 前払い金	なし	4 準拠規定	杉並区契約事務規則	5 連絡先	入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課 契約担当 電話 3312-2111 内線 1535~1538
1 契約締結期限	落札の日から5日以内とする。										
2 契約担当者	杉並区副区長 松沼 信夫										
3 前払い金	なし										
4 準拠規定	杉並区契約事務規則										
5 連絡先	入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課 契約担当 電話 3312-2111 内線 1535~1538										

購入数量一覧

品名	メーカー	品番	サイズ等	数量	耐震固定
更衣ロッカー	コクヨ	L K - 4 F 1 (4 連)	W900×D515×H1790	2	
事務机 (片袖)	イトーキ	C Z N - 1 1 7 C A	W1100×D700×H700	25	
事務椅子 (肘無し) *1	イトーキ	KKC - 932DA - T4 (ビニルレザー)	W450×D530	11	
窓下保管庫 (引き違い)	ライオン	VGR - 07S (スチール引き違い)	W900×D450×H700	2	
保管庫 (天板)	ライオン	V G - L T 1 (木目)	W900×D450×H20	2	
保管庫 (ベース)	ライオン	VGR - B 1	W900×D426×H40	2	
掃除用具入れ	コクヨ	C L K - Z 3 5 F 1	W455×D515×H1790	8	*2
更衣ロッカー	コクヨ	L K - 3 F 1 (3 連)	W900×D515×H1790	11	
整理棚	コクヨ	S E - A 6 6 2 6 E F 1 N	W1815×D615×H1800	4	
事務椅子 (肘無し)	イトーキ	K - 2 1 3 - S O	キャスター有り	6	
事務椅子 (肘無し)	イトーキ	K - 2 1 3 - S O	杉並仕様、キャスター無し	8	
テーブル	コクヨ	B T - 2 5 3 F 1	W1500×D750×H700	3	
スタッキングチェア	アイリスチトセ	L T S - 1 1 0 Z	W500×D525×H748	18	
楕円テーブル	コクヨ	M T - 3 0 4	W1800×D1050×H720	3	
ミーティング用チェア	ライオン	N O . 1 2 1 0	W580×D490×H775	18	
クロスパネル	コクヨ	SSP-CP189S	W860×D25×H1760	6	
ホワイトボードパネル	コクヨ	SSP-WP189N	W860×D25×H1760	6	
丸ベース	コクヨ	SSPB-1		8	
ボール	コクヨ	SSPF-1		8	
専用台車	コクヨ	SSP-T1	W615×D1406×H1230	2	
ロビーチェア	コクヨ	CN-150 VFN22	W1800×D600×H670	1	
折りたたみ机 (幕板付き)	ライオン	Y F - 1 8 4 5 P R	W1800×D450×H700	28	
折りたたみ机 (幕板付き) *1	ライオン	Y F - 1 8 4 5 P R	W1800×D450×H700	10	
パイプ椅子 (折りたたみ)	アイリスチトセ	C A L - X 0 3 M - F (V)	W487×D460×H750 (SH435)	112	
会議用テーブル	プラス	R T - 3 1 5 8	W1500×D800×H700	4	
椅子 (スタッキングチェア)	コクヨ	C K - M 2 4 3 (H 5 B 5) 防災品	W530×D560×H790 (435)	16	
多人数用コートスタンド	ライオン	N o 1 0 6 N	W580×D470×H1600	1	
ホッパボード	プラス	L B - K R 4 3 0 W H	W1012×D566×H1600	27	
ベンチ	コクヨ	P F - B 1 5 N N	W1800×D540×H405	18	
書架	コクヨ	S S S - M U T 4 3	W1200×D450×H1005	15	
学習机 (新JIS) 5号	ホウトク	学生机 H - X 2 型	W600×D450×700	462	
学習椅子 (新JIS) 5号	ホウトク	学生椅子 H - X 2 型	W360×D380×H420 (SH)	462	
ホッパボード (暗線入り)	コクヨ	B B - K 6 3 4 A W 1 N N	W1290×D542×H1800	1	
ホッパボード (暗線入り) *1	コクヨ	B B - K 6 3 4 A W 1 N N	W1290×D542×H1800	1	
窓下保管庫 (引き違い)	ライオン	V G 8 0 - 0 7 S (スチール引き違い)	W800×D450×H700	3	
保管庫 (天板)	ライオン	V G 8 0 - D T 1	W800×D450×H20	3	
保管庫 (ベース)	ライオン	V G 8 0 - B 1	W800×D426×H40	3	
重量ラック バレットタイプ (基本)	コクヨ	R H - P 1 0 S	W1800×D750×H2400	1	
重量ラック バレットタイプ (増連)	コクヨ	R H - P 1 0 C	W1800×D750×H2400	7	
パイプ椅子 (折りたたみ)	アイリスチトセ	C A L - X 0 3 S - V	W442×D437×H735 (SH425)	300	
全面パネル	コクヨ	P P - E 0 8 1 8 F 2 K D E 5 5	W800×H1835	10	
連結部材 (エンド)	コクヨ	P P S - E S E 1 8 F 2		4	
連結部材 (直線)	コクヨ	P P S - E S S F 2		6	
連結部材 (90度 2方向)	コクヨ	P P S - E S L 1 8 F 2		2	
椅子台車	アイリスチトセ	S S 台車 5 0	W550×D958×H1800	1	
テーブル (折りたたみ式)	アイリスチトセ	F T W - 1 8 9 0 N	W1800×D900×H700	50	
生徒用美術教室用机 (2号)	オカムラ	9326DYP - MH79	W700×D500×H700	40	
生徒用椅子 (2号)	オカムラ	9329CZP - W977	W360×D400×H420 (SH)	40	

*1使用するキャスターはOA用塩ビタイル貼りの床に適したものとすること。

*2 メディアスペース (6台) については耐震固定しないこと。

入札見積経過調書

案件番号	2010-00449	件名		
内部発注番号	4222000007	松溪中学校 学習机外の購入		
入札見積締切日時	2010年6月8日 17時00分			
開札日時	2010年6月9日 9時11分			
予定価格	非公表			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区杉並区荻窪二丁目3番1号 区立松溪中学校			
営業種目1	004 什器・家具	取扱品目		00
				00
				00
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	有限会社ワタナベ文具店		
	所在地	東京都杉並区本天沼一丁目1番3号		
落札金額	23,420,320円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	有限会社ワタナベ文具店	23,420,320円		
2	和泉ビジネス・マシン株式会社	23,988,000円		
3	有限会社成沢製作所	24,000,000円		
4	有限会社吉田文具店	24,003,140円		
5	有限会社大國屋	24,008,000円		
6	株式会社ふじのき	24,117,700円		
7	有限会社ナカヤ	24,160,000円		
8	有限会社四国堂	24,200,000円		
9	株式会社コージー	24,260,000円		
10	有限会社土佐屋	24,317,000円		
11	株式会社安斎商会	24,493,920円		
12	株式会社市川商店	24,677,000円		
13	株式会社大一喜久屋商店	24,973,500円		
備考	契約番号 内部発注番号 契約金額 24,591,336円(消費税及び地方消費税を含む) 履行期間 契約締結の翌日から平成22年7月30日まで			